

予算特別委員会（第2分科会）記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年2月26日（木）午前10時0分～午後4時16分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（福祉局）

- | | |
|-------------|---|
| 1. 予算第1号議案 | 令和8年度神戸市一般会計予算（関係分） |
| 2. 予算第4号議案 | 令和8年度神戸市国民健康保険事業費予算 |
| 3. 予算第9号議案 | 令和8年度神戸市介護保険事業費予算（関係分） |
| 4. 予算第10号議案 | 令和8年度神戸市後期高齢者医療事業費予算 |
| 5. 第20号議案 | 神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件 |
| 6. 第21号議案 | 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件 |
| 7. 第22号議案 | 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件 |
| 8. 第23号議案 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例の件 |

出席委員（欠は欠席委員）

主 査	大かわら 鈴子			
副主査	大 野 陽 平			
分科員	香 川 真 二	川 口 まさる	平 田 正	か じ 幸 夫
	うえなか美貴子	細 谷 典 功	宮 田 公 子	朝 倉 えつ子
	味口 としゆき	外 海 開 三	住本 かずのり	高 橋 としえ
	河 南 忠 和	高 瀬 勝 也	よこはた 和幸	村 野 誠 一
	松本 しゅうじ	山 口 由 美	堂 下 豊 史	
委員長	植 中 雅 子			

議 事

（午前10時0分開会）

○主査（大かわら鈴子） おはようございます。

ただいまから予算特別委員会第2分科会を開会いたします。

なお、大野理事より、通院のため遅れる旨の届出がありましたので、御報告申し上げておきます。

最初に、私から御挨拶申し上げます。

このたび副委員長に就任し、本分科会の主査として分科会運営を担当することになりました。理事並びに委員各位におかれましては、本分科会の運営が円滑に進められますよう、格段の御協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、分科会の運営につきまして、昨日の委員会で決定されましたところにより行ってまいりたいと存じますので、皆様の御協力をお願いいたします。

次に、昨日の理事会において決定されました事項について御報告いたします。

まず、委員各位の席の配置につきましてはお手元の定席表のとおり、また、質疑に当たっては発言席を設けて、その席で行っていただくことになりましたので、御了承願います。

次に、質疑順位につきましては、局別審査においてはお手元の質疑順位表のとおりとし、総括質疑においては大会派順といたします。

なお、公務等により予定の質疑順位で不都合が生じる場合は、交渉会派については交渉会派の最後、5番目に、非交渉会派については非交渉会派の最後、3番目にそれぞれ繰り下げることを原則といたしたいと存じますので、併せて御了承願います。

次に、分科会における局別審査の質疑時間につきましては、議運決定事項により、答弁を含めて、自由民主党さんは60分、日本維新の会さん及び公明党さんはそれぞれ50分、日本共産党さんは40分、こうべ未来さんは35分、新しい自民党さん、躍動の会さん及びつなぐさんはそれぞれ15分、また、質疑者数につきましては、自由民主党さんは3名以内、日本維新の会さん、公明党さん及び日本共産党さんはそれぞれ2名以内、その他の会派はそれぞれ1名となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

（福祉局）

○主査（大かわら鈴子） それでは、日程によりまして、福祉局関係の審査を行います。

当局におかれては、簡明な説明をお願いします。

それでは、当局の説明を求めます。

○八乙女福祉局長 おはようございます。福祉局です。どうぞよろしくお願いいたします。着座で説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております令和8年度予算説明書につきまして御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和8年度福祉局予算の概要につきまして、新規施策・拡充施策を中心に御説明申し上げます。

くらしの安心と生活困窮者への支援でございます。

1. 食支援を通じた生活相談、(1)食支援団体への支援といたしまして、食支援を通じた生活相談を実施する食支援団体に対して、活動経費や冷凍・冷蔵庫の設置費用などの運営支援を引き続き実施するほか、コミュニティフリッジの設置・運営に係る経費の一部を新たに支援します。

また、食支援団体に対する補助金の増額や、公共保管庫の新たな確保にも取り組みます。

(2)フードサポートこうべの実施といたしまして、食料品・生活用品の無料配布会及び生活相談会を全区で複数回実施します。

3. 社会福祉施設に対する運営支援といたしまして、物価高騰の影響を踏まえ、令和7年度分に引き続き、令和8年度においても、施設種別に応じた市独自の運営支援を実施します。

4 ページに移りまして、高齢者の方への支援でございます。

1. 新たな通所型サービスの創設といたしまして、フレイル状態にある高齢者が自身の状態に適したサービスを選択することができるよう、新たな通所型サービスを創設します。

3. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進といたしまして、診断助成制度と事故救済制度を組み合わせた認知症神戸モデルを引き続き実施します。

また、若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、市内の企業に在籍する産業医等を対象とした研修を新たに実施します。

4. 介護人材の確保といたしまして、市独自に実施するキャリアアップ支援金の支給等を通じ、介護人材の確保・定着に取り組みます。また、介護現場におけるハラスメント防止に向けた取組を引き続き実施いたします。

加えて、あんしんすこやかセンターの委託費用を人材確保の観点から大幅に増額します。

5. 介護施設の大規模修繕に対する支援といたしまして、介護保険制度創設前に整備された特別養護老人ホーム等の介護施設に対する市独自の大規模修繕補助制度を新たに創設します。

6. 敬老割引の実証実験に対する支援といたしまして、敬老・福祉パス制度の対象外となっている路線の一部において、民間バス事業者が実施する敬老割引の実証実験に係る経費を補助します。

5 ページに移りまして、障害者の方への支援でございます。

1. 医療的ケア児者や介護者への支援といたしまして、訪問看護事業者が実施する医療保険対象外の見守り・介護等について、市独自の支援制度を創設します。

2. 障害福祉サービスの充実、(1)計画相談支援導入の推進といたしまして、サービス利用計画の作成を担う相談支援専門員の確保・定着に係る市独自の支援について、補助要件の緩和や対象拡大を行います。

(2)日常生活用具の購入費用助成の拡充といたしまして、障害者の自立生活のために必要な用具費の支給について、ストーマ装具の支給基準月額を増額します。

(3)移動支援の対象拡大といたしまして、日中サービス支援型グループホームの入居者を新たに対象といたします。

6 ページに移りまして、地域共生社会の実現に向けた取組でございます。

2. 災害時要援護者支援の推進といたしまして、有識者等で構成された検討会を開催し、災害時における要援護者支援の在り方について具体的な検討を進めます。

4. しあわせの村のリニューアルといたしまして、新たに付加する機能や民間事業者の参入方法の検討を行い、リニューアル方針を策定します。

続いて、7ページに移りまして、各会計予算につきまして御説明申し上げます。

なお、説明に際しましては、100万円未満は省略させていただきますので、御了承願います。
一般会計の歳入歳出予算一覧でございます。

歳入につきまして、第16款分担金及負担金は5,000万円、第17款使用料及手数料は1億8,900万円、第18款国庫支出金は1,005億9,700万円、第19款県支出金は352億3,500万円、第20款財産収入は3,900万円、第21款寄附金は3,000万円、第22款繰入金は3億3,200万円、第24款諸収入は37億7,200万円、第25款市債は8億4,200万円、以上、歳入合計は1,410億9,000万円でございます。

歳出につきまして、第4款民生費、第1項民生総務費は149億7,300万円、第2項生活保護費は765億6,800万円、第4項障害者福祉費は923億3,200万円、第5項老人福祉費は79億2,400万円、第6項国民年金費は3億3,400万円、第7項民生施設整備費は50億5,100万円、以上、歳出合計は1,971億8,600万円でございます。

8ページに移りまして、国民健康保険事業費の歳入歳出予算一覧でございます。

国民健康保険事業費は、神戸市国民健康保険に加入する被保険者の医療給付費等に要する経費で、表の最下段にございますように、合計は歳入歳出それぞれ1,484億1,500万円でございます。

9ページに移りまして、介護保険事業費の歳入歳出予算一覧でございます。

介護保険事業費は、要支援・要介護者の介護給付等に要する経費で、表の最下段にございますように、合計は歳入歳出それぞれ1,646億1,000万円でございます。

10ページに移りまして、後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算一覧でございます。

後期高齢者医療事業費は、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付等に要する経費で、表の最下段にございますように、合計は歳入歳出それぞれ535億400万円でございます。

なお、11ページから45ページにかけまして、各会計の(1)歳入予算の説明、(2)歳出予算の説明及び(3)債務負担行為を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

46ページに移りまして、令和8年度予算に関連する議案4件について御説明申し上げます。

第20号議案神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、法令の改正に伴い、介護保険料に係る保険料率算定の特例等を定めようとするものであります。

57ページに移りまして、第21号議案神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、法令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を新設するとともに、保険料賦課限度額を変更しようとするものであります。

80ページに移りまして、第22号議案神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件は、高齢期移行者医療費助成等と国公費負担医療制度の併用開始等に当たり、助成の範囲に関する規定等を変更しようとするものであります。

85ページに移りまして、第23号議案障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例の件は、神戸市立東垂水サービス事業所の廃止に伴い、条例を改正しようとするものであります。

以上、令和8年度福祉局関係予算及び予算関連議案につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○主査（大かわら鈴子） 当局の説明は終わりました。

引き続き、順位により質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化のため、当局におかれては簡明な答弁に努めるとともに、適当なものについては担当部課長からも答弁されるよう、この際、特に申し上げておきます。

また、質疑者が要望にとどめた項目についてはコメントを要しませんので、念のため申し添えておきます。

また、委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

なお、本日、山口委員におかれては、質疑においてプロジェクターを使用したいとの申出がございましたので、御報告いたしておきます。

それでは、よこはた委員。

○分科員（よこはた和幸） おはようございます。早速質疑をさせていただきたいと思います。

まずは、終活の相談支援についてお伺いをさせていただきたいと思います。

65歳以上の高齢者の世帯、今現在、夫婦のみで1,339万、単身のみでは850万世帯となっております。当然、神戸でも増加傾向にあるというふうに認識をしております。総人口に対する割合も今、2024年度で29.4%でございますが、これもすぐ30%を超えてくるという、高齢者へのケアというものがますます必要な時代になってこようかというふうに考えております。

高齢者の方々は、健康で、自分が元気なうちにある程度備えておきたいという思いでおられるという方が多くおられようかというふうに思います。何かあったときに自分の意思がしっかり手続的になされるかどうか、また、高齢者の多くが自分の子供たちや家族に迷惑をかけたくないという思いを持っておられる方が多いと思います。

その中で、神戸市自身が終活に関する相談窓口を今年度から開設をさせていただいております。私はこの点評価をしているほうでございまして、予約をして、来所で御相談を受ける。インターネットでも受け付けておられると。総合の相談窓口から、弁護士とか、そういった専門の窓口を設けておられるというふうに思いますが、10月から始まったばかりでございますけれども、現在の状況についてまずはお伺いしたいと思います。

また、病気や事故で自分の意思を伝えられなくなったときやお亡くなりになったときに備えて、エンディングノートというものの保管場所等を登録する制度が開始をされておられます。内容としては、かかりつけ医や薬の状況を家族等にお知らせをする。また、財産の状況や病気の告知の問題もあるし、延命措置の意思の問題もあろうかと思ひますし、多岐にわたるというふうに思いますが、現在の登録状況についてお伺いします。

○中郷福祉局高齢福祉課長 市民の皆様の終活を支援するため、昨年10月よりこうべ終活相談窓口を開設し、終活情報登録制度を開始しております。まずはその概要と現状につきまして御説明させていただきます。

まず、こうべ終活相談窓口では、終活にまつわる様々な不安や疑問に幅広く対応しております。終活の内容といたしますのは人それぞれでございますが、窓口では必要最低限の項目を整理するためのエンディングシートというものを用意しております。相談員はこのエンディングシートの項目に沿ってお話をお伺いし、必要な項目について一緒に整理しながら課題を把握していきます。その上で、必要な情報提供を行いますとともに、公的な制度あるいは民間サービスなどを御案内し、適切な支援につなげているところでございます。

また、相続や遺言、あるいは親族間の争い事など専門的な助言を必要とするケースに対応するため、弁護士・司法書士による専門相談も実施をしております。窓口はこうべ市民福祉交流センターの4階に設置しております。来所相談のほか、御自宅や各区の社会福祉協議会等からのオンライン相談にも対応しております。さらには、一般相談に限っては、お電話での御相談も承っているところでございます。

相談実績としましては、1月までの4か月間に297件の相談を実施しております。このうち43件が弁護士・司法書士による専門相談でした。相談内容としましては、終活を始めたいといったような終活の始め方に関することから、相続・遺言に関することや、葬儀・納骨、墓じまいなどのお墓に関する事、遺品整理や行政手続などの死後事務、さらには住まいに関する事まで多岐にわたっております。

次に、終活情報登録制度について御説明いたします。この制度は、終活によって整理した大切な内容が誰にも知られず埋没してしまわないよう、万が一に備え、エンディングノートの保管場所など終活情報を市に登録していただくものです。例えば、お亡くなりになったときや、事故や病気で御自身の意思を伝えることができなくなってしまったときなど、こうした場面で、登録時に指定した親族などから照会があった場合に、市が登録された終活関連情報を提供することで、御本人の意思に沿った形で死後の手続を円滑に進めることができる制度です。登録はこうべ終活相談窓口のほか、お住まいの区の社会福祉協議会の窓口でも受け付けております。

登録できる情報は、氏名、住所、生年月日といった個人を識別するための基本情報と、5項目の終活関連情報となっています。1つ目は登録した情報を伝えたい方で、登録情報開示先と呼んでおります。2つ目が緊急連絡先、登録情報開示先の中から万が一の際に連絡を希望する方を選んで指定をしていただきます。指定の際には緊急連絡先となる方の同意が必要となります。3つ目がエンディングノートの保管場所、4つ目が遺言書の保管場所、そして5つ目が、葬儀・納骨や遺品整理などの死後事務委任契約、または生前における金銭管理や身元保証契約などの生前契約、こういった契約を結んでおられる際の契約先とその内容というのが5番目になっております。登録件数は、同じく1月末までの4か月間で20件となっております。

以上でございます。

○分科員（よこはた和幸） 私ども議員は地元なり高齢者の方からいろんな御相談を受ける。高齢者の方々からの相談の量とか質とかもあるわけですが、この終活に関する事も相当地元で聞いておられる先生方もおられようかと思いますが、今293件というふうにお伺いをしたところでございますが、始まったばかりであるかとは思いますが、この対応件数はちょっと一部にすぎず、実際はまだまだ、私はニーズがあるのではないかとというふうに考えております。これまでの取組を通じて、情報発信の方法、制度としての課題について、局としてどのように評価をしているのか、見解を伺います。

○小園福祉局副局長 情報発信の方法や制度についての課題ということでございます。現状、始まってすぐということもございまして、窓口の相談員からは、これまで相談に来られた方、登録情報の登録された方については、終活に関する意識、関心が高く、既に御自身で終活に取り組まれている方も多いというふうに聞いているところでございます。

ただ、終活はこれからの人生を自分らしく安心して過ごせるようにするためだけでなく、残された御家族や友人、大切な方に思いを伝えるためにも重要なことでありまして、より多くの市民の皆様に浸透が必要だというふうに考えているところでございます。特に孤立している高齢者の方については、行政や地域とのつながりが希薄であることから、終活の必要性を感じていただき、実際に終活に取り組んでいただくことが容易ではないというふうに考えているところでございます。

また、加えて、関係機関との連携というところがあるのかなというふうに思っております。もともと制度をつくったときに、成年後見支援センターや安心サポートセンターとの連携を重視

いたしまして、こうべ市民福祉交流センター内に窓口を設置したところでございます。一方、実際に相談に来られる方の抱えている課題は様々でございまして、相談内容も多岐にわたることから、より多くの関係機関とネットワークを構築し、幅広い相談に対応できる体制を整えるとともに、特にエンディングプラン・サポート、こちらのほうに案内することが多いことを踏まえまして、エンディングプラン・サポートの相談窓口との連携強化、こちらが必要であるというふうに考えてございます。こちらに関しましては、令和8年10月、エンディングプラン・サポートの相談窓口をこうべ市民福祉交流センター内のほうに移転しまして、市民の利便性向上を図ってまいりたいと思っております。

あと、お尋ねの周知に関しましては、これまで公共施設でのチラシ配架や、あと広報紙等々での一般での広報に加えまして、神戸市老人クラブ連合会が主催する研修会で講演を行うなど、老人クラブの活動においても終活をテーマに取り上げていただくよう、積極的に働きかけを行ってきたところでございます。

引き続き多くの方に終活の重要性について理解を深めていただき、実際に終活に取り組んでいただけるよう、老人クラブとも連携を図りながら、あらゆる方法で情報を伝えられるよう、工夫してまいりたいと思っております。また、区社協の地域福祉ネットワークやあんしんすこやかセンター職員、民生委員の方など、高齢者の支援に携わっている方の協力も得ながら、個別の勧奨も取り組んでまいりたいと考えておるところです。

○分科員（よこはた和幸） ありがとうございます。周知の中で、私も広報紙K O B Eに載っているのを見ました。60代、70代が情報を取るのに、広報紙K O B Eがほぼほぼそれが強いというふうに聞いておりますので、もう少し目立つような広告はぜひともしていただきたいと思います。今の高齢者、私の親もそうでございますが、元気です。元気なので、この終活には備えたいと、やりたいという意識はあっても、まだ大丈夫やろうとか、そんな思いがあるのかなというふうに思っております。

今、皆さん方おっしゃっておられたとおり、御相談内容については多岐にわたります。それはちょっと行政では抱え切れないもの、恐らくいっぱいあろうかと思います。その中で、相談をされる相談員の質の向上というものが私は必要と考えております。つなぐ先の情報の共有と、具体的に工夫していることがあれば、お伺いをいたします。

○小園福祉局副局長 ただいま御指摘いただきましたとおり、窓口でお受けしている相談の内容は多岐にわたってございます。相談に来られた方に適切な情報を提供し、必要な支援につないでいくためには、相談員の質の向上が必須であるというふうに認識しているところでございます。

その相談員の方が正しい知識を身につけ、幅広い相談に対応できるよう、窓口の開設前後で、エンディングプラン・サポートの相談窓口であったり、高齢者の住み替え支援などの相談を行っておりますすまいるネット、あるいは人生会議を所管しています健康局と相談員との打合せの機会を設けまして、相互の取組に関する知識を深めるとともに、想定し得る連携について意見交換を行ったところでございます。

また、こうべ終活相談窓口の相談員だけではなく、身近な相談窓口であります区社協の職員も対象といたしまして、これまでに後見制度や死後事務委任契約、遺言、身元保証等の終活に関連する法的知識やエンディングノートの書き方について、弁護士や行政書士、社会福祉士による研修を実施したところでございます。

加えて、相談員の方には、他機関が開催しております外部研修への参加や、専門相談を担当す

る弁護士・司法書士への個別相談等によりまして、関連知識の習得に努めているところでございます。

さらに、相談内容や対応結果等につきましては、相談員を含みます市社協の終活支援担当内で共有するとともに、特に困難な事例に関しましては、個別に協議・検討した上で対応するなど、ノウハウの蓄積に取り組んでいるところでございます。

引き続き実際に窓口でお受けした相談内容も参考にしながら、関係機関と積極的に情報交換を行うことで、定期的に必要な知識を深めるための研修も実施することで、相談員の質の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○分科員（よこはた和幸） ありがとうございます。ぜひ質の向上を図っていただきたいと思います。

また、高齢者のニーズは、私どもよく聞くのは、入院とか施設に入るときの保証人の問題、家事の代行の問題から、任意の後見の問題、病気になったらどうしよう、介護になったらどうしよう、年金このままでやっていけるのか等々あるわけございまして、今お伺いするところ、この高齢者のニーズ——健康局のお墓の問題と福祉の総合パッケージ、私はこの局だと思っておりますので、この2つだけではなくて、多岐にわたってまいります。

私自身、この議会だけではなくて、前からずっとこの高齢者の多岐に及ぶ相談やニーズはやはりパッケージをしてもらいたいということをずっと申し上げておりましたので、まだまだ私にとってはパッケージしているようには思えませんので、今後どのように対応していくのか、見解をお伺いします。

○小園福祉局副局長 御指摘のとおり、高齢者の方の相談というところが多岐かつ専門的な形になっているというところがあるかと思っております。現状、本市では、高齢者の方の総合相談窓口、こちら、あんしんすこやかセンターということで設けておりまして、心身の衰えによる生活上の困り事から制度の活用まで幅広く相談を受け、必要な社会資源や支援につなげているところでございます。

他方、相談内容によりましては、専門的な知識やノウハウが必要な分野もあることから、必要に応じて専門の窓口——例えば先ほどありましたこうべ終活相談窓口もそうかなと思っておりますが、そういったところで各種制度の案内や助言を行うことで、多様化する高齢者のニーズに応え、切れ目なく対応できるものというふうに考えているところでございます。

あわせて、市が行うあんしんすこやかセンター説明会や区単位で行うあんしんすこやかセンター連絡会でこれらの相談窓口の情報提供を行ったり、あとは、区単位であんしんすこやかセンターとケアマネジャーや介護サービス事業者が連携を図れるよう連絡会を開催するなど、他機関の連携が円滑に進むよう、市としても支援しているところでございます。

また、高齢者の方がそれぞれの悩みや疑問を抱え込むことがないように、利用できる相談窓口や施策を知っていただくことも重要だというふうに考えてございます。そのため、令和7年度の広報紙K O B E 10月号、こちらで挟み込みの記事ですね、こちらのほうを作成いたしまして、シニア世代向けの各局の施策をパッケージ化した広報の取組というところを進めてきたところでございます。

御指摘のとおり、高齢者の方のニーズは多様化しておりまして、また、それに対応するための支援施策や関連する制度は多岐にわたってございます。引き続き各種相談窓口の円滑な連携、高齢者の方や支援者の方への施策の周知、これらの取組を併せて進めてまいりたいと考えておりま

す。

○分科員（よこはた和幸） 当然、多岐にわたるニーズでございますので、それぞれの相談窓口連携というのはぜひ図っていただきたいと思います。市民にとっても相談窓口がばらばらというか、私にとってもどれやねんというのがございますので、できるだけ分かりやすい部分のパッケージ化は図っていただきたいと要望を申し上げます。

次に、老老介護と認知介護について伺います。

老老介護は、読んで字のごとく、高齢者が高齢者を介護する老老介護、認知介護は、認知症の方同士が介護する認知介護、これも大変数が増えているというふうに思いますし、全国的にも大変悲痛な事件も多く出ているというふうに思います。家族以外に頼ることができない、この状況から発生する課題であると考えますが、局としてこのような社会課題を解決するためにどのような取組をされておられるのか、見解を伺います。

○八乙女福祉局長 御紹介いただきましたいわゆる老老介護や認知介護によりまして、介護者に過度な負担が生じまして、孤立して相談できずに、共倒れだったり、介護鬱、介護放棄、いわゆる虐待といった状態になる可能性があるということでございます。このような状況になることを防ぐためには、介護負担の際に早期に気がついて、私どもが支援をする必要があるというふうに考えております。その際に気づく方法として、3つ説明をさせていただきます。

1点目は、介護者本人やその他家族から、先ほども御説明ありました総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターに相談があれば、職員がその状況をよく聞いて、必要な介護保険サービスの利用を勧めるなど、高齢者の支援とともに介護者の負担軽減を図っているところでございます。

2点目は、介護保険サービスを利用されておられないで、周囲とのつながりが希薄な方については、なかなか御本人から相談ということが難しいので、近隣住民や民生委員などの地域関係者からあんしんすこやかセンターに相談が入ることがあります。しかし、このような支援が必要な世帯を早期に発見できるように、あんしんすこやかセンターが地域支え合い推進員を中心として、地域の皆様とともに日頃より住民相互の助け合いの地域づくり、SOSをキャッチできる仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

3点目は、介護保険サービスを利用されている中で、介護者の負担が非常に重たいというところを認識した場合につきましては、ケアマネジャーが相談に乗りまして、例えばデイサービスの回数を増やしたり、ショートステイの利用などによりまして、介護負担を軽減するような支援を行っているところでございます。

そして、介護家族の負担軽減や世帯の孤独・孤立防止対策の取組といたしまして、あんしんすこやかセンターが開催する家族介護者の支援のための介護リフレッシュ教室の参加勧奨や、認知症カフェ——こうべオレンジカフェといいます——などの地域活動を支援することで、本人や介護者同士の交流などに取り組んでいるところでございます。

認知症の介護者の支援には周りの方々の理解が必要ということで、昨日の代表質疑でも説明がございましたが、全国的に実施をしております認知症サポーター養成講座に加えまして、市独自の取組としまして、各地域団体に専門職を講師として派遣し、認知症に対する学習会を支援する認知症地域支えあい推進事業も実施をしているところでございます。

また、介護人材の確保が重要であるというお話もいただきましたが、神戸のほうでは、介護人材確保プロジェクト、コウベdeカイゴによりまして、介護業界の魅力発信や働きやすい職場環境づくりなどの介護人材の確保・定着の取組を推進しております。また、令和8年度より、あん

しんすこやかセンター職員の確保・定着が図れるように、委託料の増額を図る予定としております。

地域の高齢者の皆様が安心して生活できるよう、引き続き人材確保等による相談支援の強化や、介護者の支援の取組を進めてまいりたいと考えております。

○分科員（よこはた和幸） ありがとうございます。大事なことは、あらゆる場面においてＳＯＳをキャッチをすることだと思います。また、介護する人にとっても、外部のサービスを早めに利用することだというふうに思っております。まずは介護を１人で抱え込まないようにすること、どうしてもこの高齢者の世代は、やっぱり自分の家族は自分で見なあかんという非常に高邁な意識をお持ちの方が私は多いなど。他人に相談しにくいんやろうなということを思っております。ただ、限界が来ると、もう心身ともに限界な状況になって、下手をすると共倒れになるということに私はつながるというふうに思っております。

その意味で、私、障害者に限らず、高齢者、認知症の方々の介護に当たっても、レスパイトケアというのが必要であるというふうに考えておりますが、局の考え方を伺いたいのと、また、地域の方々、民生委員との連携もしているものと想定しますが、このような支援が必要な方々の状況の把握がどこまでできているのか、見解を伺います。

○八乙女福祉局長 介護者のレスパイトケアにつきまして御質問いただきました。

私たちも、高齢者の介護に当たりましては、介護者の支援は非常に重要であるというふうに考えております。介護保険制度が2000年から創設されておるわけですが、当初より介護を必要とする高齢者本人の支援だけではなくて、家族の介護負担を社会全体で支える目的で設立がされております。

例えばショートステイやデイサービス、訪問介護等の介護サービスを御家族の状況に応じて利用いただくことによりまして、介護者の負担の軽減が図れていくということになってまいります。特にショートステイは、利用者家族の介護負担の軽減のために、家族の意向により利用に至るケースが多くなっております。ケアマネジャーが介護保険サービスのケアプランを作成する際には、御本人のケアに加えまして、家族の状況や意向を伺いまして、サービスを調整することで、御家族の心身の負担軽減や、介護を離れる時間をつくるなどの工夫が行えるのかと思っております。

民生委員との連携につきましても御質問いただきましたが、民生委員の皆様は、独り暮らし高齢者や75歳以上の高齢者世帯などの見守り活動を実施していただいております。その活動の中で、介護サービスを受けておられない高齢者や、介護でお困りの御家族にも関わることがありまして、そのような世帯を把握した場合は、あんしんすこやかセンターにつないでいただいております。センターでは、職員が高齢者の御家族の状況をよく聞いて、必要な介護保険サービスの利用を勧めるなど、高齢者の支援とともに、介護者の御家族の負担軽減を民生委員と連携をしながら取り組んでいるところでございます。

介護サービスを利用していただいても、御家族の心身の時間の負担があるということは一利用してあります介護サービスが入っていても、やはり夜間は家族が見られているというような状況があつて、介護サービスだけでは十分ではないというような状況もあるかと思っておりますので、御家族の状況をできるだけ相談をキャッチするような形を取って、地域の高齢者が安心して生活できるように、引き続き介護者のレスパイトケアについても取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（よこはた和幸） 福祉の業界っていまだに紙ベースのアナログな対応が多いというふう

に伺っております。介護人材の不足を補うためにも、業務の効率化、生産性の向上が求められると思います。

そこで、国では、利用者、市町村、介護事業者、医療関係の連携をスムーズにできるよう、介護に関する情報を1つに集約して、介護に関わる方々を支える仕組みとして、介護情報基盤の構築を進めていると伺っております。神戸市においても開始するためには、どのような準備をされておられるのか、見解を伺います。

○小園福祉局副局長 ただいま御紹介いただきました介護情報基盤でございますが、現在、利用者に関するケアプラン、介護保険資格、要介護認定などの情報は、各介護事業所や自治体等に分散しておりまして、介護事業所や自治体におけるICT等を活用した業務の効率化、こちらは喫緊の課題となっているところでございます。

国が構築を進めております介護情報基盤では、利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった介護に関わる方々が利用者に関する情報共有・活用することができ、これまで紙でやり取りしていた情報が電子で共有されることで、職員の負担軽減や情報共有の迅速化など、業務の効率化が図られます。また、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することによりまして、事業所間や多職種間の連携が強化されまして、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能になるなど、介護サービスの質の向上が期待できるものであります。

自治体が介護情報基盤を活用するためには、介護情報基盤との連携機能を含めた、国が定める基準に適合する介護保険システム、いわゆるシステム標準化への対応が必要となっております。また、対応が完了した自治体から順次、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行を行いまして、介護情報基盤での情報共有を開始できるというふうにされているところでございます。本市もシステム標準化に向けた準備を進めているところでありまして、令和12年1月に介護保険システムの標準化と介護情報基盤での情報共有が開始される予定となっております。

引き続き国からの最新情報や他都市の導入状況等も注視しながら、運用開始に向けた準備を進め、介護に関わる方々への周知に努めてまいりたいと思います。

○分科員（よこはた和幸） 次に移ります。親亡き後対策というところでございますが、私も20年以上、兵庫区のほうでB型の運営に携わってきております。親御さんのお話を聞くことが多いわけですが、自分たちが元気なときはいいけども、自分たちがいなくなったとき、本当に子供たちがどうなるのか、むちゃくちゃ不安を覚えておられます。果たして今住む家が住めるんだろうか、手のかかるこの子供たちを誰が面倒見てくれるんだろうか、また、本当に1人で生きていけるのか、経済的なことも含めて大変不安に思っておられます。

その中でも、対策をしっかりしておられる家庭もおられれば、どうしようかというので、まだ迷っておられる家庭も多いかというふうに感じるわけでございますが、神戸市として、これらの課題を解決するために、どのように見解をお持ちか伺います。

○八乙女福祉局長 委員御指摘のとおり、多くの御家族が不安を感じておられるにもかかわらず、準備が進んでいない御家庭があるということについては課題であると認識をしております。

ここでいう親亡き後というのは、死亡されたときだけではなくて、病気や高齢化などによりまして、親がこれまでどおり子供を支えられなくなるという状態からというふうに言われております。御家庭の不安といたしましては、親亡き後に障害者本人に対する介護や身の回りの世話、住まい、財産の管理、就労を含む日常生活への支援をどのように確保していくかということが上げられております。

また、その準備が進まない家族の要因として4点上げますと、1つは、日々の生活に追われて相談する余裕がない。2点目は、将来に必要な支援の具体的イメージが持てずに、どこから手をつけていいかわからない。3点目は、介護者が元気な間は他人に頼ることを遠慮して、障害福祉サービスの体験利用や成年後見等の制度活用に踏み切れない。4点目は、グループホームをはじめとした希望する障害者施策が身近に不足していることなどが上げられます。

本市では、障害者やその家族等からの様々な相談に応じて、情報提供や障害福祉サービスの利用援助を行うために、障害者相談支援センターを現在19か所設置しまして、障害者の地域生活を総合的に支援をしております。

また、そのうち各区1か所は障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えまして、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、障害者地域生活支援拠点としての機能を整備をしております。各拠点におきましては、障害者や御家族等からの相談に対応するほか、御家族が急遽入院された場合などの緊急時に障害者を短期入所させることができます。そして、施設や親元からの自立に当たって、地域生活に円滑に移行できるように、生活介護の体験の場や機会の提供も行っております。

また、親亡き後に障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための住まいとして、グループホームの役割が重要と考えておりまして、補助金の支給や、公営住宅、市有地の活用などによりまして、グループホームの登録制度に取り組んでいるところでございます。

以上です。

- 分科員（よこはた和幸） ありがとうございます。要望を申し上げたいと思いますが、親にとっても、やはり自分がどうしようもなくなったとき、亡くなったとき、この子たちが自立していけるように、私は経済的な非常に不安を持っておられる方が多いと思いますので、この障害者の就労支援、これは強化をしていただきたいというのと、やっぱりグループホームについても、やはり企業側の努力、そして地元の理解、こういったこともしっかり進めていていただきたいと思います。

最後に、ひきこもり支援について伺います。

2020年に実施された内閣府の調査によれば、ひきこもり状態にある人々は全国で146万人とも言われておるところでございます。神戸では、ひきこもり支援室を立ち上げて、様々なアプローチや支援をしてきたと認識をしておりますが、支援に当たり、昨年にはSNSを活用した啓発を実施したと聞いておりますが、今後の展開等について伺います。

- 松原福祉局部長 ひきこもりの御本人、それからその家族へひきこもり支援室の周知及び相談の勧奨を行うために、ユーチューブやインスタグラムなどで対象者の年代、それから検索キーワードを絞りまして、期間限定で、これからを見詰めようというふうに促すイメージキャラクターを活用しましたSNS広告を配信いたしました。動画視聴数やクリック数は平均値よりも高水準を記録いたしまして、ひきこもりオンライン講演会の申込数の増加や、少数ながら、当事者から動画を見た相談があるなど、効果があったと感じております。

今後も孤独・孤立対策強化月間など、社会的関心が高まる時期に合わせまして、SNSを活用した広報・啓発を継続して実施してまいりたいと考えております。

- 分科員（よこはた和幸） ありがとうございます。ひきこもりは複数の課題が存在をいたしまして、居場所の問題、仕事の問題、自立支援の問題、教育の問題等、支援窓口も多岐にわたるというふうにございますが、そういったSNS等を含めた支援をぜひともしていただきたいというふ

うに考えます。

国のガイドラインでは、ひきこもりというこの言葉は、病名ではなくて症状、状態を示すわけですが、定義としては、自宅に引き籠もり、学校、会社に行かず、家族以外の人と会わないというのが6か月以上というふうにされておられますが、統計から見ると、3年以上経過すると自ら動くケースが落ちていくということでございますので、ぜひとも早期、早期の対応をお願いをいたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

次に、山口委員、発言席へどうぞ。

○分科員（山口由美） それでは、自民党会派を代表いたしまして質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、質疑に入る前に、幾つか御意見といたしますか、申し上げたいなと思っております。ちょっと明るい話題からと思ひまして。

まさにミラノ・コルティナオリンピックが閉幕しましたけれども、間もなく3月6日からパラリンピックも始まります。写真、すみません、お借りしておりますが、局長も同席された上で、神戸市から参加される選手も先日、市長表敬されまして、このように写真を撮られたということで、報道もされておりましたけれども、岡本選手、後田選手、ぜひ頑張ってくださいなと思っておりますし、また皆様にもぜひ応援いただけたらありがたいなと思っております。スノーボード競技に出場されるということで、ぜひ御注目いただければということをもまず申し上げておきたいと思ひます。

それから、ちょっと話題替わりまして、来年度の予算、今回の主要施策の1つに入れていただいておりますけれども、昨日の本会議でも少しお話ありました医療的ケア児・者家族の在宅レスパイト支援について、こちらにつきましても、非常に私どものほうからも感謝を申し上げたいと思っております。

この件につきましては、いろんな経緯があってこの支援に結びついておられると思うんですけれども、実は神戸市のほうからも、この市民フォーラムのほう、多分参加された方いらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、神戸市医師会の主催でこういった医療的ケア児市民フォーラムというものが開催されておりました。

私もお誘いいただいて、参加したわけなんですけれども、こちらのほうで非常にいいお話が聞けまして、ちょっと私も最後まではいれなかったんですけれども、国のほうで超党派の医療的ケア児者支援議員連盟というものがあって、その会長をされておられる衆議院議員の野田聖子先生のビデオメッセージもありまして、神戸市の取組を非常に評価されておられました。それとともに、今の国の状況であったりとか、法律改正の動きということもお話をいただきまして、今は対象としては、医療的ケア児——18歳未満ということなんですけれども、今後はやっぱり18歳以上の方の支援ということもしっかりと法律に位置づけてやっていかれたいということで、まさに昨日もこの議連の会議が開かれたということをお聞いております。

こういった動きもぜひ注視していただきながら、これから——今はこども家庭局のほうで医療的ケア児につきましても施策を打っていただいているかと思うんですけれども、今後は福祉局のほうにもしっかりと施策を打ち出していただくということも今後あるのかなというふうにおもっておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

それから、すみません、ちょっとスライドを用意はしてないんですけれども、来年度予算の関

係でいきますと、障害者就労の関係、今年度予算つけていただきまして、障害者雇用推進員を配置していただきました。私たち、超短時間雇用の推進ということで、会派としてずっと取り組ませていただいておりますけれども、本当に今年度、推進員の方々非常に頑張ってくださいまして、企業開拓頑張ってくださいました。本当に感謝を申し上げたいと思います。また来年度も引き続き配置していただけるということなので、またこれからもぜひ見守らせていただきたいなというふうに思っております。

前置きが長くなりましたが、質疑に入らせていただきます。本日、質問は大きく分けまして4点用意しております。一問一答でよろしくお願ひしたいと思っております。

まず1点目に、少し重たい話題になりますけれども、西区児童虐待死事件の背景を踏まえた福祉行政の在り方についてということでお尋ねをしたいと思っております。

令和5年6月に西区で起こりました児童虐待死事件につきまして、これまで度々議会でも取り上げて、神戸市行政として、この事件を真摯に受け止めて、事件から教訓を得て、生かしていくことを促してきた立場であります。

昨年11月にこの事件の被告人4人のうちの3人の公判がありました。約1か月間だったんですけれども、私もほぼ——全てではなかったんですけれども、傍聴させていただきました。そして、私の不安が的中しました。被告人たちは支援を受けるべき人たちでした。このスライドは私個人の聞き取った情報を基に作っております。私の責任でこのように出させていただいております。

行政としては、司法の場で明らかになった事実を基にコメントすることはできないと思いますが、本件の公判では、行政による支援についての言及も度々行われていました。複雑な事情を抱え、支援を求めているなくても支援すべき家庭は、今回の事件が発生した家庭に限ったことではないと思います。事件の背景を踏まえ、福祉局としてはどのような思いを持ち、今後どのような取組を強化していこうとされているのか、御見解を伺います。

○八乙女福祉局長 事件の発生から早くも2年半が過ぎたところございまして、神戸市としましては、6歳の幼い命を守ることができなかったこと、また、家族の暮らしを支えて守ることができなかったことを重く受け止めて、この事件を忘れてはいけないというふうに思っております。

また、昨年11月から今年1月にかけて母親と叔母2人の公判が行われまして、被害児童への虐待と家族の状況が詳細に語られました。私は傍聴に参加した職員からの報告や報道によりまして、この家族の中で起こっていた悲惨な状況を改めて認識をしまして、心を痛めているところでございます。

本件につきましては、児童虐待死亡等事例検証委員会における検証が行われまして、令和7年1月に報告書が提出されております。リスクアセスメントの不備、関係機関との連携不足、相談体制及び職員の資質に関する課題など、対応の課題や改善について6つの視点から御提案をいただいております。これは児童虐待による死亡事例の検証報告ではありますが、広く福祉の視点で市民の命と暮らしを支える役割を担います福祉局といたしましても真摯に受け止めて、再発防止のための取組を進める必要があるというふうに認識をしております。

具体的には、検証報告書のほうにありますように、行政として関係機関との連携強化の重要性を再認識するとともに、リスクアセスメントを含めた職員の資質向上に向けた取組など、市役所の相談支援機能の強化に取り組んでいくこと、また、あわせまして、社会福祉法人、NPO法人等の相談支援機関や民生委員・児童委員、地域住民の皆さんと連携した地域福祉ネットワークの

中で子供と家族を見守り、支えることのできる地域をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

市役所だけではなくて、民間事業者におきましても、人事異動等がございますので、人の入れ替わりということで入れ替わっていきますので、取組には完成形はありませんから、継続をして、繰り返し取組をしていく必要があるというふうに考えております。これは簡単なことではございませんが、市民・事業者の皆さんと市が協働して進めていくというところで、私たちも責任を持って進めていかねばいけないと思っております。このような痛ましい、悲しい事件が二度と繰り返されないように、御指摘いただいている課題や提案を真摯に受け止めて、市民の皆さんの福祉の充実のために取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。大変真摯な御答弁だったかと思えます。ありがとうございます。

今、御答弁の中にもございましたけれども、検証委員会での報告書を受けて、現在、こども家庭局は非常に努力をされておられます。厳しい指摘もあったわけなんですけれども、それを1つ1つ丁寧に捉えて、改善に努力していただいていることを本当にありがたく思っておるんですけれども、そういった検証報告書、御覧いただいているかと思いますが、福祉局としても捉えていた部分あるかと思えます。

また、これから行政と市民とも一緒にということなんですけれども、西区では、確かに事件から2年半以上たっておりますけれども、先日も民生委員・児童委員の方々とお話をしておりますと、やはりこの事件はまだ終わっていないといえますか、私たちに何かできることがなかったんではないかというような声はいまだにやはり上がってくるような状況でございます。そういった市民の方々のお声もしっかりと受け止めながら、福祉局としてこれから何ができるのかということも、また今日の質疑もぜひ参考にさせていただきながら、考えていただきたいというふうに思っております。

では、少し細かいことになりますけれども、1つずつ質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、子供がいる生活保護世帯——以降は保護世帯と言わせていただきますが——の状況把握についてお尋ねをいたしたいと思えます。基本的に保護世帯に対しては、区役所のケースワーカーが定期的に家庭訪問を行い、家庭の状況把握をしておられます。その中でも、特に子供がいる世帯に対しては、子供の状況を必ず確認し、気になることなどがあれば、区役所のこども家庭支援室に情報提供を行うなど、きめ細かい対応が必要と考えますが、御見解を伺います。

○奥谷福祉局副局長 被保護世帯におけます子供さんの支援についてということの御質問だったと思えます。

区の生活支援課におきましては、被保護世帯の様々な課題に対しまして、保健、医療、そして福祉の連携をしながら取り組んでいるところでございますけれども、子供につきましても、家庭の養育機能を支援して、子供の虐待であるとか、その他の問題についての早期発見・早期対応、その防止にこれまで取り組んで、努めてまいったところでございます。

一方で、令和6年6月にですけれども、子ども・若者育成支援推進法ということで、国・地方公共団体による支援の対象としまして、これは虐待ということではないんですけど、ヤングケアラについても支援の対象ということになりまして、厚労省におきましても、支援の対象者の積

極的な把握及び関係機関との連携について示されたところでございます。

そういったことも踏まえまして、神戸市におきましては、昨年、令和7年1月に、区生活支援課における児童の養育支援の強化を目的とした福祉局くらし支援課の課長通知を発出したところでございます。この通知を基にいたしまして、今年度から、毎年10月1日の時点でケースワーカーが把握している担当の世帯の情報を基に、0歳から18歳の全児童を対象といたしまして、家庭内におけます子供の養育状況の確認を行うことを開始いたしました。これは、これまでケースワーカーが個々に行ってきたものを全区で一斉に取り組むということ、そして、経験が乏しい、浅い職員であっても、その確認に当たって、分かりやすいような福祉的な視点を項目化することによって、従来とはちょっと異なる視点でもって取組を始めております。

養育状況の確認ですが、これは虐待やヤングケアラーというような問題を発見することが主な目的ということではなく、まず係長や課長と協議を行って、組織として関係部署に情報共有をすべき状態かどうかを判断するという、そして、ケースワーカーが担当する世帯や児童の養育状況に関しての感度ですね、リスクの感度を高めていくということ、この2点が大切なことであると考えております。これは1度だけやればいいというものではなくて、継続的に実施することによって、ケースワーカーだけではなく、組織的な支援力のスキルアップも図っていくことが重要と考えているところでございます。

今後も引き続きこういう調査というか、養育状況の確認を行うことによって、世帯員である児童についても支援対象の1人として、関係部署と連携しながら、支援に取り組んでいくことに努めてまいりたいと考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。御答弁の中でありました通知というものが、今こちらのほうで表示させていただいているものかと思えます。既にそういった調査を始められて、把握に努められているということで、大変ありがたく思っております。

ちょっと加えて確認をさせていただきたいんですけども、そういった形で18歳までの児童を把握していただいているかと思うんですけども、その子供たちのうちに、要保護児童対策地域協議会ですね、要対協の対象となっている子供についてですが、そういった子供、もう既に把握していただいているのかどうか。

少し要対協の――皆さん御承知のとおりかと思えますけれども、要保護児童、あるいは要支援児童ですね。特定妊婦につきましては、特定妊婦から生まれた子供というのは要支援児童に登録されるということですので、そういった要対協の対象となっている子供も既に把握をされ、そして関係機関と連携ができていのかどうかというところを確認させていただきます。

○奥谷福祉局副局長 被保護者のうち、要対協に対象となる必要があると判断される方の連携状況についてということでございます。

御紹介ありました要対協――要保護児童対策地域協議会というのが区ごとに設置されておまして、これは児童虐待ケースに対する支援内容の協議や情報共有を行う場でございます。各区役所・支所におきまして、構成メンバーですね、児童福祉とか母子家庭の担当部署であったり、福祉事務所、そして児童相談所、警察や教育委員会、そして学校、あるいは弁護士さんなどが構成員となっているんですけど、そうした方の代表による代表者会議、そして実務担当者による実務者会議、個別の事案について担当者レベルで適時検討を行う個別ケース検討会議の3層構造で実施しているところでございます。

このうち実務者会議は定期的に開催しておりまして、区生活支援課もそのメンバーとなってお

りまして、参加しておりますので、生活支援課で把握している児童の状況については共有ができていたものと考えております。また、子供や保護者の養育状況などで変化を確認した場合には、その会議を待たずに、随時担当者同士で、実務者間で協議をして、必要な対応を行っているところでございます。今後もそういった関係機関と連携しながら、保護だけで抱えることなく、関係機関と連携しながら、よりよい支援につなげていきたいと考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。では、2点ほどちょっと要望させていただきたいと思います。

要対協の対象となっている子供につきましては、既に把握をしていただいたり、連携できているという、情報もしっかり共有していただいているということなんですけれども、そういった子供ももちろんですけれども、この要対協の対象の児童というのは、一旦登録されればずっとということではなくて、途中で外れたりもするわけですね。なので、1度やはり対象となった子供については、やはり引き続き、今外れていたとしても、注意深く家庭の状況を把握していくということが重要であるかと思っておりますので、その点は要望させていただきたいと思っております。

もう1つ要望なんですけれども、こちらはちょっと虐待の話になりますので、福祉局は直接ではないのかもしれませんが、こども家庭庁が令和6年4月に改定された子ども虐待対応の手引きというもののの中に様々な虐待のリスク要因ということを挙げておられまして、その中に、保護者側のリスク要因というところで、精神障害、知的障害というところが——保護者が精神障害、知的障害を持っているということもやはりリスク要因となるというような記載がございます。そのようなリスク要因のある家庭は特に注意深く状況を把握していただきたいなというふうに考えております。生活保護行政にそこまで求められてもというような御意見もあるかと思うんですけれども、やはり一番権限がある場所かと思っておりますので、そういったこともぜひ御検討いただければというふうに思っております。

実は、余談になりますけれども、この今回の事件を受けて、私どもの会派としては、こどもを虐待から守る条例——これ議員提案で制定させていただいた条例なんですけれども、そちらを改正しようというふうに、今、改正案をまとめているところでございます。そういった改正案の中にも、こういった今日お話ししたようなことも何かの形で盛り込めないかなというふうに考えておりますので、またその際には御協力もいただけると大変ありがたいなというふうに思っております。

それでは、再質問の2点目でございます。保護世帯の自立に向けた支援や関わり方についてお尋ねをいたします。

保護世帯の中で障害や病気により就労が困難な状況にある方につきましては、家庭訪問の頻度が6か月に1回、類型3ということになっているというふうにお聞きをしております。近年、障害者雇用の制度も充実しまして、障害があっても就労しやすい環境が整いつつある状況でもありますので、それぞれの自立に向けた支援を関係機関と連携して行っていくことが重要と考えておりますが、その点御見解をお伺いしたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 お示しいただいた生活保護の訪問計画の類型につきましては、担当ケースワーカー1人当たり100件ぐらいを持っている中で、全てのケースを一応把握していくというところで、漏れなく計画的に状況把握するための訪問の1つの目安として出しているものでございます。ですので、この格付によらず、必要なときには臨時訪問ももちろんいたしますし、対応というのはさせていただいているところでございます。

ここの6か月の中に重度障害者ということも入っているんですけども、一定状態が安定している方につきましては、随時でなくて、6か月で一定程度を目安として行くというような類型とさせていただいているものでございます。

例に挙げていただきました障害者の支援につきまして、やはり就労であるとか自立に向けた支援というのは大事でありまして、障害者に限らず、生活保護世帯の自立というのはケースワーカーは常に考えて支援していく必要があるところでございます。被保護者が自立を目指すに当たりましては、個々のいろんな課題がございます。病気であったり、障害であったり、あとは多重債務であったり、生活困難に伴ういろんなものがありますけれども、そういったものに対する就労による経済的自立、あるいは、それだけではなくて、自身で健康や生活を管理を行う日常生活の自立、そして社会的なつながりの回復・維持をすることを目的とした社会的自立というようなものを含めて自立というふうに国のほうでも示されておりまして、生活保護世帯は就労自立だけではなくて、いろんなサービスを受けた中での自立なんかというのも目指して支援をしていくということになります。

せっかく例に挙げていただきました障害者のことにつきましては、おっしゃるとおり、障害者雇用についても、最近制度が充実してきておりまして、様々なところで就労に向けた支援を行われておりますし、神戸市におきましては、生活支援課におきましても、就労支援機関の専門職による就労に向けた相談を行っていたりとか、就職に向けての準備・訓練や求職活動、トライアル、そして就職後の定着支援まで、障害があっても就労しやすい環境が整っておりますので、そういうところにつないでいく。その中では、神戸市でやってる——ハローワークだけでなく、神戸市にはしごとサポートなどもありますので、そういったところとつながりながら、一般就労であったり、さっきありました超短時間雇用であったり、あるいは障害福祉サービスの中で就労継続支援などにつながっていくことで、いろんな多様な働き方がありますので、その方に合った就労について、自立に向けた1つの手だてとして、そういう支援も行うということも可能となっております。そういうことも、その視点も大事だと思っております。

一方で、就労が困難な方については、定期訪問だけで様子を見ておくということではなくて、やはり社会参加をしたりとか、あるいは、ヘルパーであるとか、デイサービスであるとか、何らかの支援が要るんじゃないかというような視点も必要でございます。そういった場合には、障害者相談支援センター——障害の相談窓口でありますそういうところを通じて福祉サービスにつなげる。あるいは、地域活動支援センターという社会参加の場のところにつながりであるとか、そういう形によって社会的な交流を充実をしていくということも生活保護のワーカーとしては視点としては大事でありますので、そういったことも踏まえまして、生活保護だけではなく、様々な制度——今は障害の例を挙げましたが、高齢者の場合は高齢のあんすこセンターなんかを通じた連携を取りながら、その家庭に合った、課題に合った支援について取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。この表だけ見ますと、どうしても障害があるというふうに見てしまうんですけども、御答弁の中にありましたように、必ずしも障害があるから類型3で、訪問6か月に1回ということではなくて、必要に応じてですし、就労のみならず、社会的な自立も含めて支援に当たっていただいているということを確認させていただきました。引き続きそのような形でよろしく願いたいと思います。

関連して、ちょっと要望を1点させていただきたいと思います。今回この生活保護行政をまだ

まだ不勉強なんですけれども、勉強させていただく中で、神戸市はこのような、今表示させていただいております、全国に先駆けて臨床心理士サポート事業を行っているというふうにお聞きをしました。こちらは生活保護世帯のみならずということですが、生活困窮者に対して、必要に応じて臨床心理士のサポートを受けて、発達検査や心理テストを実施して、的確に就労や自立につなげていくといった事業をもう随分前からいただいているということ、非常にありがたいなというふうに思っております。こういった事業を——やはり貧困の連鎖を断ち切っていくということにつながるかと思いますので、今後ともぜひこういった事業を積極的に活用していただきたいということを要望して、次の再質問3つ目に移らせていただきたいと思います。

次に、障害者相談支援センター——先ほど御答弁の中にも少しありましたが、障害者相談支援センターの機能強化についてお尋ねをしたいと思います。

市内19か所のセンター、このようにちょっと地図上に落としてみましたけれども、こんなにたくさんあるんだなというのを改めて感じさせていただいておりますけれども、現在は社会福祉法人等に委託する形で運営をしておられます。そして、基本的にこのセンターは、ちょっと業務の内容もまとめてみたんですけれども、相談業務がメインでありながら、地域の相談支援事業所等への専門的な助言を行うなど、一定の専門性を持った職員がいらっしゃって、障害福祉においては地域の要となるセンターであると感じております。

今回の事件を踏まえて、このセンターの役割について改めて考えさせられました。再質問1のほうで触れましたように、要対協の対象となる子供がいる保護世帯の中には、恐らく保護者に障害や病気を持っている方もいらっしゃるのではないかなというふうに感じます。また、再質問2のほうで触れましたように、保護世帯の中には、障害や病気で就労が困難であっても、社会参加など自立に向けた支援を必要とする方もいるはずでありまして、そういった複合的な課題を抱える人たちほどこのセンターの支援が必要なのではないかと、そして積極的にセンターに関わっていただきたいなというふうに考えております。

これらの世帯への支援につきましては、区役所の要対協や生活支援課の支援方針を共有して、区役所とともに支援に当たれるようなセンターの体制強化を図るべきと考えますが、御見解を伺います。

○奥谷福祉局副局長 ただいま御紹介いただきました障害者相談支援センター、市内、現在19か所設置しております。このセンターでは、障害者やその家族からの様々な相談に応じておりまして、情報提供や障害福祉サービスへのつなぎなどを行っております。そういった相談支援の中核的な機関として設置しているものでございます。

また、そこにもありますように、相談だけではなくて、自立支援協議会という地域の中でのネットワークをつくったり、あとは障害福祉サービスに係る調査業務なども行っております。そういった機会を通じまして、訪問をしたりとか話す中で、御本人だけじゃなくて、家族の状況であるとかというのの一応見ることができまして、その中で課題を発見することはございます。

そういった場合には、状況や必要に応じてでございますが、やはり区であるとか、高齢者がいる家庭である場合だったらあんしんすこやかセンターなどにも情報共有をして、一緒に取り組むということもしておりますし、また、逆に区役所であるとかあんしんすこやかセンターのほうから障害がいる世帯のことで、ちょっと複合的な課題で、センターにも関わってほしい、例えば会議に出てほしいというようなことがありましたら、そういうところにも対応するというようなことも取り組んでいるところでございます。

障害者相談支援センターがそういったふうに、区であるとか、様々な関係機関と連携することによって、障害者御本人だけではなくて、障害者のおる家庭全体についての支援ということも障害者相談支援センターとしては重要な役割と考えております。世帯全体をよく見て、世帯の課題をセンターなりに把握をし、必要なところにつなげていくということは、今後もそういったことをセンターの職員としても身につけていくことが大事だと思っておりますので、例えば障害者センター同士の研修であるとか会議によって情報共有をしたりとか、センターに対する強化のためのスキルアップの研修なども市としては行っていますので、そういったところで、そういった視点を持つようなこと、対応力を高めていくということも大事なものであるもので、それも引き続きやっていきたいと思っておりますし、体制のところでございますが、来年度——8年度におきましても、多少なりとも委託料を上げさせていただきますので、そういったことも活用しながら、障害者相談支援センターが専門性を発揮して、地域の様々な機関と連携して、障害者、そしてその家族を支援するための重要な機関となるように、役割を果たせるように、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○分科員（山口由美）　ありがとうございます。先ほど予算のことを少し触れられ、確かに少し上げていただいているなというふうに思いますし、ただ、やっぱりこの機能がとても重要なので、この今の現状にとどまらず、もう少しいろんな役割を担っていただけるように、こういった予算面の拡充も今後また御検討いただければなというふうには思っております。

今回ちょっと要望にとどめさせていただきますけれども、実はちょっと提案といいますか、既に皆さんも課題としてお持ちなのかもしれませんけれども、ちょっと話が戻りますけれども、要対協の、先ほど構成員のお話していただいているんですが、この構成員の中に、やはり場合によっては障害福祉の専門家——私が言いたいのは、すなわち障害者相談支援センターの職員もやはり積極的に入っていただく必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

これはケースによりますけれども、特にやはりお子さんがいらっしゃる保護者に知的障害とか、精神障害とか、精神疾患がある場合、またはそういったことが疑われる場合というのは、そういった方にも——障害専門の方にやはり入っていただいて、その方の特性なんかをやっぱり会議でしっかり共有していただくということが必要なのではないかなというふうに思っております。

これ既に神戸市の要対協の運営マニュアルにはこういった形で障害者相談支援センターというのが文言として入っていますし、実態としてひょっとしたらもう入っているケースもあるのかもしれないんですけど、これよくよく見ると、児童福祉関係という形で入っていて、子供に多分何か障害があるとか、サービスを利用しているとか、そういうケースは入っていらっしゃるんですけど、保護者側に障害があるとかということだと、恐らく入っていないのではないかな。特に保護者が軽度の障害なりグレーの方で、障害者手帳をお持ちでないとか、障害福祉サービスにつながっていないとか、そういった方に関しては、恐らく障害者相談支援センターは入ってはおられないと思いますので、こういった点、ぜひちょっとこども家庭局とも連携していただいて、入っていただければありがたいなというふうに思っております。

そして、ちょっと長くなって恐縮です。この西区の事件につきましてまとめたいと思います。局長のほうからも二度とこのような事件が起こらないようにというふうなお答えございましたけれども、私も今回、公判のほう傍聴させていただいて、3人の被告のうち、1人は懲役刑、2人は執行猶予という形ではありましたが、この3人の方々、いずれも30代でいらっしゃいまして、いつかは社会に出て暮らすことになります。今回、彼女たちは加害者となってしまったわ

けなんですけれども、私はある意味被害者でもあるのではないかなというふうに感じております。こういった被害者を二度と生んではいけないというふうに私は感じておりますし、今後また残り1人の公判が行われると思われましても、こども家庭局とも連携して、しっかりとその辺りの情報も収集して、しかるべき対応を取っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それでは、ちょっと話題を替えまして、2つ目の質問、こうべ市民福祉振興協会が所有する宿泊施設・温浴施設、保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺——通称なでしこの湯というふうに言われてますけれども、こちらの施設についてお尋ねをいたしたいと思っております。

現在は民間の運営事業者に賃貸借し、民間事業者が運営を行っておりますが、契約期間が来月末までとなっております。これまで外郭団体に関する特別委員会においても度々議論されている事業でありますけれども、施設が老朽化して、赤字が続いていることから、事業スキームの再構築を検討するため、こうべ市民福祉振興協会においてサウンディング型市場調査が行われました。

そういった動きもありまして、地元や利用者の方々から、今年4月以降の契約が切れた後の運営についてどうなるのかというお声も聞いておりますが、現在の検討状況や今後の見通しについてお伺いをいたします。

○小園福祉局副局長 ただいま御紹介いただきました保養センター、ラジウム温泉太山寺につきましては、こうべ市民福祉振興協会が土地・建物を所有しております、民間事業者に賃貸借をして、それで運営をしているというスキームになってございます。

御紹介いただきましたサウンディング型市場調査についてでございますが、保養センター太山寺は昭和55年、ラジウム温泉太山寺は昭和62年に建設されておまして、施設・設備の老朽化が著しく、また、運営を継続していくためには大規模修繕が必要な状況というところに加えて、コロナ禍以降、入浴者数が十分に回復していないなどの課題がありまして、本施設の事業スキームを再構築するに当たり、今年度、こうべ市民福祉振興協会が民間事業者と意見交換を行ったというふうなものになってございます。

調査結果としましては、2社から御提案をいただきましたが、提案内容等を検証した結果、提案内容は事業の確かな持続可能性が見込めないことから、4月以降の新たなスキームでの事業継続の見通しが立っていない状況、今後の運営については引き続き検討を重ねていく状況というふうに協会から聞いているところでございます。

本市としまして、これまでもサウンディング型市場調査を行うに当たりまして、東京の事業者等に情報のほうを提供できるように、東京事務所を通じて情報発信等はしてきたところでございますが、引き続き協会と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○分科員（山口由美） ありがとうございます。この施設につきましては、非常にいろいろと事情があるというふうにはお聞きはしておりますので、あえてこういった場でお聞きするのは適切ではないのかと思いますが、恐らく今年の4月以降、現在の形で運営を続けるというのは非常に難しいように感じております。そういった御不安も関係者の方からもお聞きをしているわけですので、このまま——事情があるとはいえ、今の状態を保ち続けていいのかというのはちょっと不安もございます。

運営の形態につきましては御説明いただいたとおりなんですけれども、やはり地域の皆さんからすると、市の関連の施設というような位置づけ——関連の施設というか、関わっている施設と

というような捉え方をされている方もおられますし、やはり神戸市として、あるいは振興協会として、一定の責任感をぜひ持っていただいて、地域住民に対する御説明などはしっかりと、しかるべきタイミングで行っていただきたいということを要望だけさせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。障害児施策の方向性についてお尋ねをいたします。

障害児施策につきましては、多くはこども家庭局が担っておられますけれども、福祉局が障害児・者施策全体を俯瞰して、必要な施策は障がい者プランに位置づけて、障害児施策についてはこども家庭局に実施を求めていくという形が望ましいと考えております。

私も関わらせていただきました聴覚障害児につきましては、こども家庭庁の事業との兼ね合いで、こども家庭局が率先して進めてきていただきましたけれども、視覚障害児については、国の特別な事業がないことに加えて、児童福祉法の改正や、神戸市の療育体制の再構築——こちら資料ちょっと細かくて恐縮なんですけれども、こういった再構築が行われたことにより、視覚障害児につきましては、少し十分ではないのではないかなというふうに感じております。

このスライドにつきましては、神戸市の総合療育センターの事業概要から抜粋してるんですけれども、視覚障害に関しての事業についてはちょっと記載がなかったので、私が赤で入れさせていただきました。

現在、総合療育センターの事業として、表示させていただいてますように、視覚障害児支援教室——アイ・サポート教室を実施しておりますけれども、事業を委託の形でさせていただいてまして、委託を受けている団体さんのほうから、自分たちがやっている事業で十分なのかというようなお悩みもお聞かせいただきました。私といたしましても、やはり公的な役割、神戸市としてどこまで何をやるのかということを考えさせられている案件でもあります。

視覚障害児を含めまして、障害児施策についても、福祉局がしっかりと状況や課題を把握して、必要に応じて障がい者プランにも位置づけて、方向性を示していく必要があると考えますが、御見解を伺います。

○八乙女福祉局長 御紹介いただきました障がい者プランにつきましてまず説明をさせていただきたいんですけれども、神戸市障がい者プランと、このような冊子を作っているんですけれども、福祉局が所管をしまして、評価を行っております。このプランにつきましては、障害者基本法に基づきます神戸市障がい者保健福祉計画と、障害者総合支援法に基づきます神戸市障がい福祉計画、児童福祉法に基づく神戸市障がい児福祉計画の3つを一体的に策定しておりまして、その中で障害児支援の提供体制の整備等につきましても目標を定め、市として取組を進めているところでございます。

障がい者プランの策定と評価に当たりましては、障害当事者団体や障害者を支援する団体、学識経験者などで構成をします神戸市障害者施策推進協議会におきまして、本市の障害福祉施策の方向性について議論をし、意見をいただいているところでございます。当協議会は、こども家庭局や教育委員会事務局など、障害児施策を所管する関係部局も幹部として参画いたしまして、福祉局を中心として各局連携をして取り組んでいるところでございます。

また、プランの策定の際につきましては、当事者へのアンケートや当事者団体、支援団体などへのヒアリングを実施しまして、障害のある方のニーズや実態の把握に努めております。また、こども家庭局が開催をしております神戸市療育ネットワーク会議等、障害福祉の推進に関する協議の場からの意見聴取も行いまして、本市の障害児施策の状況や課題の把握にも努めているとこ

ろでございます。

次に、委員から御紹介いただきました視覚障害児への支援についてでございますが、本市では、乳幼児健診ですね、1か月、4か月、9か月、1歳6か月、3歳のタイミングの乳幼児健康診査におきまして、それぞれの健診において視覚の異常が確認された場合につきましては、専門の医療機関への精密検査へつないでおります。精密検査の結果、支援が必要とされた児童と家庭に対しましては、区の保健師が必要に応じた支援を行っているところでございます。

また、見え方による心配がある保護者に対しては、先ほど紹介がございました療育センターが実施するアイ・サポート教室——これは主に6歳までとなっております——と、市立盲学校が実施しますひとみ教室——これは3歳児以降の対象となっておりますが、この2つを紹介をしているところでございます。

両教室は、就学前・学齢期の視覚障害児及びその御家族の相談支援窓口として重要な役割を担っておりまして、福祉・教育・療育が一体となりまして、子供から大人まで一貫した視覚障害児・者の支援を行う上で重要な施策であると認識をしております。こども家庭局と教育委員会事務局の所管となりますが、福祉局としましても、施策がニーズに沿った支援となっているか、支援の充実のために、把握に努めていく必要があると考えております。

先ほどの神戸市障がい者プランが8年度までとなっておりますので、来年度には次期神戸市障がい者プランの作成をすることとなっております。次期障がい者プランの作成に当たりましては、視覚障害者の支援を含め、医療的ケア児の支援など、各障害者施策の状況や課題の把握に努めまして、関係部局と連携をしながら、施策の方向性を障がい者プランの中でどのような形で示していけるのかを検討してまいりたいと考えております。

○分科員（山口由美）　ありがとうございます。御答弁の中にもございましたけれども、健診で気になる方はしっかり支援機関につないでおられるということです。大半がそういった形でつながってるんだと思いますけれども、以前に私が参加した勉強会で、たまたまそういった視覚に障害を持つお子さんを育てているお母様のお話をお聞きしたんですが、どうしても、生まれたとき、あるいはかなり幼いときに障害が分かると、医療機関とそもそもつながってますので、恐らくそこでつながってるから大丈夫だろうというふうに思われてしまわれるんだと思いますけれども、実際に医療機関で専門的な療育というか、訓練というものが受けられるわけでは——必ずしもそうではないので、そのお母さんが、ちょうどお子さんが2歳というふうにおっしゃっておられましたけれども、お子さんが保育園に通われてるんだけれども、保育園での保育士さんの関わり方であったりとか、そういったことも分からないし、歩行の仕方どうやって教えていいのかわからないというような、そんなお悩みをお聞きしたときに、やはりつながってない——医療機関とはつながってるんだけれども、療育というところとは必ずしもつながってないんだなというふうに感じさせられたお話でした。ですので、いろいろやっていただいていることはありがたいんですが、やはり神戸市としても専門的な視覚の療育の場というのが私は必要なのではないかと考えております。

ちなみに、ちょっと情報までですが、福岡市のほうでは心身障がい福祉センターというところがありまして、ここのこども部門には、こういった視覚障害の通園であったりとか療育が受けられる体制が既に整っているというふうにお聞きをしています。具体的には、これこども家庭局にありますので、ここでは要望にとどめさせていただきますけれども、ぜひこういったことも参考にしながら、こども家庭局と福祉局としっかりとこの必要性について御検討いただき、そして必

要だと思われるのであれば、ぜひ専門的な療育の場を確保していただきますようお願いをいたしたいと思います。

そして、関連して、ちょっと視覚障害のことにつきまして、もう1点要望だけさせていただきたいと思います。視覚障害施策につきましては、本当にこれまで御苦労なさっていらっしゃったことは私も承知しているわけなんですけれども、ですので、そういったことが少し落ち着かれてから新たに提案しようと思っていたことなんですけれども、視覚障害に関しましては、先ほど申し上げました子供の支援のみならず、やはり途中で障害を持たれる方も非常に多いわけございまして、やはり障害が分かった時点で時間を置かずサポートするという制度が必要なのではないかなというふうにかねがね思っております。

しかも、当事者の方から困っているから助けてと言う前に、やはりアウトリーチといいますか、そういった支援が私は必要だと思っております。実はそういった支援、既に京都市のほうで実施されております。京都市視覚障害者生活指導員派遣等事業ですね。こちらは身体障害者手帳が交付された段階で家庭に訪問をして、その家庭に入って、その方のお困りのことだったり、不安なことだったりというのをまずお聞きをして、そして支援につなげていくという形の事業を——これ委託でされておられるようなんですけれども、そういった取組があるというふうにお聞きをしたので、神戸市としてもできることがあるのではないかなというふうに感じましたので、今後の検討課題としていただければと思っておりますので、要望させていただきます。

それでは、最後の質問になります。災害時要援護者支援につきまして質問をさせていただきます。

本来であれば、災害時要援護者支援条例、議会提案で制定されたものですので、この支援につきまして、議会のほうでしっかりと議論をしないといけない立場だということは承知しているんですけれども、今回、福祉局の主導で有識者会議を設置していただいて、これまで2回会議を開催していただいていると思います。私も会議を傍聴させていただいて、現場の率直な御意見が聞けて本当に勉強になっておりますし、有意義であると感じております。

改めてこのあり方検討会の開催趣旨及び議論されている内容についてお伺いしたいと思います。

○八乙女福祉局長 災害時要援護者支援の在り方検討につきまして、4点に分けて説明をさせていただきます。

まず1点は、本市の災害時要援護者支援の取組についてでございます。先ほど御紹介いただきましたように、平成25年4月に議員提案により施行されました神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例に基づきまして、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる共助の仕組みや地域づくりを推進しているところでございます。

災害対策基本法によりまして、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務づけられておりまして、市ではこの条例に基づきまして災害時要援護者を定めまして、対象者を掲載した災害時要援護者名簿を作成し、位置情報も含め、区保健福祉課等の庁内関係部局と共有をしております。しかし、この避難行動要支援者の対象者として、65歳以上の単身世帯の方といった年齢要件を採用しているために、市全体で約26.8万人と過大な状況になっており、支援の実効性を確保できるのかといった課題が挙げられているところでございます。

そこで、2点目に、御質問のありました検討会の開催趣旨でございますが、阪神・淡路大震災から31年が経過しまして、地域の実情等が大きく変化している中、能登半島地震をはじめまして全国各地で頻発する自然災害や、今後発生が懸念されております南海トラフ地震への備えが重要

となっております。また、要援護者についても、いまだに、これまでの災害の中で、災害関連死を含め、多数の被害や多くの課題が存在しているという状態となっております。

これらの状況を踏まえまして、本市における災害時の要援護者の整理と、支援の一層の推進を図るために、有識者から意見をいただく場としまして、神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会を開催することとなりました。検討会の委員には、要援護者支援や防災分野における個人情報の取扱いに精通しました学識経験者や、要援護者支援に取り組んでおられます防災福祉コミュニティの方、相談対応や各種サービスの提供等によりまして日頃から要援護者との関わり深い障害者相談支援センターや、ケアマネジャー、あんしんすこやかセンターの方に御就任をいただいております。

3点目は、検討会で議論された内容でございますが、第1回、7年11月14日に開催された内容では、この災害時要援護者名簿の対象について重点的に議論が行われました。委員からは、年齢と避難行動能力は必ずしも一致しないとか、より多くの方を助けたいと思うが、名簿の人数が多く、助ける方の人数のほうが少ないので、足りていないといった御意見などがありまして、対象として、精神保健福祉手帳1級をお持ちの方で在宅の方であったり、要介護1・2の認知症の方なども名簿に追加するべきなどと、現場の実情や実際の活動に即した意見をいただきました。

今年2月6日に行われました第2回では、先ほどの名簿の対象につきまして、特に第1回に御意見のありました認知症高齢者、精神障害者、難病患者等について、各種データも検証しながら、災害リスクを考慮しまして、現行名簿の対象者から削除すべき要件と新たに追加すべき要件などについて議論がなされまして、検討会として一定の見直しの方向が示されたと考えております。

4点目は、今後の進め方なんですけども、この2回の検討会で議論いただいた名簿の対象要件の見直しにつきまして、今年3月をめどに今年度の検討報告書として取りまとめる予定としております。名簿の対象要件は条例の7条に規定をされておりますので、見直しには条例の改正が必要となります。検討報告書は公表するとともに、市議会への報告を行いまして、議会内での検討を進めていただきたいというふうに思っております。

この名簿は作成することが目的ではなくて、災害発生時に市民の命を守るためにいかに活用するかということが重要になりますので、今後、来年度以降も検討会を継続しまして、名簿の平常時の運用方針であったり、災害時にどのように避難行動支援と避難生活支援を行うのかと、共助の支援の在り方についても議論を深めたいと思います。市としても災害に備えた要援護者支援の充実により一層取り組んでいきたいと考えておりますので、市議会の皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○分科員（山口由美） 検討会の最後の御挨拶でも局長おっしゃっておられたことを再度おっしゃったなというふうに思っております。

私も議論を聞いておりまして、非常にありがたい御意見なんですけれども、一方で、やはり公助と共助と自助の役割——自助はちょっとあれですけど、役割分担が曖昧で、地域活動を担っている責任感の強い方々、もちろん委員に入っておられますけれども、何か今議論していることを全て地域で担わないといけないというふうに思われているようで、私としてはすごく心強いところなんですけれども、反面、ちょっと心苦しい気持ちにもなりました。

公助・共助というのは線を引きにくい部分であると思いますけれども、定義づけている要援護者を全て共助でお願いするわけではなくて、公助が担うべきところも明確にしながら、これから

議論を進めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

そこで、神戸市が考える共助・公助とはどのようなものなのか、また、地域の現状としてどのような課題があると考えているのか、御見解を伺います。

○奥谷福祉局副局長 災害時要援護者支援に関します公助と共助の役割ということについての御質問でございました。

まず、市が取り組む公助といたしましては、神戸市といたしましては、地域防災計画に基づきまして、市民の生命・身体・財産を災害から守るための対策を実施することとしておりまして、災害に強いまちづくりをはじめ、災害時の体制や各種施設の整備、備蓄体制のハード面についての強化を進めています。福祉局におきましても、災害時に配慮を必要とする方に利用していただくための一般の避難所における福祉避難スペースであったりとか、福祉避難所の設置・拡充・整備などに努めているところでございます。

一方で、阪神・淡路大震災の経験から、ああいう大災害が起こったときに、公助として市民を助けに行くというのが必ずしも間に合わない場合というのがあるのが分かり、そういった意味では、自ら災害時に自分自身で身を守ることと、そして地域の力を借りて共助の取組というのが重要性というところが教訓として残ったところで、条例にもその辺が反映されているかと思っております。

そういった意味では、役所としては、平時から共助ができる仕組みづくりをどうやってつくっていくか、そして、自助や共助の大切さというのを啓発していくことも1つ役割だと思っております。

実際、現在、今議論しています名簿の作成とかをしてありますし、共助をやるときにはいろいろな取組の方法などのノウハウなどをお伝えするなどの支援を行っているところでございますが、検討会でも出ましたように、やはり担い手が少なくなっている。そして、全部責任を持ってやるのに負担が大きい。名簿の管理から、あとは重度の高齢者・障害者の方の支援の方法は専門的なサポートが要るのではないかと、負担があるというところがございます。

そういったところの課題が出ているところを踏まえまして、実際の避難行動どうしたらいいのか、共助で、地域の皆さんでどこまでやっていく——どちらかというと、災害の準備の段階でやっていただくこと——実際起こったときには、現在は地域の方の助けもありますけれども、様々な専門職のサービスが入っている方も多いですので、そういった事業所であるとか専門職の力を借りて、こういった形で避難行動ができるかというところにつきまして、引き続き検討会でもお話をし、議論を進めていきたいと考えております。

○分科員（山口由美） まとめますけれども、御答弁いただいたように、ぜひ進めていただきたいと思います。

共助と公助、特に共助の部分、難しいと思うんですけども、できるだけ地域の御負担が軽くなるようにということをぜひお願いしたいということと、あと、これはこの検討会お聞きしていて、この対象者の議論で、もちろん今議論されていることが非常に私も現実的だと思うんですけども、やはり子供をどうするのかという視点ですね。

これはこども家庭局でも申し上げましたけれども、もちろん子供というのは保護者がいたり、そういった誰かはいるはずなんですけれども、やはりその保護者がいない状況であったり、あるいは、冒頭に申し上げました医療的ケアのお子さんであったりとか、いろんなケースが考えられます。あと妊婦の方とか、そういったこども家庭局が所管しているところにつきましても、やは

り対象に入れて考えていく必要があるのではないかとということだけ指摘をさせていただきまして、質疑を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

12時50分より再開いたしますので、よろしくお願いします。

（午前11時48分休憩）

（午後0時50分再開）

○主査（大かわら鈴子） ただいまから予算特別委員会第2分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、福祉局に対する質疑を続行いたします。

それでは、高橋委員、どうぞ。

○分科員（高橋としえ） 日本維新の会の高橋としえでございます。前半は私、高橋が、後半は外海委員にて質疑させていただきます。一問一答でお願いいたします。

まずは外国人介護人材の確保について伺いたいと思います。

令和6年度から開始しました神戸外国人高度専門人材育成プロジェクトでございますが、来年度で立ち上げ期の最終年度となります。当局は立ち上げ期の3年間、年間5,000万円を支出することで支援を行っている認識しておりますが、福祉局として本プロジェクトの実績をどのように評価し、今後どのように関与していこうと考えておられるのか、見解を伺いたいと思います。

○八乙女福祉局長 御質問いただきました神戸外国人高度専門人材育成プロジェクトは、令和6年度より一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームが主体となりまして、外国人介護人材の確保及び受入れの環境整備のために、現地の介護職員候補生を留学生として市内大学で受け入れまして、特定技能試験の合格や市内介護施設への就職に向けた支援等を行っております。これまで2年間の実績につきまして、3つの目標につきまして説明をさせていただきます。

まず1点目、外国人材の受入れにつきましてですが、目標として、令和6年度に40名、令和7年度70名、令和8年度90名の合計200名を掲げております。次に、受入れ実績でございますが、令和6年4月1日入国の第1期生9名は8名、9月入国の第2期26名のうち24名が特定技能1号試験に合格をしまして、合計32名が市内介護施設で就職をしております。今年度、令和7年4月入国の第3期生30名は、うち29名が特定技能試験に合格をしまして、うち27名が市内介護施設で就労しております。また、直近の令和7年9月入国の第4期生22名につきましては、全員が特定技能試験に合格しまして、現在、市内介護施設とのマッチングを実施しているところでございます。

2点目の海外協力先の確保でございますが、目標は累計で、令和6年度に3か国4機関、令和7年度に4か国6機関、令和8年度に5か国8機関を掲げております。より多くの優秀な介護人材を確保するために、プロジェクトリーダーであります神戸国際大学が独立行政法人国際協力機構——JICAですね——の支援を受けながら、海外協力機関の開拓を行っておりまして、直近の令和8年1月末現在で7か国12機関と協定を締結しております。

3点目の受入れ施設でございますが、目標として、累計で、令和6年度に20施設、7年度に50施設、8年度で70施設を掲げております。結果として、令和6年度は19施設、令和7年度に8施設増えまして、現在は27施設が人材の受入れを行っているところでございます。

そこで、それぞれの評価についてでございますが、1番目の外国人材の受入れについては、目標には届いておりません。しかし、第3期生までの就職率が90.8%と高い状態で、離職率は1.7%と低い状態が維持できておりまして、外国人材の獲得から定着までを一貫してサポートする本プロジェクトの優位性が評価されているところでございます。

2点目の海外協力機関の確保については、目標を上回っております。現在、プラットフォームがJICAと連携をしまして、海外の教育機関との意見交換などを進めておりまして、今後、新たな海外協力国の開拓や海外協定機関の拡大が進んでいくことを期待しているところでございます。

3点目の受入れ施設の確保につきましては、目標の半分程度にとどまっております。しかし、今年度、プロジェクトに関心がある人材受入れ事業者を対象としたセミナーを開催したところ、これをきっかけに実際の採用につながった事例や、定期的にやり取りをすることになった法人もありますので、今後の拡大に期待したいと思っております。

最後に、今後の関与についてでございますが、今後も介護人材のさらなる不足が予測されるということと、外国人材を取り巻く情勢も変化していくことが見込まれます。私たち福祉局は本プロジェクトの取組は有効であると認識をしております、今後もホームページや市内施設への説明会等を通じまして、本プロジェクトで外国人材を受け入れた施設におけるいい評価を積極的に発信をしまして、現場の実態を引き続き伺いまして、実施主体である大学都市神戸産官学プラットフォームとも相談をしながら、支援の在り方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○分科員（高橋としえ） 御答弁ありがとうございます。まず、局長からはすばらしくこの有効性ということで、有効というお言葉を力強くいただきましたので、引き続きこの事業は推進していきたいと思っておりますし、私も何回もこの質問を重ねて、進捗も伺って、徐々にではありますが、神戸にとって優秀な介護人材が増えていくことを、今の実績を聞いて、非常に喜んでいるところでございます。

それで、国内の受入れ及び育成に係る費用につきましてでございますが、就職先法人に一定御負担いただく必要があると考えており、定着支援に要する経費、つまり介護福祉士資格取得及び生活費支援に係る経費につきましては、今後も神戸市としてぜひ支援を続けるべきと考えております。これらの役割を担うサポートセンターにつきましても、市として令和9年度以降も支援を続けていかなければならないと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○小園福祉局副局長 ただいま御紹介いただきました神戸国際高度人材サポートセンター、こちらのほうは、本プロジェクトのメンバーであります社会福祉法人報恩会様が令和6年4月に兵庫区に開設いただいたものになっておりまして、これまで本プロジェクトを通じて市内の介護福祉施設等に就労した計55名の外国人材を対象に、日本語能力の向上を含む介護福祉士資格取得に向けた学習支援の実施や、受入れ施設や外国人材への在留資格申請の支援、生活相談など、受入れ後の外国人材の定着につながる育成事業などについて幅広く多様な支援を展開いただいているところでございます。

とりわけ定住や家族の帯同も可能となる介護の在留資格を取得するために必要な介護福祉士資格、こちらの取得を目指して学習支援に力を入れていただいております、オンラインの活用や個別指導など、外国人材の学習意欲が持続するよう、きめ細やかなサポートを実施いただい

るというふうに認識しているところでございます。

サポートセンターは、基本的には受入れ法人からのサポートセンター利用料での運営が想定されておりますが、立ち上げ時には備品や教材など初期費用が必要なことから、現在は福祉局からプラットフォームに支払っております本プロジェクトへの分担金の一部も充てて運営しているものと認識しております。

一方で、外国人材を受け入れた法人のほうでは、在留資格の切替えに多大な費用と資料作成などの事務負担を要するといったことや、受入れ後の外国人材の生活の基盤ともなる住居の確保、こういったところに難航しているという課題も生じていると聞いておりまして、サポートセンターではこれら課題についても御支援いただいているというふうに聞いてございます。

引き続きサポートセンターへの支援はプラットフォームを通じて行うことになりますが、実際の介護現場を所管する福祉局といたしまして、今後どのような支援が必要なのかについては、プラットフォームとも連携し、検討してまいりたいと考えております。

○分科員（高橋としえ） 今、小園副局長から御答弁いただきましたけども、後でちょっと局長のほうからもサポートセンターについての今の御意見を伺いたいと思うんですけども、実は私も30数年前、主人の転勤に伴って、海外で幼い子供を連れて——スマホがない時代ですよ、30数年前に海外に数回滞在したことがありますして、そのときに、言語も違う、文化も違う、食するところも違うという中で、やはり心のよりどころはサポートセンターとなる日本人会であったということをお記憶しておりまして、私、この高度介護人材の方が本当に母国から、日本で、しかもその中から神戸を選んで——地元で日本語も、しかもその技術のスキルも学ばれた方が神戸を選んでくださっているということは、非常にこの介護人材不足の中でありがたいと思っておりますし、これからはサポート体制というのがすごく私はキーポイントとなっておりますと思います。

それで、先ほど局長のほうからも離職率は本当に数%ということで、それはきっちりとサポートセンターがきめ細かく——現状もお聞きしましたけれども、サポートしているという証拠になっていると思います。だから、この事業は本当に全力で選んでくださった介護人材を、単純労働ではなく、やはりレベルが高いスキルを目指して神戸を選んでくださるこの人材を何としても神戸市でしっかりと教育する責任があると思うので、それには、その核となるのはサポートセンターだと思っておりますね。私個人の意見ですけど。局長も、先ほど小園副局長でしたので、局長のサポートセンターに対する思いと、今後の方針について見解があれば、教えていただきたいと思います。

○八乙女福祉局長 外国人介護人材の方がやはり定着していただいて、長く仕事を続けていただいているというのは、当然のことながら、働いておられる介護職場で優しく受け入れていただいて、支えていただくということもあると思うんですけども、それに加えて、日常生活の支援であったり、仲間づくりであったり、日本で生活することに対する不安であったり、御苦労とか、いろんなところを支えていただいているサポートセンターの役割というのは非常に重要だというふうに認識しております。

これまで2年間続けてきたところで、今後も引き続き取組をお願いしたいところではあるんですけども、神戸市としてどのようなことができるかというところについては、実情も伺いながら取組を進めてまいりたいと思います。

私、正直なところ、サポートセンターに伺ったことがございませんので、ちょっとまた現地のほうでお話を聞かせていただいて、どのような形でされているのかを伺った上で、今後の対応に

についても相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○分科員（高橋としえ） 局長、ぜひサポートセンターに行かれて、ちょっと現状を視察していただきたいということはお願いしたいと思います。

それで、この高度専門人材育成プロジェクトですけど、本当に希望が満ちて、若い子の場合、介護人材の方々が今年こういうふうには神戸で頑張ろうということを思っていると思いますので、また、ポートアイランドの——名前は申し上げませんが——介護施設でもすごく評価をして、力を入れてるということも実績も聞いておりますので、ぜひ頑張ってサポート体制、これは福祉局が管轄するところでもございますので、引き続き現場も見ていただきながら、前向きに——だんだん介護人材の外国人の方も増えてくるわけですから、サポート体制のきっちりとした方針を、また進捗を見ながら、前向きに考えていただきたいと、そのように思っております。

高度とついてますから、高度外国人材は、私は本当に即戦力があり、ただの単純労働ではなく、やはり私たちは神戸市のパートナーになるって、そのような感じで思っておりますので、ぜひともお願い申し上げたいと思います。引き続きこのプロジェクトの精度を上げていくために、現状把握と改善点を明確にさせていただいて、次年度以降に向けた積極的な取組をお願いしたいと思います。

それでは、次に、ちょっとこれだけ紹介させていただこうと思っておりますけれども、これは2026年1月21日の読売新聞の夕刊でございまして、在留資格、特定技能を取得するために必要な介護日本語評価試験というものを、合格証を偽造して、それを出入国在留管理局に提出して、不正に在留資格を取得したという記事でございまして、これは非常にショッキングな記事でございまして、こういったことがひょっとしたら氷山の一角かもしれないし、私は調べてませんが、ぜひともそういった意味でも、神戸でこのプロジェクトで育てていただいた高度外国人材の方というのは、やはり信用が置ける、福祉施設においても信用が置けるということを申し添えておきたいと思っております。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。しあわせの村の今後の方向性について伺いたいと思います。

しあわせの村につきましては、今年度、サウンディング型市場調査を実施したと聞いております。参加された事業者がしあわせの村の市場性をどのように評価していたのか、また、村内の各施設の活用に関しどのようなアイデアを収集できたのか等、調査の結果の概要について伺いたしたいと思います。

○八乙女福祉局長 しあわせの村の魅力向上や持続可能な運営に向けた今後の方向性の検討のために、令和7年8月から11月にかけてサウンディング型市場調査を実施いたしました。その調査内容といたしましては、しあわせの村に対する民間事業者の関心やアイデアを把握するということで3点。1は、より効果的な施設運営に関するアイデア、2点目として施設の転活用、3点目は新たな整備の可能性につきまして、幅広く提案や御意見をいただきまして、1月に結果概要を公表させていただいたところでございます。

サウンディングには計13社と多くの事業者に参加いただきまして、その内訳は、不動産関連の事業者が4社、宿泊・レジャー関連の事業者が4社、医療・福祉関係の事業者が2社、建設関係の事業者が2社、その他1社と、多様な事業者から提案や御意見をいただきました。

また、提案内容としましては、1つは、子ども・子育て世帯の利用に関する提案として、遊具

の設置、体験教育施設、子育て世帯や青少年の育成につながるプログラム、2点目として、レジャー利用に関する提案として、体験型機能の充実、キャンプエリアの魅力化、雨よけ屋根の設置、3点目に、福祉・医療関連の利用に関する提案として、高齢者施設や医療施設の設置など、様々な提案をいただいております。

具体的な内容としましては、民間事業者のアイデアやノウハウを含むために、ここでお伝えすることは難しいんですが、しあわせの村の評価としましては、360度森に囲まれている豊かな自然が魅力的である、インターチェンジから近く立地がよい、多彩な施設の存在といったポテンシャルを評価する御意見をいただいております。

これらの意見をいただきまして得られた知見を参考にいたしまして、ハードだけではなくて、ソフト面ですね——プログラムであったり、イベントだったりとということも含めまして、村の魅力向上や持続可能性の観点から、民間事業者の活用についても引き続き丁寧に検討したいと思っております。

以上です。

○分科員（高橋としえ） 今、これから検討ということでございますけれども、約13社の方々の事業者さんからの知見というか、御提案があったということなんですけど、これを議論を進めるに当たって、どういうふうな感じで、どのような立場の方がどのように集まって議論をしていくのか、庁内だけですか、第三者とか有識者を交えて議論していくのか、その辺りについてちょっと今伺いたいと思います。

○八乙女福祉局長 今年度は市民の方からのアンケート——ネットモニターのアンケートだったり、民間の有識者の方からの御意見を伺ったりしたんですけども、来年度に向けましては、リニューアルの方向性に絡めて、民間事業者の参入方法等につきましては、民間の事業者にも相談をさせていただきながら検討していきたいと思っております。当然のことながら、神戸市で決めていくことではあるんですけども、神戸市の議論に際しましては、様々な方の御意見も伺いながら、最終的には市民の皆さんにもお諮りをして、リニューアルを決めていきたいと思っております。

○分科員（高橋としえ） ありがとうございます。そしたら、リニューアル方針を策定するのって、もう1度ちょっと、聞き落とししたかもしれませんけど、リニューアルはいつ頃を今後予定しているのか、おっしゃっていただけますでしょうか。

○小園福祉局副局長 しあわせの村の指定管理者につきましては、令和8年度、9年度の2か年、従来の指定管理者であるしあわせの村運営共同事業体を引き続き指定管理者として指定する旨、先般議決をいただいたところでございます。この2年間でしあわせの村のリニューアルの道筋をつける必要があると思っております。まずは、令和8年度にはこれまでの取組で把握した市民の皆様の声や事業者の皆様の関心も踏まえまして、リニューアル方針を定めてまいりたいと考えております。その上で、令和9年度には同方針に基づき公募を実施、令和10年度から新たな体制でリニューアルを開始したいというふうに考えているところでございます。

○分科員（高橋としえ） 御答弁ありがとうございます。意見で終わらせていただきますけれども、ソーシャルインクルージョンの理念はしっかりと維持しながらも、民間の斬新な意見をしっかりと取り入れていただいて、より一層魅力的なしあわせの村になるように、御検討をよろしく願いたいと思います。

次に、認知症の施策について、みまもりシールの利用促進について伺います。

認知症の方が行方不明になった際の身元確認につなげるため、今年度からみまもりシールを新

たに導入しております。当局への事前の聞き取りでは、昨年8月に配布を開始して以来、4か月間で約570名の方に配布をしたとのことですが、導入をして、効果と利用促進に向けた令和8年度の取組について伺いたいと思います。

○小園福祉局副局長 ただいま御紹介いただきましたみまもりシールについてですが、こちらは認知症と診断された方に対してシールを交付いたしまして、衣類等に貼り付けて、行方不明時の身元確認及び警察による保護につなげるみまもりシール、こちらのほうを令和7年8月に開始をしたところでございます。こちらのほうの導入実績、最新値のほうでは652名という形でシールの配布ができています状況にはなっております。

シールの活用状況ということで申し上げますと、本日現在で5件、活用の事例があったというふうなところになってございます。具体的には、自宅の前に座り込んでおられた対象者の方を市民の方が発見いたしまして、コールセンターに連絡をしたことで、コールセンターから警察に対象者の情報を共有することにつながったり、通報のあった傷病者の元に駆けつけた救急隊がみまもりシールを発見いたしまして、コールセンターに連絡したなど、身元が判明したということで、有効に活用されている状況でございます。

8年度に関しましてということですが、対象者の方への周知に加えまして、広く市民の方への周知、この両面が必要かなというふうに思っているところございまして、引き続き関係機関と連携しながら、様々な機会を捉えて、対象者、市民の方、両面での広報・周知に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○分科員（高橋としえ） 650名の方に配布をして、活用事例が5件って、少ないにこしたことはないんですけども、引き続き高齢者が多くなってくるので、市民の方へのこの周知をお願いしたいと思います。

それで、次は認知症のサポーターの活躍の場づくりについて伺います。

認知症の方が増加する中、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会が目指されております。本市におきましては、認知症の正しい知識を身につけて、できる範囲で手助けする認知症サポーターの制度に取り組んでおりますが、活動は限定的であります。神戸市として、意欲ある市民に御活躍いただく場を提供するべきではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○小園福祉局副局長 今、御紹介いただきました認知症サポーターの養成のために、本市では認知症サポーター養成講座、こちらのほうを実施してございます。こちらのほうでは、認知症について関心を持った方の最初の入り口ということで実施しておりまして、認知症や認知症の方への接し方について基礎的知識を学んでいただくという位置づけになってございます。

これまで自治会など地域住民の方や、児童・生徒、企業の方などに対して講座を実施しておりまして、これまで累計で15万人の方に受講いただいているという状況になってございます。こちらのほうを受講された方に関しましては、高齢者安心登録事業の行方不明情報のメールを受信する検索協力者への登録を案内しており、行方不明高齢者の検索活動に協力いただいているほか、新たに始めました、先ほどありましたみまもりシール事業、こちらのほうでも協力はいただいている状況でございます。

また、さらなる活動を求める方に対しては、活動先を見つけるための窓口といたしまして、市内の認知症カフェ、各区のボランティアセンターも紹介いたしまして、ボランティア活動への参加を呼びかけております。実際にそのような活動に取り組んでいる方もおられます。そのような具体的な活動をされる方の後押しになるように、さらなる認知症について理解を深めてもらう

ステップアップ講座、こちらのほうも開催をしているところでございます。

認知症サポーター養成講座を修了された方は、日常生活の中で理解を持って認知症の方へ接していただいております。地域における認知症の理解の浸透につながり、認知症の人を支える地域の力が上がってきているものと考えているところでございます。

○分科員（高橋としえ） ありがとうございます。累計15万人の方がこの講座に応募されてたということでございますけれども、その方もだんだん年いかれるので、ひょっとしたら逆の立場に回る方がいらっしゃるかもしれませんけれども、搜索、見守りというのを全力で進めていただきたいと思います。だから、登録するだけで、やはり活動なさっていらっしゃる方の掘り起こしというのも大切になってくると思いますので、その辺りも広く広報をお願いしたいと思います。

次に、認知症の方の集いの場づくりについて伺いたいと思います。

今年度は認知症カフェへの補助を開始したということでございますが、認知症の方やその家族の身近に集いの場ができるよう、今後どのように取り組まれていかれるのか、見解を伺いたいと思います。

○渡辺福祉局高齢福祉課課長 認知症カフェにつきましては、認知症の方や御家族が気軽に参加できる地域参加の入り口でありまして、参加された認知症の方や御家族が専門職等からのアドバイスだったり、他の参加者との情報交換によりまして、適切なサービスにつながったり、あるいは不安の軽減などにつながるという重要な場であるというふうに考えております。

そこで認知症カフェへの支援にも取り組んでおりまして、主に4点あるんですが、1点目は、ホームページへの掲載など広報の支援、2点目として、神戸市の認知症施策など各種の情報提供、3点目として、カフェの運営者同士の情報交換の場としての認知症カフェ連絡会の開催、4点目として、認知症カフェの運営を支援する補助金制度といったような支援を行っておりますのと、また、認知症への関心が高まっているので、新たにカフェを開設したいというような問合せも増えておりまして、窓口であります神戸市社会福祉協議会において相談に応じるとともに、既存のカフェの見学にも同行するなど、丁寧な支援を行っておりまして、新規開設につなげているという状況でございます。その結果、認知症カフェの登録数増加の傾向にありまして、現時点で市内で51か所になってございます。

引き続き社会福祉協議会等と連携をしながら、認知症カフェに対する支援をしっかりと継続しまして、認知症の方、あるいは御家族の方が集える場がさらに増加するように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○分科員（高橋としえ） 私の持ち時間が超過しておりますので、要望で終わらせてもらいたいと思います。今年度から若年性認知症施策にも取り組まれるということでございますので、既存の施策についてもブラッシュアップし、認知症の方にやさしいまちづくりを進めていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

次に、外海委員、発言席へどうぞ。

○分科員（外海開三） 引き続きまして、よろしくお願いいたします。

私、今年度は福祉環境委員会に所属しております。福祉局所管に関する御相談を市民の方から多々いただくことがあるんですけれども、今回の質疑はいただいた御相談を交えた質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目ですけど、市東部地域における福祉課題、具体的にはグループホーム整備についてお尋ねいたします。

まず、全市のグループホームの整備状況についてお聞きいたします。本市は人口1万人当たり定員が約12人であり、20政令市中17位となっています。大阪市は約30人、名古屋市は約23人、横浜市は約16人と、人口規模の大きな市でも本市を上回る定員数となっていますが、他都市と比較して定員数が少ない理由をどのように分析しているのか、まずお伺いいたします。

○**奥谷福祉局副局長** 障害者のグループホームについて御質問がありました。このグループホームは、障害者の入所施設から地域移行へという国の基本方針に基づきまして、入所者の地域移行の受皿、そして、または親亡き後の住まいの確保という意味での役割を担うことを期待されておりまして、全国的に整備が進められております。

本市におきましても、令和6年から8年度を計画年といたします第7期神戸市障がい福祉計画におきまして、独自目標として、グループホームの定員数を令和8年度末までに2,000人と定めておりまして、グループホームの整備促進に取り組んでいるところでございます。

目標達成に向けて整備は順調に進んでいるところでございますが、委員御指摘のとおり、人口1万人当たりの定員数は約12人となっておりまして、他の政令市と比較しますと、20市中17番目と、定員数が少ない状況となっているところでございます。

例として挙げていただきました大阪市、名古屋市、横浜市などよりも定員数が少ない理由の1つといたしまして、神戸市内には障害者入所施設が多いということが挙げられると考えております。令和7年4月1日現在の施設定員は、大阪市が20施設950人、名古屋市が15施設694人、横浜市が24施設1,167人であるのに対しまして、本市は24施設1,253人と上回っているところでございます。施設の定員数だけ見れば政令市中2番目に多く、入所施設の定員数が一定程度従来から確保されていた、充足していたため、グループホームの整備が遅れることと結果的になったのではないかと考えているところでございます。

○**分科員（外海開三）** 事前に市内グループホームの定員数の資料を頂いておりましたけれども、昨年12月時点の市内グループホーム定員数は1,903人のところ、東灘区・灘区・中央区の市東部の3区に限ると283人と、全体の約15%と極めて少ない状況にあります。地域間不均衡対策として、令和6年度から市東部におけるグループホーム整備に対する補助上限の引き上げを行っているとのことですが、そもそも東部3区はそれぞれどの程度の定員数が必要であると認識しているのか、お伺いいたします。

○**奥谷福祉局副局長** ただいま御指摘のありましたとおり、本市におきましては、北区・西区などの郊外に多くグループホームが開設されておりまして、それに対しまして、市街地、特に東灘区・灘区・中央区にかけて市東部には少ないという地域間の不均衡が課題となっております。

この是正対策といたしまして、令和6年度から市独自の補助制度にて市東部における整備に対する補助上限の引き上げ——通常1,000万のところを1,200万にするなどの取組を始めたところでございます。神戸市全体として、先ほど答弁させていただきましたように、グループホーム数が全体的に少ないことから、現状といたしましては、短期目標として、神戸市障がい者プランにおいて全市の整備目標を掲げておりまして、各区別の具体的な整備目標は設定していないところでございます。

○**分科員（外海開三）** 区別の設定はしてないということなんですけど、これ繰り返しになりますけど、東灘・灘・中央区というのは極端に少ないわけですから、これはちょっとやっぱり整備の

目標というか、設定はしないといけないんじゃないのかなと私は個人的に思うところではありますが、それでは、特に市東部の現状について、改めて当局の認識をお尋ねいたします。

補助上限額の引上げから2年が経過いたしました。全市での採択は9件で定員45人、市東部の3区での採択は僅か2件で定員9人となっており、偏在改善には至っていないと感じます。東部地域への整備が進まない理由を当局はどう分析しているのか、また、さらなる整備を促すためにどのような対策を講じる必要があると考えるのか、見解を伺います。

○奥谷福祉局副局長 令和6年度から市東部における整備に対する補助上限の引上げなどを行いましたけれども、初年度ですね、6年度については、採択後に事業者が辞退したというような事例もあったことにより、残念ながら、令和6・7年度の実績としては2事業、定員9名分と、まだ十分に効果が現れてないというのが現状でございます。

市東部に整備が進まない理由といたしましては、市東部を拠点として活動する事業者が少ないことや、場所や面積、価格的に整備可能な物件候補が賃貸物件も含めて見つかりにくいといったことが原因と考えております。

今後の対策といたしまして、市東部におけるグループホームの整備をハード面から支えていくために、整備する物件の確保に対する支援と新規開設をしようとする事業者の整備費用に対する支援が必要と考えており、このため、さらなる整備を促していくために、物件候補の支援については、市東部では市営住宅の空き住戸や、市有地も少ない状況ではありますが、限られた資源を活用して、他局とも協力をしながら、確保に向けて努力したいと考えております。さらに、整備に対する支援におきましては、引き続き市東部における整備補助上限の引上げや、国庫補助についても優先的に採択していくことなどを考えているところでございます。

○分科員（外海開三） 続きまして、また再質問させていただきますけど、先ほど各区分の整備目標は存在しないとのことでありましたが、市の独自施策である東部地域への補助上限引上げについて、補助件数の目標はあるのか。施策効果をはかるためには目標の数値化が必要であります。本施策を今後どのように検証し、どう改善につなげようとしているのか、お尋ねいたします。

○奥谷福祉局副局長 新規開設に対する補助の予算額といたしましては、市全体で年4件分を確保しているところでございますが、内訳として市東部に何件といった目標は現在立てておりません。応募が複数あった場合には優先的に採択するという基準も定めておりますので、例えば市東部から応募が4件あった場合には、4件とも市東部になることも考えられると思っております。

目標の数値化についてでございますが、グループホームを整備するに当たりましては、まず整備をしようとする事業者がいることが前提、そして、事業者が整備着手するためには、賃貸物件も含めて、何よりも物件確保が必要となること、市東部ではグループホームに適した物件確保が困難な状況であることから、具体的な目標ということは立てるのが難しいと考えております。

本市といたしましては、新規開設に係る経費につきまして、市東部に対する上限額を上乗せし、また、優先的に採択をしていくことで、市全体のグループホームの数を増やしていくという全体の目標の中でそういった取組をすることによって、市東部での事業開設・整備について、事業者の意欲を引き出していくことが必要と考えているところでございます。

施策の効果の検証につきましては、グループホームの整備については複数年かかる場所がありますので、短期間で判断するのではなく、持続的に施策を実施していく中で見極めていきたいと考えております。

○分科員（外海開三） 再質問の最後になりますけれども、神戸市市有地を活用したグループホー

ムの整備は偏在是正に非常に有効だと認識しています。市営魚崎新堀住宅跡地を活用し、令和8年度末のグループホーム開設に向け整備が進められている状況であります。同様の手法を用いて他でも整備を進めてはどうかと考えますが、御見解を伺います。

○前田福祉局障害福祉課課長 グループホームの偏在是正は市有地を活用した手法を用いて整備を進めてはどうかということでございますけれども、委員御指摘のとおり、市有地を活用することは、市東部におきまして整備可能な物件候補が見つかりにくいという現状におきまして、有効な手段の1つと考えてございます。

あわせて、市有地を活用するに当たりまして、重度障害者に対応可能なグループホームの不足の是正も検討する必要が重要でございまして、具体的には日中サービス支援型グループホームの整備を図っていくことが必要と考えております。その日中サービス支援型グループホームは定員が最大20名まで設定することが可能でございまして、それだけの建物を整備するためには、一定の広さの用地が必要であるということから、現存する市有地の活用に当たりましては、他部局が実施する事業の兼ね合いなど、慎重に検討することが必要であると考えてございまして、また、グループホームに適した用地があった場合でも、その周辺にお住まいの方々の御理解とか御協力が何よりも大切だというふうに考えてございます。

候補地につきましては、関係部局と協議中でございまして、具体的な場所は決まっておりますけれども、来年度、事業者公募実施に向けまして、必要な庁内調整、議論等を前向きに進めてまいりたいと考えてございます。

○分科員（外海開三） まとめさせていただきますけど、グループホーム整備についていろいろと質疑をさせていただきましたが、実態としては目標数値の設定は難しいということだったと思います。だとしても、現状行っている施策については絶えず効果検証する姿勢が必要だと考えますので、あらゆる手法を検討し、実施していただいた上で、効果検証を行っていただき、よりよい施策につなげていただくよう要望しておきます。

続きまして、監査指導業務についてお尋ねいたします。

福祉事業を営む事業者から、事業所の指定申請時や指導監査時の監査指導部とのやり取りについて相談を受けたことがあります。その中では、神戸市には独自のルールがあるとか、ほかの自治体と比べて審査が厳しいとの声をよく耳にします。指摘事項がある場合、しっかりと指導していただく必要がある一方で、事業者に過度な負担を強いているのであれば、改善すべきであると考えております。当局は事業者のこのような声をどのように受け止めているのか、また、今後改善すべき点はないのか、併せてお伺いいたします。

○八乙女福祉局長 福祉局監査指導部では、福祉サービス事業所の指定申請の受付を行っております。人員基準や設備、運営等の基準に適合しているかの審査を行っております。また、指定後は施設や事業所の適正な運営確保を図るために、定期的な運営指導や、通報等に伴う随時の監査等を実施しているところです。

委員のほうから市の独自ルールや監査指導が厳しいといった事業者の声を紹介いただきました。事業者の指定や運営指導に当たりましては、国が定めた基準省令や指針に基づいて対応しておりますので、本市の独自ルールは設けているところではございません。また、審査や指導についても、他自治体と比べて特段に厳しいことはないと考えております。しかし、不正通報があったり、もしくは虚偽申請や不正請求等が疑われたりするような特別な事情がある事案につきましては、その確認のために踏み込んだ対応になるということは御理解いただきたいというふうに考えてお

ります。

また、事業者には過度な負担を強いているのであれば改善すべきというような御意見につきましては、令和元年度から市全体の規制・行政手続の見直しの中で、規制改革アドバイザーという方に就任をいただいております。その行政書士の御意見と指摘を踏まえまして、監査指導部の事務につきましても、順次申請手続の簡素化等を図っているところでございます。

これまで障害福祉サービスの指定手続におきまして、事業者との事前面談を必須としておりましたが、その面談予約がなかなか取れないなど、運用上の課題がありまして、令和6年2月から、事業者の負担軽減のために、事前面談を希望制に変更したところでございます。しかし、その結果、以前と比べて事業者と対面で接する機会が減ったということで、コミュニケーション不足となり、結果的に本市と事業者の間でそごや誤解が生じていることがあるのではないかと考えています。

適切な介護・障害福祉サービスを利用者に提供していただくためには、本市と事業者が信頼関係を築き、相互に協力し合うことが不可欠であると認識をしております。事業者には過度な負担を強いることがないように、指定の審査や運営指導の在り方については今後も検討していきたいと思っています。

しかし、このような本市の規制改革に向けた動きの一方で、全国的に不適切な運営が疑われる事業者が増加していることを受けまして、国のほうから、特に就労系の障害福祉サービスをはじめ、新規指定及び運営指導の審査の厳格化が求められているところであります。そのため、以前と比べて本市の対応が厳しくなったと感じておられる事業所があるかもしれませんが、他の事業所とも同様の対応を取っておりまして、適切なサービス確保に向けた必要な取組であることを事業者の皆さんにも御理解いただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、事業者との丁寧な説明を心がけて、規制改革アドバイザーの意見も真摯に受け止めながら、適正な指定審査と運営指導に努めていきたいと思っております。

以上です。

○分科員（外海開三） ありがとうございます。続いて、組織変更についてお尋ねいたします。

施設及び事業者への監査指導業務の一元的なマネジメントを図るために、令和2年度に監査指導部を新設してから6年、令和8年度より監査指導部を改組し、監査指導課を新設するとの組織改正案が示されております。部組織から課組織への変更は、監査指導業務の後退とも受け取れますが、組織改正の目的はどのようなものなのか、また、監査指導部を新設した際の目的である全体マネジメントをどう担保していくのか、お伺いいたします。

○八乙女福祉局長 まず、これまでの監査指導組織の経過について説明をさせていただきます。令和元年度までは福祉局の中に監査指導課、介護指導課、障害者支援課指定指導係の3課に分かれて、法人監査と介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所ごとに対応を分かれてしていたところでございます。令和2年度より3課の監査指導業務を統合し、一元的なマネジメントを図るために、監査指導部を新設し、3ラインを束ねる部長を配置いたしました。その後、法人監査と事業系監査の一体的な実施や、介護サービスと障害福祉サービスを行う事業者への対応時の連携、指定業務から運営指導、監査業務まで一貫した実施体制の構築等に努めてまいりましたが、統合後6年を経て、一定の業務効率化が進みまして、介護、障害両サービスを運営している事業者の指定指導に当たっても、連携を行いながら効率的に対応するなど、部を創設した際の目的が一定達成できていると認識をしております。

そこで、来年度の組織改正の目的について説明をいたします。高齢者・障害者福祉を取り巻く状況の変化が厳しい中、監査指導業務で把握した課題を政策立案に反映していくことや、より機動的に対応できる体制の構築が必要と考えております。

本市におきましては、重層的な意思決定のシステムを改善して、意思決定を迅速化させるとともに、縦割りの慣習を是正していくために、令和2年度から副局長を設置しまして、局・部・課の三層制から局・課の二層制の組織体制に段階的に進展をしてきたところでございます。

そこで、今回の組織改正は、その二層化の考え方によりまして、監査指導部を監査指導課とし、よりスピード感を持って効果的・効率的な監査指導業務を行っていくとともに、新設される福祉局の3人目の副局長が監査指導課を含む複数の課を所管することで、局内で連携しながら対応すべき課題について、より一体的に取り組むことができるようになると考えております。

監査指導課全体のマネジメントにつきましては、副局長がサポートしながら、所属長になります監査指導課長が中心となって課内で連携を図りながら施策を展開していきたいと考えております。私も局長として、責任を持って一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○分科員（外海開三） ありがとうございます。私個人的な考えなんですけど、部組織でも大概やらないといけない仕事がたくさんあるように見受けられたところもありますので、それが課組織になったら余計、皆さん仕事の負担が多くなるんじゃないのかなと心配してこの質疑をさせていただいたんですけど、今の局長の御答弁聞いたら、何とかやっていくという意欲を感じましたので、よろしく願いいたしたいと思います。

それで、もちろん法令遵守でやっていくというのが大前提であるわけなんですけど、今後、事業者というのは福祉を共に支えるパートナーでもあるわけですから、時に厳しく指導はされても、密に連絡を取り合いながら、手を携えて本市の福祉を推進していけるように、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、民間事業者と連携した福祉施策の推進についてお尋ねいたします。

1点目が、高齢者見守りについてお尋ねいたします。昨年7月30日に株式会社URコミュニティとの高齢者見守りに関する協定締結との資料提供をいただきました。その文中に、2011年から現在までに40の事業者と協定を締結とあり、多くの事業者と協定締結していることに驚きました。これまで2,300件余りの通報があり、216件について緊急対応が実施されたと聞いておりますが、協力事業者による高齢者見守りは一定の効果を上げていると考えますが、通報の傾向はどのようなものだったのか。

また、より効果的な取組につなげるため、市が主体となって通報事例や有用なノウハウ等の横展開を行うとともに、事業者の声を吸い上げ、新たな見守り施策の検討につなげていく必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○奥谷福祉局副局長 御紹介いただきました高齢者見守りに関する民間事業者と協力した見守り事業についてでございます。これは本市と、高齢者に身近な民間事業者と協定を締結いたしまして、事業者の通常業務の中で地域の高齢者の異変に気づいた場合にあんしんすこやかセンターに通報いただくことで、センターから安否確認や見守り、そして場合によっては介護保険等の公的支援が必要な高齢者を早期に発見し、地域で見守りにつなげているというものになります。

通報の約16.4%で緊急対応を要しておりまして、そのうちの約29.2%が緊急搬送を実施しております。通報されてくる事業者は、新聞配達や宅配等の訪問型事業者が約91.7%を占めておりま

す。民間の店舗型におきましても、ちょっとお話がしにくいであるとか、身なりに気になるような方というような通報も入ってきているところでございます。

民間事業者とよりよい体制をつくっていくために、隔年度で連絡会などを開いておりまして、神戸市からの情報提供を行ったり、実際の事例検証などを行ったり、事業者同士で情報交換をするなどしてノウハウの共有・蓄積を図って、より効果的な見守りに取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（外海開三） もう時間もないので、意見とさせていただきますが、連携協定を締結した後どのような形で施策を進めていくかが何よりも重要だと考えます。民間事業者の力も借りながら、福祉施策を前に進めていただくよう要望して、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

次に、堂下委員、発言席へどうぞ。

○分科員（堂下豊史） 公明党の堂下豊史です。宮田公子委員とともに質疑を行います。一括で読み上げ、その後一問一答をお願いします。

福祉局の来年度予算では、介護施設に対する市独自の大規模修繕補助制度創設や、あんしんすこやかセンターの委託費増額など、これまで公明党神戸市会議員団として、また私自身もあらゆる機会を通じて求めてきたことが予算化され、評価をしております。また、新たな施策に実効性を持たせる観点も含めて、本日は質疑をさせていただきます。

まず初めに、介護施設に対する市独自の大規模修繕補助制度について伺います。来年度予算において介護施設に対する大規模修繕に対する補助制度が創設されたことは、現場の課題に応えるものとして高く評価するとともに、大きな前進であると受け止めております。一方で、老朽化が進む施設は市内に多数存在する中、本制度を単年度の措置にとどめず、複数年にわたり段階的に整備を進めていく枠組みとして位置づける考えはあるのか。また、今後の拡充に向けた基本的な方針について伺います。

あわせて、老朽度や改修費用に加え、地域の高齢者人口の動向や必要な入所機能、法人の経営状況なども踏まえ、優先順位を総合的に判断していく視点が重要です。2040年を見据え、単なる修繕支援にとどまらず、地域全体の施設配置や機能の在り方も含めた政策として位置づけていくお考えがあるのか、御見解を伺います。

次に、あんしんすこやかセンターの委託費増額について伺います。来年度予算案では、あんしんすこやかセンターの委託費について、職員1人当たり約110万円の人件費の大幅増額に加え、事務費も30万円から70万円程度上積みされるなど、踏み込んだ見直しが行われました。現場の実態や議会での議論を踏まえた前進として、高く評価しております。今回の増額により、処遇改善や人材確保、業務負担の軽減にどの程度の効果を見込んでおられるのか、当局の御見解を伺います。

次に、あんしんすこやかセンターの職員配置の在り方について伺います。本市では、高齢者人口に応じてあんしんすこやかセンターの職員を増員配置してきました。しかし、近年は虐待対応や支援困難事例、精神疾患を抱える高齢者の対応など、業務が高度化・多様化しており、人口基準のみでは実態を十分に反映できていないと考えています。実際、認定申請件数や介護予防ケアマネジメントの管理件数といった客観的指標を見ても、人口規模と業務量は必ずしも一致していません。同一区内でも人口順位と申請件数、管理件数の順位が乖離しており、業務負担の偏在が

うかがえます。人口基準に加え、業務量や困難度を踏まえた配置へ見直すべきではないでしょうか。当局はセンター間の業務量や困難事例対応の偏在をどのように把握・分析し、どう評価しているのか、御見解を伺います。

次に、介護事業者及びあんしんすこやかセンター向けのカスタマーハラスメント対応について伺います。現場ではカスタマーハラスメントが事業者や職員の努力だけでは対応し切れず、支援困難事例や虐待対応と重なりながら、職員の負担や離職につながっています。現場を守る仕組みが急務であり、行政が関与する相談窓口の設置を求めてきましたが、来年度予算で実現に至らなかったことは残念です。

一方で、あんしんすこやかセンターの運用を見ると、苦情件数は把握されているものの、カスタマーハラスメントとして独立して認定・集計する仕組みは明確ではなく、実態が政策課題として十分に可視化されていないのではないかと懸念しています。当局はカスタマーハラスメントの発生状況をどのように把握しているのか。また、体系的な把握の仕組みが不十分であれば、それ自体が制度上の課題ではないかと考えますが、御見解を伺います。

最後に、あんしんすこやかセンターと区役所等との連携について伺います。あんしんすこやかセンターが対応する困難事例の中には、センター単独では対応が難しく、本来は区役所と共同して対応すべきケースが少なくありません。しかし、現場からは、区によって対応に差がある、同行訪問の可否が異なる、結果的にセンター任せになってしまうといった声が上がっています。制度は存在していても、運用が十分に機能していないのではないのでしょうか。区とセンターが共同して対応する基準は全市で統一されたものとなっているのか、それとも各区の判断に委ねられているのか。あわせて、相談後に同行訪問や共同支援につながっている実績を本市としてどのように把握しているのか、御見解を伺います。

以上、簡明な御答弁をよろしくお願いします。

○八乙女福祉局長 5つ御質問いただきましたが、私のほうから1点目、2点目、4点目について説明をさせていただきます。

まず、1点目の大規模修繕補助の創設についてでございます。各施設とも昨今の資材や人件費の高騰を背景に、工事費が年々増加をしております。大規模な改修を実施することが非常に大きな負担となっております。なかなか実施に踏み切れないという声は私たちも聞いているところでございます。老朽化施設の大規模改修が進んでないことについては全国的な課題でありまして、本市としても老朽化に伴う修繕や改修に係る補助制度の創設を国に対して強く求めてきたところでございます。

また、市としても、老朽化した介護施設の改修につきましては、今後、2040年以降は高齢者人口の減少も予想される中、SDGsの観点からも、新規の施設整備を進めるだけではなく、既に建設された施設を計画的に修繕・改修し、施設の長寿命化を図ることにより、運営の継続と定員数の維持を図っていくことが非常に重要だと認識をしております。このたび施設へのヒアリングや他都市の取組を参考にしながら制度の創設を検討し、来年度予算に計上したところでございます。

介護施設の維持・修繕に係る費用につきましては、居住等に関わる利用料としまして居住者より徴収することとなっておりますが、介護保険制度施行以前に措置費等で運営していた施設につきましては、当該期間における大規模修繕のための費用の原資がなく、積立てが困難であったため、このたび創設しました制度につきましては、介護保険制度の施行——2000年4月1日以前よ

り運営されていた介護保険施設につきまして、制度施行以前の運営期間の割合に応じまして、大規模修繕に関わる費用に対して補助するものでございます。神戸市内には介護保険制度の施行以前から運営されている施設は現在60施設ございます。

制度の運用につきましては、他都市の事例も参考にしながら、御指摘のとおり、単に施設の老朽度だけではありませんで、施設種別や改修内容の緊急性、法人の経営状況などを総合的に判断しながら検討していくこととしたいと考えております。

御質問の2点目、あんしんすこやかセンターの委託費の増額について御回答いたします。高齢者が増加する中、相談件数が増加するとともに、家族の構成や在り方が変化していく中で、複合的な相談を抱える高齢者の対応など、あんしんすこやかセンターの職員には高度な援助技術が求められております。それゆえに職員の定着が難しく、職員募集をしてもなかなか応募がないというところで、人材確保が厳しい状況であるということを認識しております。また、これまでのセンターの受託法人から、他業種での賃金改定が行われる中で、人材確保のためにも、委託料の増額の要望をお聞きしてまいりました。

こういった背景を踏まえまして、人員確保がしやすく、また、経験を積んだ職員を配置することができるよう、令和8年度から人件費相当の委託料と、昨今の物価高騰の状況を踏まえて、事務費相当の委託料などを増額することとしています。

御質問の委託料増額の効果の見込みについてでございますが、職員給与を引き上げることが難しいことで人員確保が困難である旨の現場の状況に対しましては、人件費相当の委託費を増額することにより職員給与が引き上げられれば、人員確保・定着がしやすくなり、職員が確保できないということがなくなっていけばというふうに考えております。あんしんすこやかセンターの委託法人に対しまして、このたびの委託料の増額の趣旨を伝えて、職員の処遇改善や職員確保のために活用いただきたいことを今後依頼していきたいと考えております。

続きまして、4点目のカスタマーハラスメントについて御説明いたします。あんしんすこやかセンターにおけますハラスメントの対応のためには、これまで弁護士相談の創設やハラスメント対策のマニュアルの作成など、順次環境の整備に取り組んでまいりました。また、今年3月にはセンターの運営管理者向けのハラスメント対応研修の実施を予定しておりまして、開催に際しまして、センターの直近の1年間のハラスメント状況や受託法人内の対策などについて実態把握を実施いたしましたところでございます。

その実態調査の結果につきましては、令和7年度中にカスタマーハラスメントがあったのが76センター中32センター、42%で、その受けたハラスメントの種別では、精神的暴力——具体的には、大声を出される、どなられる、職員への嫌がらせ、理不尽なサービスの要求等や過大な要求、理不尽な苦情申立て等が多かったということが判明しております。現状、ハラスメントの発生状況について、件数の把握はしておりませんが、重大なケースや対応が困難なケースにつきましては、これまでも報告や相談の形で把握をしているところでございます。

私からは以上です。

○小園福祉局副局長 私からは2点、あんしんすこやかセンターの人員配置と、あんしんすこやかセンターと区役所との連携について御答弁申し上げます。

まず、あんしんすこやかセンターの人員配置についてでございます。センターの職員につきましては、高齢者人口に基づくということの国基準、こちらのほうに基づきまして、専門職3職種を国基準よりきめ細やかな基準で、圏域の高齢者人口に応じた人員数で配置しているところでござ

ございます。加えて、本市独自で各圏域に住民同士の支え合いを推進するための職員1名を追加で配置し、さらに手厚い人員配置としているところでございます。

御指摘のとおり、各あんしんすこやかセンターの対応件数は、内容等も含めて軽重に差があるものの、その動向は必ずしも一定ではございませんでして、また、あんしんすこやかセンターの業務は、高齢者からの相談に応じるだけではなく、地域の高齢者を支える生活課題の解決に向けまして、地域ケア会議を開催したり、住民相互の助け合いの仕組みを構築することで、あとはケアマネジャーへの支援など多岐にわたってございます。また、職員の経験年数等の差によっても負担の程度は異なりまして、特定の個別の事情を捉えてセンターの業務量を評価することは難しく、慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

ただ、センターの職員の負担軽減、ここは非常に大事なところだと認識してございまして、これまでも業務効率化アプリの導入により、報告書の提出や区との情報共有のICT化を図ったり、業務負担軽減を図ってございます。今後もさらなる業務負担軽減の取組を進めていくところでございます。

あともう1点、あんしんすこやかセンターと区役所との連携についてでございます。あんしんすこやかセンターが相談対応する事例の中には、高齢者虐待や独居の認知症高齢者への支援、さらには8050問題など、複合的課題を有する事例への支援など、対応が困難となる事例があることは承知しているところでございます。あんしんすこやかセンターには包括的支援事業として総合相談支援業務等を委託しておりまして、まずは運営管理者の管理の下、3職種や地域支え合い推進員がその職種の専門性を生かしてチームアプローチで対応していただくこととなりますが、センターだけで対応が困難な場合には、区役所の職員が相談に乗り助言するなど、必要な場合は同行訪問するなどの支援をしているところでございます。また、困難事例において法的な解釈や対応を行うことができるよう、弁護士相談の環境を整えたり、そういったところもしているところでございます。

高齢者虐待事例につきましては、センターと区役所で全件受理会議を実施しておりまして、緊急性の判断や対応の方法、その後の評価時期などをマニュアルに従って検討するほか、主担当機関もマニュアル上定めてございます。

また、困難事例における支援の対応については、特にマニュアル等の定めはございませんが、センター職員と区職員等の連携やその際の役割分担につきましては、事例ごとの事案に勘案し、個別に検討されるものと考えているとともに、その件数については把握していないところでございます。

以上でございます。

○分科員（堂下豊史） 御答弁ありがとうございました。

大規模修繕補助制度について再質問させていただきます。局長のほうから、経営状況など総合的に勘案して今後の優先順位については整理・検討していく趣旨の御答弁がありました。そういう方向性は理解をいたしました。制度が創設されること自体、現場にとっては大きな前進であり、まずは第1弾として評価をしております。

その上で、本制度はあくまでスタートであり、今後の継続的な取組が極めて重要になると考えます。とりわけ財政的な余力が乏しい施設や将来計画を描きにくい施設ほど、制度があっても申請に踏み出せない可能性があります。そうした施設こそ地域の入所基盤を支えている場合もあり、申請がなかったという整理だけでは、地域の安心・安全の観点からは十分と言えない場面も想定

をされます。

その上で、1点伺いたいします。制度が創設されたにもかかわらず、申請に至らない施設がある場合、財務面の課題や、将来設計、将来計画の不透明さが背景にある可能性があります。当局として、申請がなかったで終わらせるのではなく、必要に応じて個別に実態を把握し、主体的に関与していくべきと考えますが、御見解を伺います。

○**八乙女福祉局長** 御質問がありましたように、物価高騰等の現状の中で、施設を運営する法人の経営状況が厳しいということは理解をしております。まずは対象となる60施設に対しまして制度の周知をしっかりと行いまして、より多くの施設に活用できるように努めてまいりたいと思います。その上で、制度の利用状況を踏まえながら、必要に応じまして施設関係者へのヒアリング等により実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○**分科員（堂下豊史）** 主体的な関与が一層必要になってくる場面もあると思いますので、またこの辺りは引き続き議論していきたいと思います。

いずれにいたしましても、今回創設された制度、老朽化が進む高齢者施設の安全確保とサービスの継続を図る上で重要な一歩であると受け止めております。今後、複数年にわたる継続的な取組として発展させるとともに、地域の実情や将来の高齢者人口の動向も見据えながら、施設整備、長寿命化の在り方を総合的に検討していくことが不可欠だと考えております。現場の実態に即した制度運用と丁寧なフォローをお願い申し上げ、次の再質問に移りたいと思います。

あんしんすこやかセンターの委託費増額についてです。人材不足が深刻なセンターでは、紹介会社への手数料など、採用経費に充当せざるを得ない場合や、これまで法人が持ち出しで処遇を支えてきた部分に吸収される可能性も否定できません。今回の110万円という大幅な増額が確実に現場の職員の処遇改善や定着につながる仕組みとなっているのかどうかについては、制度の実効性という観点から、丁寧な検証が必要であると考えております。その趣旨で確認をさせていただきたいと思います。

来年度予算における人件費の増額分については、各センターから提出される実績報告書等を通じて、実際に職員へどの程度支給されているのかを把握し、今後の処遇改善につなげていくべきと考えますが、当局の御見解を伺います。

○**小園福祉局副局長** あんしんすこやかセンターにつきましては、ただいま御紹介いただきましたとおり、各受託法人と委託契約を締結しておりまして、各年度終了後に実績報告書を提出いただいているところでございます。実績報告書の様式では、正規4職種の人件費総額、こちらのほうが分かるように報告していただく形となっております。職員の変更等があった場合は比較することというのがなかなか難しいと思うんですが、前年度の実績報告書と比較することで、総額として委託費増額分が職員に支給されているかどうかというところは確認できるものと考えてございます。

重ねてになりますが、このたびの委託料増額、こちらのほうを我々としていたしましてもきっちりと職員の処遇改善や職員確保のために活用いただくよう、受託法人に呼びかけてまいりたいと思っていますところなんです。

○**分科員（堂下豊史）** 個々の職員の支給状況まで具体的に把握できる仕組みでは今ないという趣旨の御答弁だったかと思うんですが、その辺りも含めて今後議論をしていきたいんですけども、今回の増額は、繰り返しますけども、あんしんすこやかセンターにおける人材確保、あるいは業務体制の安定化を図ることを目的としている趣旨から、委託費増額分についても、昨年度と比較

して実際に職員への支給がどのように変化したのか、実効性確保の観点からしっかりとした検証をお願いしたいと思います。

これ1点、通告はしてなかったんですけども、伺いたいんですけども、今回の委託費増額によって、結果的に——昨年度求めてきましたが、いわゆる減額措置ですね、これの撤廃には至っていないんですが、今回の増額によりまして、その減額措置が実績に不要になる程度の——不要になるから、欠員が生じやすいという現場の御苦労が緩和されていくのか、その辺りについては御見解伺いたいんですけども。

○小園福祉局副局長　今回、委託料の件数費ということで言いますと、1人当たり450万だったところを560万に増額をしているようなところでございます。こちらの増額をもちまして、現在の発生することがございます欠員ですね、こちら全てを解消できるかどうかというところについては、やはり受託法人様の取組というところも非常に大事なところかなというところで思っているところでございます。ただ、今回の増額の趣旨というところは、委員御指摘のとおりのものでございますので、受託法人のほうにも機会あるたびにお伝えしてまいりたいと思っているところでございます。

○分科員（堂下豊史） 最後、要望ですけれども、今後、介護予防分野において、処遇改善の仕組みが導入され、支給実績の報告が求められるものと承知をしております。今回の委託費増額分についても、昨年度と比較して、実際に職員への支給がどのように変化したのか、処遇改善加算の実績と連動して総合的に検証し、職員にとって実質的なプラスとなっていくのか確認していくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

あんしんすこやかセンターの顧客ハラスメントの対応です。体系的に顧客の状況を把握しているような状況では——という観点ではまだ十分ではないのかなという印象で先ほどの御答弁を聞かせていただいたんですけども、今回、実施には至らなかったんですけども、相談窓口の設置以前に、まずは実態を可視化して、一定の基準の下で集約・分析する仕組みを整えることが必要と考えております。

例えば既存の実績報告の中にカスタマーハラスメントに関する項目を設け、センターが一定の基準に基づいて報告し、市が集約する仕組みを構築することも一案ではないでしょうか。法改正によりカスタマーハラスメント防止措置の義務化が進む中で、委託事業である以上、当局としても一定の把握及び管理の責任があると考えております。制度設計の観点から当局の御見解をお伺いいたします。

○八乙女福祉局長 先ほども御答弁させていただきましたが、カスタマーハラスメントの発生状況につきましては、件数の把握はできておりませんが、重大なケースや対応困難なケースにつきましては、これまでも報告や相談の形で把握をしているほか、このたびの研修に先立ちまして、実態調査を行いまして、現場の状況を把握させていただいているところでございます。

今後、法改正によりまして、事業主が職員の受けたカスタマーハラスメントを把握することが求められていくことになろうかと思うんですけども、神戸市がカスタマーハラスメントのセンターから全て報告いただくことにつきましては、センター運営法人のほうにも一定の負担がかかるということがあるかと思いますので、委託元としてどこまで報告を受けるべきなのかということは現場の御意見も伺いながら検討したいと思っております。

○分科員（堂下豊史）　ぜひその方向でよろしく願います。

副局長のほうから御答弁いただいた職員配置の在り方ですけども、人口基準に加えて業務量や

支援困難度、地域特性といった要素も踏まえた配置基準を検討するお考えがあるのか。あわせて、現行の配置の考え方そのものを見直す必要性について、どのように御認識されているのか。改めて御見解を伺いたいと思います。

○小園福祉局副局長 御指摘のとおり、あんしんすこやかセンターごとに様々な業務負担の違いというところはあるのかなと思っていますところでございます。

ただ——ちょっと繰り返しになって恐縮ですが——あんしんすこやかセンターの業務は、様々多岐にわたっているところでございます。職員の経験年数の差とか、そういったところも負担の程度は異なってくる事情だと思ってございます。特定の個別事情を捉えて、センターの業務量を評価することってというのがなかなか難しいという状況でございまして、慎重な検討が必要なのではないかというふうに考えているところでございます。

○分科員（堂下豊史） 先ほども申し上げましたように、客観的なデータでもセンターの業務負担の偏在というのはいかがえます。そういった意味で、この観点については議論を深めていきたいと思うんですけども、人口規模を基準としてきたこれまでの考え方自体は、一定は理解をしておりますが、現場では虐待対応や支援困難事例など、件数も負担も大きく異なる実態が実際生じております。実績データにより業務量の偏在が確認できるのであれば、人口を基本とする配置のままで本当に持続可能な支援体制が維持できるのか、改めて検証が必要な段階に来ているのではないのかなと考えております。センター職員が疲弊すれば支援の質の低下は避けられず、結果として市民サービス全体に影響します。現場の実態に即した人員配置へと踏み出すことが今まさに求められていると考えております。

以上を踏まえ、配置の考え方そのものを見直す必要性について、当局の認識を一層深めていただければと要望して私の質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

次に、宮田委員、発言席へどうぞ。

○分科員（宮田公子） 公明党の宮田公子でございます。一問一答でよろしくお願いいたします。

初めに、新たな通所型サービスについてお伺いいたします。

少子・高齢化が進む中、介護人材の不足や介護費用の増大など、全国的にも様々な社会的課題が生じています。特に要介護状態にならないよう、健康な状態との間の段階であるフレイルを予防することが重要であると考えます。神戸市としてこれまでも様々な事業に取り組んできたと認識しております。現状のフレイル予防の取組の中で、神戸市として認識している課題についてお伺いいたします。

また、その課題を基に、来年度から開始する新たな通所型サービスについて、具体的にどのような事業者がどのようなプログラムを実施することを想定しているのかお伺いいたします。

○八乙女福祉局長 2点に分けて説明をさせていただきます。

まず、1点目は、現状のフレイル対策の課題についてでございます。

高齢者が年齢を重ねても住み慣れた地域で、自分らしく地域で安心して生活を送るためには、介護予防・フレイル予防対策を推進しまして、要介護度の進行、重症化を防ぐことが重要だと考えております。

本市では、今年度より70歳の方を対象としましたフレイルチェックを開始するほか、フレイル改善通所サービスの開催場所の増設など、高齢者が自らフレイル対策に取り組んでいただけるよう制度整備に取り組んできたところでございます。

御質問いただきましたフレイル対策の課題につきまして2点御説明させていただきます。

1点は、本市における軽度者向けの通所サービスは、介護予防通所サービスとフレイル改善通所サービスの2種類がございます。そのうち介護予防通所サービスは、人員配置基準が要介護者向けのサービスである通所介護、いわゆるデイサービスと同じでありまして、専門職による介助を常時必要としない方については、介護予防通所サービスの人員体制までは必要ない場合があるという現状があります。

もう1点、もう1つのフレイル改善通所サービスは、6か月間の短期集中サービスで、身体状況の改善が見込まれる方を対象としております。このサービス終了後は、状態が改善し、地域の集いの場などに通っていただいて、御自身で介護予防に取り組んでいただくことを想定しています。しかし、中には改善が不十分のため引き続き支援が必要な場合もありますが、その際はサービスの選択肢が介護予防通所サービスしかないということが課題となっております。

この2点の課題を踏まえまして、高齢者の心身の状況に即した選択肢を増やすことを必要と考えまして、このたび新たな通所型サービスを創設することといたしました。

次に、新たな通所型サービスについて、2点説明をさせていただきます。

まず、資格要件の緩和についてです。新たな通所型サービスは、介護予防通所サービスよりも従事者の資格要件を緩和しまして、原則として介護・医療の専門職を不要といたします。民間企業・NPO等多様な主体に委託をいたしまして、各事業者の得意分野を生かして、楽しんで介護予防に取り組めるような介護予防プログラムを週1回提供いたします。令和8・9年度は、まず各区1か所、計10か所での開始を予定しております。従事者の資格要件について緩和を行います。一定程度以上の運動や体操を実施する場合には、介護保険法で規定する有資格者であります機能訓練指導士の配置を求めることとしておりまして、安全性を確保いたします。

また、利用に当たっては、ケアマネジャーにより利用者の状態と事業者ごとのサービス内容を考慮した上で利用につなげるによりまして、安全性の確保も行いたいと思っております。

次に、プログラムと委託事業者について説明いたします。

プログラム内容は、運動に加えて、事業者ごとのオリジナルプログラムで構成することとしております。そのオリジナルプログラムの例といたしましては、フィットネス事業者によるバランス力や筋力アップのための高齢者向け運動プログラム、音楽に合わせたリズム体操や楽器演奏、歌唱などの音楽療法の提供など、事業者による心身の機能の維持・向上を図ること。また、高齢者向けの料理教室や買物支援を行う事業者によります調理や買物などの生活機能向上プログラム等を想定しております。

まとめになりますが、新たな通所型サービスを創設することで高齢者や自身の状態に適したサービスを選択して介護予防に取り組んでいただくことと、今後介護需要が増加する中で、限りある介護専門職のマンパワーを中・重度者向けサービスに集中させて、市全体の介護サービスの充実を図ることを目指していきたいと思っております。

以上です。

○分科員（宮田公子） ありがとうございます。様々な分野において拡充されるということですので、来年度については試行的に10か所を立ち上げるということで今伺いましたんですけども、利用してもらうべき市民の人数に対して10か所程度でまた適した実施箇所数と言えるのかということもまた検証していただきながら、当然ながら事業者側の対応可否にもよると思いますが、また今後の展開についても伺いたいと思います。

○小園福祉局副局長 先ほど局長から御答弁申し上げましたとおり、令和8年度・9年度は、まずは各区1か所、計10か所、ちなみに1か所当たり20名程度で想定をしているところでございます。この間に運営の利用状況の課題を洗い出しまして、次の公募につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

今後の利用見込みですが、第11期——次の次ですね——介護保険事業計画の初年度ですが——令和12年度ですね——こちらのほうで要支援1・2の方の推計人口が約4万6,000人と見込んでおります。現在はちなみに4万2,648人ということですので、数のほうはやはり伸びるという状況でございます。そのうち介護予防のための通所サービスを利用する人を、過去の実績及び伸び率から約4割というふうに見込んでおまして、計算しますと1万8,000人というふうになってまいります。この中のうち今回新しく設けます通所型サービスで全体の1割ということで、約2,000人弱を想定しているというところでございます。

また、多くの方に御利用いただくために通いやすさという観点、生活圏域っていう観点も必要かなというふうに思っているところでございます。加えて、バリエーションに富んだ様々なプログラムの提案を図ることを予定していることから、将来的にはですが、おおむね中学校区に1か所、全市76か所でのサービス提供というところを検討しているところでございます。

繰り返しになりますが、まずは令和8年度・9年度、10か所の運営の中で、運営や利用状況等の課題を洗い出して次につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○分科員（宮田公子） ありがとうございます。かなりの人数の方が対象になっているということですので、またよろしくお願いします。

今後、こういう実施箇所数を増やしていくということですが、やはりこの事業の効果を検証していく必要もあるかと考えます。効果を評価するという基準の設定は難しいと思いますが、しっかりと効果を示していくことでまた利用者数も増えていくのではないかと考えますので、効果の検証の取組のほうも、また今後御検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。日常生活用具費の基準額見直しについてお伺いいたします。

来年度、日常生活用具費の基準額が見直されるということですが、支給対象種目や基準額はどのように決定されているのか。また、今回の見直し内容も含めてお伺いしたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 日常生活用具についての御質問です。

この日常生活用具は、障害者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認める物を支給することを目的としております。この日常生活用具の支給の対象種目や基準額等につきましては、定期的に当事者団体から御要望いただくほか、障害者・障害児の相談窓口である区や療育センター、本庁などへ寄せられた御要望や御意見を随時お伺いしております。

これらの御要望や御意見については、毎年集約いたしまして、他都市の事例等を踏まえ、神戸市日常生活用具費支給事業運営検討会議を開催いたしまして、そこで検討を行い、その意見を参考にいたしまして、市として対象種目等を見直しているところでございます。

具体的には、判断材料としては、市民の方からの意見・要望などニーズであったりとか、使用の容易さ、実用性、あと効果であるとか、あとは市場価格などの価格面ということ、様々なことを勘案しまして、総合的に判断しているところでございます。

また、基準額の決定につきましては、他都市の状況や日常生活用具の他の支給品目とのバランスなどを見ながら判断して検討しているところです。

令和7年度の見直しの内容についてでございますけれども、このたびはストーマ用装具の基準額の増額を行うことといたしました。ストーマというのは人工肛門とか人工膀胱をつけている方の蓄便袋、蓄尿袋とかいうことで、日常的に継続的に使うものでございます。そのため消耗品でありますし、ずっと長く使うものでありますことから、物価高騰の影響が非常に大きいものでございます。この品目は従来から対象品目となっておりましたけれども、平成18年度からほぼ同額で据え置いてきたものでございますので、このたび、当事者団体の方からも御要望がありましたことから、基準額の増額について検討いたしまして、令和8年4月分の申請から基準額の増額を行うこととなりました。そのほか、当事者からの声を受けまして、人工喉頭及び歩行補助杖の支給対象者の要件を拡大することを予定しております。

今後も引き続き当事者の方々の声などを聞きながら、日常生活用具の見直し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○分科員（宮田公子） ありがとうございます。自己負担が減るということをお聞きしておりますので、ありがとうございます。

次に、再質問させていただきます。日常生活用具や補装具などは使用することで劣化や破損ということが起こることがあります。それぞれ耐用年数が設定されておりますが、耐用年数に満たない場合、我慢していただくしかないのでしょうか。また、万が一に備えて予備を購入する場合、全額自己負担となるのでしょうか。実態について伺いたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 日常生活用具につきましては、先ほど説明いたしましたように、日常生活の利便性を図る用具、そして、補装具につきましては、これは国の基準になりますけれども、身体機能を補うための用具ということになっております。このいずれも原則として耐用年数が経過する前に再支給することはできないこととなっております。

しかしながら、日常生活用具につきましては、やむを得ない理由、例えば災害であるとか、本人の責に負わないような理由によりまして使用が困難となった場合においては、必要があると認めた場合、耐用年数に満たない場合でも再支給をしている事例はございます。

また、補装具につきましては、基本的には修理をするということになりますけれども、やはり修理不能となった場合に、先ほどのように本人の責任によらない理由によって再支給することも認められているところでございます。

万が一のための、予備のための購入費でございますけれども、これはいずれも原則として1種類につき1個の支給となっておりますので、予備に備えて購入される場合については、自己負担ということになります。

ただ、補装具につきましては、身体障害者とか子供さんの障害児の方の障害の状況などを勘案いたしまして、例えばお仕事で——何でしょうね——職場の机の大きさに合わせた車椅子が要るだとかということは、通常のもので別のもので要るのではないとか、お仕事の関係上、衛生的な——食品衛生工場なんかで働いて衛生面での配慮が要るときには、やむを得ないものとして支給した事例はございます。

原則的にはいずれも不可ということでございますが、事情によってやむを得ないと認められる場合には支給の可能な場合もありますので、御相談をしていただくということになると思います。

以上です。

○分科員（宮田公子） ありがとうございます。

1つ要望になりますが、耐用年数というのが決まっているということで、この耐用年数の間に

いろんな日常用具、補装具など機能がやっぱりどんどん進化していくっていうこともあるかと思っています。ですので、生活の質を上げていくためには耐用年数を少し短くするなどの見直しを検討していただくように要望したいと思います。

次に、しごとサポートについてお伺いいたします。

障害のある方の就労に関する支援として、市内5か所にしごとサポートを設置していただいています。これまでにどれぐらいの就労が実現しているのかお伺いいたします。

また、実際に就労につながった方については、その後の継続状況について確認する必要があると考えますが、事業の検証は行っているのかお伺いいたします。

○奥谷福祉局副局長 しごとサポートについての御質問いただきました。

本市では、就労を希望される障害者の方に、その方に合った仕事をつなげていくというような支援を行っているところでございます。市内5か所で、希望の相談があったときには、本人さんから障害の状況であるとか、希望の職種であるとか、どのような支援があればできるかというようなことも聞いた上で、その方に合った多様な仕事の紹介をしているところでございます。

しごとサポートにおける就職者の実績でございますが、令和6年度の就職者は256人となっております。256人といいますのは、一般企業等でフルタイム就労であるとか、超短時間雇用、あるいは障害者福祉サービスの就労継続支援A型という雇用契約を結んで働いている方という人数になります。

御指摘のように、就職はしたけれども、その後続けるということが非常に大事で、定着支援ということはとても大切で、しごとサポートにおいても力を入れているところでございます。仕事につながった方への就労後の支援ということでは、御本人さんから相談があればもちろん対応いたしますし、就労先の事業所の方が障害者の特性に配慮した職場環境の整備であるとか、どのような支援をしたらいいかというような御相談があった場合の助言等は、障害者と雇用主の間でうまくコミュニケーションが取れるような支援なども行っているところでございます。できるだけ仕事上での課題を早く発見して解決に結びつくというようなことも取組をしております。そういった取組をいたすことによりまして、しごとサポートの支援を経て就職した人の1年後の就職定着率は約90%と非常に高い水準だと考えております。このような定着支援を行いながら、いずれはそういう支援がなくても職場の中で普通に仕事ができるような取組を進めていきたいと考えております。

また、しごとサポートにおきましては、しごとサポートを経過せずに就労されている方で、仕事上の相談があった場合にも対応などを行っているところでございます。

あとは、もう1つ、年に1度仕事サポートの利用登録者の方に現況調査を行っておりまして、最近しごとサポートに來られてなくても、最近の状況はどうですかであるとか、気になる方については、しごとサポートから連絡をして状況を聞いたりとかして、フォローアップなどもしているところでございます。このような形で就労につなげ、定着をしていくような支援を今後も続けてまいりたいと考えております。

○分科員（宮田公子） ありがとうございます。お聞きしたところ、神戸市内の法定雇用率未達成の企業が50%以上あるというふうにもお伺いしておりますので、障害者の方が働ける場が増えるように、またアプローチをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問させていただきます。事業許認可に関する審査業務についてお伺いいたします。

これは事業者で市民である複数の方からいただいた御相談です。障害児支援事業の指定申請、

つまり放課後等デイサービス事業者の指定申請において、神戸市では指定日から遡って2か月半前から事前相談として本申請に必要な書類を提出する必要があります。さらに4月1日の指定は申請件数が多いためさらに1か月早まり、3か月半前から書類の提出が必要となります。事業者からの提出書類の不備等があることも理解しておりますが、現状の運用では、テナントや駐車場の契約、人員の確保など、あまりにも事業者の負担が大き過ぎると感じますが、市としての御見解をお伺いいたします。

○三和田福祉局監査指導部長 本市では、障害福祉サービス事業所の新規指定のための申請書類の提出期限を指定——開業を希望される日の1.5か月前としております。また、多岐にわたる申請書類の事前点検・補正を行うことで、不備のない状態で申請書類を受理し、指定希望日に指定をスムーズに行うために指定日の約2.5か月前に事前相談資料の提出を求めています。ただし今御指摘のとおり、4月等繁忙期にはさらに提出期限を早めているという運用を行っております。多くの都市でも指定日のおおむね2～3か月前に事業所の平面図であるとか人員、設備、運営基準への適合状況が分かるような事前相談資料というものの提出を求めておまして、指定日の2.5か月前の事前相談資料の提出が他都市と比べて特段早いわけではないというふうに考えております。

しかしながら、事前相談資料の内容でございますけれども、他都市では事前相談指導を主に重点項目に絞って御提出をいただきまして、管理者と面談を行いまして、事業内容の詳細について対面で確認、聞き取りを行っているところでございます。

しかし、本市では事業者の負担軽減の観点から、令和6年2月より事前相談時の面談を希望制と変更しまして、書面のみでも事業内容の確認、あるいは申請書類の点検が十分に行えるように、本申請に近い形で今事前相談資料の提出を求めることとしております。

その結果、御指摘のとおり2.5か月あるいは3.5か月前の事前相談時に、本申請に近い形で申請書類提出を求めるという現在の運用が事業者にとって負担になっていることは、改善すべき課題であるというふうに認識をしております。

現在、市全体の規制・行政手続の見直しの中で、規制改革アドバイザーからも同様の意見をいただいております。事業者の負担軽減に向けてどのようなことができるのか検討してまいりたいと考えております。

○分科員（宮田公子） 再質問させていただきます。

事業所開設の審査という公平性・公正性が求められ、かつ高度な知識と経験が必要な業務であるにもかかわらず、行政職員の人事異動のローテーション期間が短いため、職員の方にとっても多大な負担となっているのではないかと推察いたします。事業者・行政共に効率的な運用となるよう何らかの対策が必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

○三和田福祉局監査指導部長 御指摘のとおり、事業所指定の審査業務は専門性の高い業務でございます。一方で、行政職員の人事異動のローテーションはおおむね3から5年となっております。その中で配属された職員が短期間で審査に必要な知識を習得できるよう、内部向けの審査マニュアルの整備であるとか、職員間での事例検討会、あるいは情報共有を通じてスキルの向上を図っているところでございます。

また、一部の定型的な審査業務につきましては、行政事務センターへの外部委託、あるいは会計年度任用職員の活用などにより職員の負担軽減を図っているところでございます。さらに今後、審査業務に生成AIの活用ができないか研究をしているところでございまして、審査手続の簡素

化についても今研究中でございます。

今後も適正な障害福祉サービスの指定審査を行うとともに、事業者・行政共に効率的な運用になるように取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（宮田公子） ありがとうございます。業務負担が大きいと神戸で開業することに対して敬遠されたり、最終的に困るのはサービスを利用するの市民になると思います。申請の代行をする行政書士の団体の方からも、神戸市に対して改善の要望をしているとお聞きしております。放課後デイサービスはまだまだニーズが多くありますので、業務の改善を行っていただき、事業者の負担を軽減し、サービスを必要とされるより多くの市民の方に届くように御尽力をお願いいたします。

次に、保護司についてお伺いいたします。

過去に保護司が面談時に御自宅で殺害されたニュースを受けて大変衝撃を受けました。この事件を受け、神戸市では面談場所の確保を進めているとお聞きしておりますが、その後の状況についてお伺いいたします。

また、保護司の方々に安心して活動していただくために、活動場所以外で課題と考えていることをお伺いいたします。

○主査（大かわら鈴子） 八乙女局長、答弁簡明にお願いします。

○八乙女福祉局長 面談場所の確保ということにつきましては、保護司の皆さんと相談をしまして、自宅以外の場所が確保できるように、公共施設であったり、私どもがお渡しをしております補助金の中で対応いただけるようお願いをしているところでございます。その中で、地域の中で探していただいて、自宅以外の面談場所が見つかった事例もあるというふうに認識をしております。

また一方で、面談場所以外ということにつきましては、安全確保のための意識だったりスキルを高めていくというところで、私どもの職員が習得していたり意識をしていることについての研修を行ったり、保護司の皆さんと一緒に検討を行って研修の冊子を今回作ったり——こういう冊子を作って頑張っているところでございますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○分科員（宮田公子） ありがとうございました。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

この際、約20分間休憩いたします。

午後2時50分より再開いたします。

（午後2時30分休憩）

（午後2時50分再開）

○主査（大かわら鈴子） ただいまから、予算特別委員会第2分科会を再開いたします。

休憩前に引き続き、福祉局に対する質疑を続行いたします。

それでは、朝倉委員、どうぞ。

○分科員（朝倉えつ子） 日本共産党の朝倉えつ子です。一問一答でよろしくお願いいたします。

まず最初に、ケア労働者の人員確保、賃上げ施策についてお伺いをいたします。

ホームヘルパーなどの介護人材が不足をし、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退・廃業・倒産が続出し、特に政府が2024年度から訪問介護の基本報酬を削減したことが大きな打撃と

なっています。介護事業者の倒産は全国的にも過去最多となっており、介護事業所が1つもない自治体が増えています。

神戸市内でも介護事業所の廃止は、令和5年・106件、令和6年・104件、令和7年——直近2月1日ということですが67件、障害者の分野での事業所は、令和5年・113件、令和6年・112件、令和7年・68件となっています。今年度少し減っているとはいえ、毎年多くの事業所が閉鎖に追い込まれている状況です。

当局は、これまで本会議や委員会での質疑でも、報酬は国の責任だというふうに言いますけれども、1.9万円賃上げがされても全産業平均とはまだまだ格差があり、人手不足解消するためには、処遇改善へ思い切った施策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○小園福祉局副局長 介護サービスを安定的に提供し、市民の命と暮らしを守るため、介護人材の確保・定着、そしてそのための介護職員の処遇改善に取り組むというところは、御指摘のとおり非常に重要なことだと思ってございます。

介護人材の賃金の状況といたしましては、賃金構造基本統計調査によりますと、令和6年度で全産業平均と介護施設職員との差は月額給与で約8.3万円の差があるというふうにされているところでございます。

介護事業所の日々の運営は、介護報酬に基づいて実施されることとなっておりまして、介護報酬は、国において介護事業所の経営実態等を把握した上で適切に設定し、制度設計することとされているところでございます。

これらの状況を踏まえまして介護報酬を適宜見直し、他産業との給与格差を是正するとともに、人材育成・定着の取組の強化等、自治体へのさらなる財政支援を行うよう、様々な機会を通して国に対して要望してきたところでございます。

その結果といたしまして、国のほうでは、総合経済対策の中で、医療・介護分野の賃上げ、職場環境改善の支援を行うことが示されまして、令和8年度の介護報酬臨時改定及び令和9年度の介護報酬改定に向けて引き続き議論を続けていくとされたところでございます。

なお、令和8年度の介護報酬改定につきましては、2.03%のプラス改定ということで、このうち1.95%分は処遇改善分とされておりまして、介護現場で働く方にとっては、最大月1.9万円の賃上げが実現される予定と聞いているところでございます。

また、総合経済対策の中では、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的な対応といたしまして、賃上げ、職場環境改善の支援を行うことを主目的とした医療・介護等支援パッケージが実施されたところでございます。

この医療・介護等支援パッケージの中の従事者の処遇改善につきましては、兵庫県のほうで12月補正で予算措置がされたところでございます。こちらは、神戸市内の施設・事業所も対象とされておりまして、報酬改定までの間、具体的には令和7年12月から令和8年5月の介護職員の賃上げ相当額月1.9万円を県から直接支援するものとなっております。本市としましては、市内の施設・事業所に支援が行き届くようにしっかりと情報発信してまいりたいと考えております。

また、令和8年度介護報酬改定においては、処遇改善加算を拡大する方針が示されているところでございます。本市では、処遇改善加算の新規取得や、より上位の加算区分への移行に向けた働きかけを行うため、令和6年10月より事業所向けセミナーの開催や専門家による個別相談などの支援を行う処遇改善加算取得促進事業を実施してきたところでございます。令和8年度においても引き続き実施いたしまして、事業者に加算のさらなる活用を促してまいりたいと考えており

ます。

加えまして、本市では、介護人材確保プロジェクト、コウベ d e カイゴと題しまして、介護職員のキャリアアップのための支援金の給付や、新たに介護職員を採用した法人に対して住宅手当支給額の一部を補助、さらには介護業界の魅力発信や働きやすい職場環境づくりなどによる介護人材の確保・定着の取組を推進してきているところでございます。

引き続き、国に対して福祉人材の確保、離職防止のための適切な報酬設定を要望するとともに、関係団体との意見交換等を通じまして、介護現場の声を丁寧にお聞きしながら介護人材の確保・定着に取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（朝倉えつ子） 報酬改定は国の責任でと、県でもいろいろやってると、神戸市としてもコウベ d e カイゴでいろいろやってると言われるんですけども、やっぱり基本報酬を国が下げたことによって、臨時で報酬を変えてあげても、基本報酬そのものが下がっている中でなかなか見合っていないと。コウベ d e カイゴのキャリアアップ支援金なども、やっぱり事業所の全体数や介護職員の全体数から見ても本当に非常に少ないというふうに思っています。

それで、国も深刻な実態見て臨時報酬改定をしているわけですけど、本当に国が報酬を引き上げないことが、下げたままということが一番問題なんですけど、国がやらなければやっぱり神戸市としてもっと積極的に本当にやるという姿勢が問われていると思います。

それで、先ほどいろいろ言われてますけど、訪問介護の分野、臨時報酬改定されてもやっぱり2.07%と、障害の分野は1.84%と、ここでも開きがあるわけですね。処遇改善加算、これで改善がされるということだったんですけど、これ実際どんなふうに活用されているのかとか、現場の声などはつかんでおられるでしょうか。

○小園福祉局副局長 処遇改善加算に関しましては、仕組み上、職員の処遇改善に充てられるような形が担保されている加算となっておりまして、そちらによりまして処遇改善のほうはしっかり図られているものだと考えております。

○分科員（朝倉えつ子） 私が現場の方から聞いている声は、やっぱり加算がついてもいろんな要件などもついて厳しくて受けられないであるとか、また、とにかく本当に現場は手が回らない。とにかくちょっと人手不足なので、手が回らない中で、申請の手続も非常に煩雑で申請まで手が回らない、ほんで諦めざるを得ないと。またコーディネーター派遣なんかいろいろあるんですけども、呼んで話を聞くような、そういう余裕もないっていうのが現場の実態です。やっぱり実態とかけ離れている、見合ったものになってないっていうのが状況なんですけれども、この声に応える施策が必要じゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょう。

○小園福祉局副局長 重ねてになりますが、処遇改善加算、こちらに関しましては、確かに申請とかが必要なものになってございます。そういったところ、処遇改善加算取得促進事業ということで、先ほど御紹介させていただきました令和6年10月から本市としては支援のほうを実施しているところでございます。

○分科員（朝倉えつ子） それだけじゃないんですよ。いろんな、例えば就労支援B型なんかでも平均工賃上げるってなっても細かい部分があったりして、下がっているところだってあると。結局大きい事業所は何とか申請まで行けたりするだろうけれども、もう本当に小さくて零細なところは本当に厳しいと言われている。ますます格差が広がって、もう既にそうなっているかもしれないけれども、本当に地域に根差して、頑張っている小さな事業所ほど淘汰されていくというようなことが懸念をいたします。

本来、社会保障っていうのは、本当に公が行う、担うものであって、公助が一番大事で、今、ノウハウを持ってる民間にもいろいろ委ねていくんだというふうに言われるんですけど、民間任せでは本当は成り立たないっていう状況が起こっているんだというふうに思います。国の責任というだけではやっぱり自治体の役割も発揮してないというふうに思いますので、きちんと国がやらなければ神戸市がやるという姿勢を示していただきたいと思いますが、再度いかがですか。

○小園福祉局副局長 すみません。ちょっと重ねての答弁になって申し訳ございません。

まず、介護報酬に関しましては、国のほうで定めていくというところが責務になっているのかなというふうに思っています。ただ、当然のことながら、本市といたしましても関係団体との意見交換等を通じまして、現場の声をお聞きしながら、人材確保のため、定着のための取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○分科員（朝倉えつ子） 本当に課題解決待ったなしなんですね。聞いていってということではなくて、今実態もお話をしたので、ぜひそれを改善するための施策を本当に進めていただきたいと。やっぱり現場の皆さんというのは、支援が必要な方たちを支える仕事をされてる方たちですから、そこの方たちの処遇がやっぱり劣悪で、人材不足で、人手がないということになれば、そのサービスを受けている市民の皆さんへも影響が出てくるわけですからきちんと——公費があまりにも少な過ぎることが問題ですからね。国に対して言っていただくと同時に、神戸市としても本当に具体的な施策を——報酬を上げることが一番大事ですけど、市としてもさらなる支援で、抜本的な処遇改善に向かう、実のある施策にするように対策をしていただきたいということを求めて、次の質問に移ります。

2つ目は、生活困窮者の支援の在り方についてお伺いをいたします。

連続する物価高騰で本当に皆さんの暮らしが深刻な状況になっています。久元市長は、本会議でも、今困っている方全て政府が責任を持って対応する社会ではなく、自由なマーケットでNPOや企業が貢献している社会だなどと述べられ、常任委員会で当局も、我々は仕組みづくりだと答弁をされました。仕組みつくることが公共の役割ではないというふうに思うんです。困っている市民の皆さん全てにやっぱり行き届く施策を届けて救い上げていくというのが行政の役割だと思いますが、まずその点いかがでしょう。

○奥谷福祉局副局長 困窮者が非常に多い中、経済状況が悪い中、困窮者がいっぱいいて、本来、行政で行っている様々な福祉施策のほうにつながっていただけることが大事かと思うんですけども、そこがなかなかつながらないというところが現状でございます。そうした中で、1つの取組として、食支援なんかを通じまして、そこで食支援に来られた方に相談を聞いたりとかして、役所のほうのサービスにつなげていくっていうところを実際やっているところでございます。

おっしゃいましたように、行政が出向いていってということも必要かもしれませんが、ただ全てそこを行政だけでできるということでもないというのが現状だと思っております。そうした中では、民間の得意な部分、民間が実際していることと行政の得意な部分を協力して、きめ細かに対応していくところが今の世の中では必要になってきているということでございますので、仕組みをつくって、事業者の方、民間の方にお任せするというわけではなく、民間でやっていたことをバックアップして、後方支援しながら一緒に取り組んでいくということが必要かと思っております。そういう仕組みづくりを行っていきいたいと考えております。

○分科員（朝倉えつ子） やっぱり行政が出向いていってつくり上げるというのが基本だというふうに思います。局長が区役所の窓口、福祉事務所窓口で相談来てくださって言っても、やはり

敷居が高いとおっしゃって、なかなか相談することが難しいと遠慮されてる方もたくさんおられると。それを民間のNPO団体であつたりとか地域の団体の皆さんの力を借りて一緒につくっていく、行政の窓口つないでいくという、これが仕組みだというふうに言われるんですけど、私はやっぱり違うと思うんですね。逆だと思うんです。困っている市民がいたら、まず行政がやっぱりつながって制度につなげると、支援すると。その上でそれぞれの状況に応じて地域の団体・グループにもつなげていくっていうことは、これまでもそういうことをやられていると思うんですけれどもね。仕組みつくるっていうんだったら、やっぱりそういう仕組みをつくることに力を入れていくことが必要だというふうに思います。

それで、支援団体の相談対応のスキルを上げていくことだというふうにも当局言われて、民間団体のスキルがないことがやっぱり問題のように言われることに私も本当に驚いています。本当に相談窓口の支援制度のリスト、実際に困っている状況を丁寧にお聞きするための聞き取りシート、こういうのを渡して、活用してもらって、必要な方につながるような支援をお願いするというような取組をね——取り組んでいるというふうに言われたんですけど、行政が本来やらなければいけない仕事を民間にやっぱり丸投げしているだけではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 地域で民間の方がいろいろ活動されている中で、やはり思いを持って活動されております。そしてやっぱり困っている方については必要な支援が必要だろうということでやっておられると思います。ただやはり役所につなげていくノウハウであるとか、知識というところは何か十分でないというところで歯がゆい思いをされている団体さんもいるということで、そうした方のために、より相談に自信を持って取り組んでいただくためには、一定の知識であるとか相談のノウハウ、全部抱え込まずに役所に相談に来ていただくことで、役所と一緒にできますよということを伝えていくということが民間の事業者さんのためにもなり、本人さんのためにもなり、行政の役割としても、そういうところもしながら、最後は行政が必要な支援を行っていくというような、それぞれの得意・不得意な部分は補いながらやっていくということが今後の福祉のところでは必要な部分でもあるかなと思っています。決して行政のやっていることを民間に丸投げではなく、行政はちゃんと受け止めるんだけど、一緒にやっていただけたところにノウハウとか行政の知識も持っていただくことによって、より困っている方がスムーズに制度につながっていく、行政の責任を果たしていけるような取組をしてまいりたいと考えております。

○分科員（朝倉えつ子） 行政は最後につながるんじゃないと思います。やっぱり行政がつながる、これが大事だと思うんですね。だから違うと思います。私も支援団体の皆さんのお話を聞きましたけど、やっぱりいろんな思いを持ってやられてるのはそうだと思います。でも、もっと神戸市に対して、例えば自分たちの活動の場所への支援とかも欲しいとかいろんな要望を出されてますよ。こういうことにもきちんと応えながら、何よりそこに来られている市民の皆さんの支援をするっていうのはやっぱり行政の仕事だというふうに言ってきました。

市民の皆さんからは——食支援についてもいろいろ議論されましたけれども——結局神戸市、今回の物価高対策、何してくれるんだというふうに私も言われて、結局食料配布に並んでください、先着順だから当たるかどうか分かりませんというのは、これはやっぱり公共の役割ではないなというふうに思っております。

やっぱり——繰り返しますが——敷居が高いっていうんだったら行政がアウトリーチで出かけていって相談に乗る。敷居を低くして支援につなげる努力を行政が、公共がやるべきだという

ことを求めておきます。連続する物価高で苦しむ市民の状況も、これでもやっぱりつかめないし、できないと言って公共の役割を放棄する姿勢こそが問題だということを改めて指摘をいたします。

全ての市民が、憲法が保障する文化的で健康で最低限度の生活が保障されるように支援するのがやはり政治の責任であり、支援制度につなげて、制度がなければ、制度、施策をつくると、市民の暮らしを支えるというのが行政の役割だということを改めて求めておきます。

次の質問に移ります。しあわせの村のリニューアルについて伺いをいたします。

しあわせの村のコンセプトは、市民の福祉意識の高揚、福祉活動の推進、健康増進等の事業を行い、神戸市民の福祉をまもる条例の理念の実現を目指し、市民福祉の総合的推進を図ることです。不動産会社なども参加をしているサウンディング調査、今されていますけれども、報告も出しましたけれども、こうした民間の参入がそもそも村の理念を薄めることにはならないのか非常に懸念しますが、いかがでしょうか。

○八乙女福祉局長 しあわせの村について御質問いただきました。

しあわせの村は、障害者・高齢者の社会参加を支援するとともに、市民交流や相互理解を深め、共に生きる社会の実現を目指した総合福祉ゾーンとして、平成元年4月に開村したものでございます。

村内には、皆さん御存じのとおり、温泉や宿泊施設のほか運動施設、野外活動センター、キャンプ場などの各施設が整備されまして、緑あふれる環境の中で、誰もが多様な目的で、かつ複合的に楽しめる場所として、多く市民の皆さんに御利用いただいている村でございます。

次の4月には37歳となりますしあわせの村でございますが、施設が老朽化して、施設によっては利用者が減少・固定化しているという状況の中で、今後もより多くの方が訪れて楽しんでいたけように、持続可能な運営の視点を持って、さらなる魅力向上に取り組んでいく必要があると考えております。

今年度——令和7年度——につきましては、しあわせの村の今後の方向性を高めるために、ネットモニターアンケートを実施いたしまして、しあわせの村の魅力向上についてをテーマに御意見をいただきました。約5,000名の方から回答をいただきまして、イベントやカフェ・レストランの充実といった来村の目的となる魅力づくりや老朽化した施設のリニューアルなどへの期待に対する御意見がございました。

加えて、先ほど御紹介いただきました民間事業者との対話を通じて様々な意見やアイデアを把握するためにサウンディング型市場調査を実施しまして、事業者から提案や意見をいただき、1月に概要を公表させていただいております。その中で、事業者の皆さんとしあわせの村のポテンシャルや事業実施上の課題などについて意見交換を行いました。ハード面の整備だけではなくて、村の恵まれた環境や施設を生かしたイベント等のソフト面の活用についてもお話を伺ったところです。子供から大人まで全ての市民がいつまでも楽しめるしあわせの村であり続けるために、民間事業者の力もお借りして、市としてリニューアルの検討を進めていっているものでございます。来年度——令和8年度——は、これらの取組を踏まえまして、市民や事業者などによるぎわいづくりに取り組むとともに、新たに付加する機能や民間事業者の参入方法の検討を行って、リニューアルの方針を策定する予定としております。

しあわせの村は、神戸市民の福祉をまもる条例の理念の実現を目指しまして、神戸市が設置しました施設でございますので、しあわせの村が開村当初から掲げておりますソーシャルインクルージョンの理念はこれまでと変わることはありません。むしろ、その理念を生かしていくために、

高齢者や障害のある方も含めまして、多くの方に訪れていただいて、楽しんでいただけるように、さらなる魅力向上や持続可能な運営の視点から検討しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○分科員（朝倉えつ子） しあわせの村、今言われたとおり総合福祉ゾーンということで、子供から大人までというよりか、そもそも障害を持つ方も高齢者であっても、全ての人が障害の有無にかかわらず、共に普通の生活ができる社会を目指すという理念と、今おっしゃったソーシャルインクルージョンというのは、社会的に弱い立場にある人々も誰一人取り残さず、全ての人が地域社会に参加し、共に生きていくという理念です。この理念に基づき、それぞれ施設がつくられて、施設にもそれぞれやっぱり目的があってつくられたというふうに思っています。ソーシャルインクルージョンの理念を継承しつつやるんだというふうに言われたんですけども、今回サウンディングに参加した事業者からの質問の中で、商業施設誘致であるとか、施設分離、施設売却等の検討についてというのも、あらゆる可能性を排除するものではないと回答されています。提案してくださいよということなのかもしれないですけどね。でも商業施設誘致であるとか——そういう商業施設誘致がソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション、どう関係するのかちょっと理解ができないんですけど、今ある施設も売却することも提案あったら検討するということがなんでしょうか。

○小園福祉局副局長 すみません。今お示しいただいた部分について、ちょっと今手元に承知していない部分があるんですが、先ほど局長も申し上げましたとおり村の理念は変わらないという形の中で、魅力向上と持続可能な村に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○分科員（朝倉えつ子） ホームページから取ったもので、出ている文章を私読み上げたんですけども、神戸市民の福祉をまもる条例には、市民福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が地域社会の一員としての自覚と相互の連帯を強めとあり、また事業者にあっても、地域社会と密接な関係にあることを認識し、一体となって市民福祉向上に寄与するような応分の努力をするとありますから、提案いただく事業者に対してもこの視点に立って——しあわせの村の理念というのは、一応お示しはしてたと思うんですけど、こういう理念に沿って提案をしてください。事業者に対しても事前説明をして、理解を求めて、理念に立った提案を求めるというのが当然だというふうに思うんですけど、その点はどんなふうだったんですか。

○八乙女福祉局長 サウンディングに関しては、先ほど御紹介いただきましたようにあらゆる可能性を排除しないというところで、民間事業者のノウハウだったりアイデアをいただくというところで取り組んできたつもりでございます。

先ほどショッピングセンターですか——というお話しいただきましたけども、しあわせの村のリニューアルに際して、ソーシャルインクルージョンというのは、私は、障害のある方も高齢の方も、子供も大人もみんなが一緒の場で一緒に楽しく過ごせるというところのしあわせの村を目指していくかなと思ってるので、しあわせの村を新しくしていくに当たってどこまでの施設というか、どういう形にしていくのかというところを今議論しているところでございます。ショッピングセンターのイメージというのがそれぞればらばらかもしれませんが、大規模モールが入るとか、そんなことは考えてるものではないので。

ただ、しあわせの村に一定——先ほどもありましたけど——喫茶店でゆっくりくつろぎたいとか、それからちょっと軽くショッピング、雑貨みたいなものを見たいみたいなところは、障害の

ある方であっても、高齢者の方であっても、しあわせの村の目的の1つとしては、今も当然——何て言うんですか——ショッピングができるような形というのはできてるんですけども、それもやっぱり老朽化の中で、ちょっと寂しいということも言われてるので、それをどこまでやっていくのかというところを民間事業者の御意見も伺いながら市として判断をしていくのかなというふうに思っているところです。

○分科員（朝倉えつ子） 神戸市の土地を、市民の財産を、しかも理念を持って、市民福祉の向上の理念を持って、もっと広いソーシャルインクルージョンという理念の下につくっている施設を、商業施設でも何でもいいです、提案してくださいというのは、私は絶対おかしいと思うんですよ、本当に。神戸市自体がそういう考えでいるからあかんのちゃいますかね。本当に今後のリニューアルもしあわせの村の理念、神戸市民の福祉をまもる条例の理念を貫くべきだと思うんですが、この点。

○八乙女福祉局長 先ほどの話をもう1回補足する形になるんですけど、サウンディング調査ということは、大前提として、しあわせの村のこれまでの理念であったり、開村の経過ということをつかっていたかということも含めてサウンディング、ディスカッションをしておりますので、入り口の段階でそれを御理解いただけてない方々についても、議論の中で御理解いただいているものかというふうに考えています。

あくまでもサウンディング調査というのは、意見公募、アイデア公募の段階でありますので、それを全て採用するというわけではございませんから、今後、しあわせの村のリニューアルに向けたところで、どのような形でそれを採用していくのか、採用できるのか、できないのか、どの形にするのかというところを、今もそうですし、今後議論をしていくということで考えているので、サウンディングで報告している内容が全て採用されることではないということは御理解いただきたいと思います。

○分科員（朝倉えつ子） 理念は守るということですしいいですね、貫くと。全て採用するわけじゃないというふうにおっしゃいましたが、今、提案の中でも現状機能を保持したまま、より効果的な施設運営に関するアイデアをというふうに神戸市言われてるんですけど、もう既にたんぼぼの家と保養センターひよどりにについては稼働率も低いと言って、今年12月以降は休止ということになっています。これ休止せずに今までどおり受け入れながら検討することがなぜできないんでしょうか。

○小園福祉局副局長 今御紹介ありました、まず、たんぼぼの家に関しましては、当初は家庭での介護の主な担い手をはじめとした方々のリフレッシュと研修・交流の場として開設された施設でございました。一方、保養センターひよどりに関しましては、多目的ショートステイとして、障害者及び高齢者とその御家族をはじめとした方々が宿泊・研修等する施設という位置づけであったんですが、その後の社会情勢、各種制度、そういったものの変化に伴いまして、現在は本館を含めた3施設、宿泊機能一体という形で運営をしているところでございます。

令和6年度の宿泊稼働率で申し上げますと、たんぼぼの家は45.3%、保養センターひよどりに関しましては24.6%ということになっておりまして、本館がちなみに72.8%というところで、本館と比べましてもかなり低い状況ということになってございます。

一定本館のほうで宿泊受入れ可能というふうな判断をいたしまして、一定こちら、この宿泊稼働率ですと赤字のほうも出ておりますので、そこに関して暫定的に運営の効率化という観点で休止をさせていただいたという次第でございます。

○分科員（朝倉えつ子） 宿泊についてもね、保養センターひよどり24.6%と、本館72.8%と。宿泊だけじゃなくて、今いろんなホールであるとか会議室であるとか、この稼働率もたんぼぼの家は4ホール42.8%、会議室は33%、保養センターひよど日も会議室14%、6%と、本館も18.8%ってあるんですけど、私も3連休の間保養センター見ましたけど、朝・昼・晩ずっと会議室埋まっているような状況で、本当に多くの皆さん利用されているんですよね。なのに12月から休止をすると。お知らせすら貼り出してなくて、地域の方からも何でだと言って、突然休止だと言われて、自分たち——この方はシルバーカレッジの卒業生の方なんですけれども——9か月前から予約が取れる。だから12月って言うたら、もう3月ぐらいから取れるわけですよね。ところが自分が知ったのは12月だということで、意見も聞かれていないというふうに言われています。本当に今からでも徹底をして、今利用されている方、市民の方の声をきちんと聞くべきだと思うんですけど、その点はいかがですか。

○小園福祉局副局長 先ほど御答弁申し上げました、たんぼぼ家と保養センターひよどり、こちらに関しましては、委員御指摘のとおり宿泊のほか、セミナーや多目的ホールなど研修等で御利用いただける施設というふうになっているところでございます。これらの研修室に関しましては、宿泊機能と一体で建物管理をしているというところもございますので、宿泊利用の減少と運営の効率化という今回の施設休止の目的から、研修室等も併せて休止することになったものでございます。

一方、代替施設といたしましては、しあわせの村内には、研修等利用可能なその他の施設が開設されておりまして、例えば研修館にはホールや会議室、研修室、野外活動センターあおぞらには多目的室やミーティング室が整備されている状況でございます。特に集中する時期や時間帯を外せば代替のほうは可能な状況となっているかと思っております。

さらに、今回の休止を受けまして、野外活動センターあおぞらのミーティング室、多目的室においても、研修館ホールやたんぼぼ多目的ホールと同様に合唱やダンス等で御利用いただけるよう、会議室の利用方法について指定管理者と調整を進めているところでございます。

周知期間のことに関しましては、予約に際しては、御利用の皆様に混乱や影響が生じないように、周知期間1年間取っておりまして、予約受付が一番早い学校の教育上の目的や障害者団体の御予約から順次御説明と御理解をいただいているというふうな状況になっております。その他の優先予約の方、具体的には65歳以上の高齢者・障害者は、利用する日の9か月前から、そのほかの一般の御利用の方は、利用する日の6か月前から予約が可能というふうになっておりまして、1年間の周知期間を取らせていただいているところでございます。会議室に関しましては暫定的な休止というふうな位置づけでございます。今後の方向性を決定したものではないのかなというふうに思っているところでございます。

休止後の施設の在り方については、しあわせの村全体のリニューアル方針の中で検討していきたいというふうに考えてございます。

○分科員（朝倉えつ子） 1年前とおっしゃったけど、もう12月に取ろうと思ったら3月ね。でももう受け付けられませんかよってということになるわけですよ。12月使いたいと思う人はね。もう今なんですよ。1年前じゃないですよ。そういう、今あおぞらもあるとおっしゃったけれども、あおぞら、ホール・会議室あっても、たんぼぼのホール、たんぼぼの会議室、保養センターの研修室、全て今まで利用されてた方たちが受け入れられるのかって非常に懸念されてるんですけど、できるんですか。

○小園福祉局副局長 まず、周知期間に関しましては、昨年の12月2日の福祉環境委員会で報告をさせていただいたところから1年というふうに——すみません。御説明をさせて——言葉足らずでした。申し訳ございません。

実際、今全ての方を受け入れることができるのかというところでおっしゃいますと、おっしゃるとおり特に混雑している時期に関しましては、一定受入れは難しいところはあろうかと思っております。ただ、そこに関しましては、例えばちょっと時期等の変更をしていただくとか、そういったところをお願いしていくことになろうかとは思っております。

○分科員（朝倉えつ子） 今利用されてる方たちの意見を聞かないで、どうぞ変更、向こうに行ってくださいっていう説明だけをするっていうことなんですか。

○小園福祉局副局長 重ねてとなりますが、今回のたんぽぽ、ひよどりの休止というところは、施設の在り方というところを今検討しているものではなく、あくまで運営上多額の赤字を出しているところの中で暫定的に休止をさせていただくというところでございます。休止後の施設の在り方については、先ほど申し上げましたが、リニューアル方針の中で検討していきたいと思っております、その際には市民の皆様の御意見もお伺いできればと思っておりますのでございます。

○分科員（朝倉えつ子） たんぽぽの家というのは女性交流施設っていうことでね、やっぱり女性の社会参加であるとか、そういうのを促していくような施設だと思います。それで結局コストとか効率化だけを図って運営できないということになっていけば、本当に今のしあわせの村の理念そのものがどんどん薄められて、今でも有料の遊具ができて、本当に誰もが行けるっていうふうにはならないわけですよ、そういうところだったら。高いお金を払って、行けないという方もいるので、誰でもそこで過ごせるっていう本当に村の理念がどんどん薄まっていくと。ちょっと時間がなくなって次の質問ができなくなってますけど、本当に今の方たちのきちんと声を聞いていただきたいということを言いたいのと、やっぱり今市バスの路線の廃止・減便も計画をされていますけれども、120系統、しあわせの村に行く便が減ると。66系統も廃止か減便かという提案がされています。これも交通局からもし提案があってもやっぱりね、今本当にしあわせの村をもっと多くの皆さんに利用していただく方向で充実させることでやるのであれば、当局としてはきちんとものを言うべきだというふうに指摘をしておきます。

まだまだリニューアル計画については本当に、施設の廃止も前提とするということで言えば、そういうリニューアル計画には反対だということを述べて、最後の質問に移ります。

国民健康保険についてお伺いをします。

そもそも国保は、本当に高齢・低所得の方の加入が多い制度で、法定減免、市の条例減免8割超えるということになっています。神戸市は県内保険料統一に向けて、子供など独自の控除を廃止をしました。市として今激変緩和措置はしてますけれども、連続する物価高で市民の暮らしが大変なときにこそ市としてさらなる支援で保険料値上げとならない、そういう措置を取るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○堀内福祉局国保年金医療課長 支援ということでございますが、いろいろ手段はあるかと思いますが、例えば今いろいろと要望もございますが、一般会計繰入れということはどう考えるかというところがございますけれども、こちらにつきましては、本市では加入者と非加入者の公平性ということを考えたときにですね、こちらは今まで行っていないというところがございます。

また国のほうで、おっしゃったように保険料統一というところ、都道府県単位でやっていく中

で、保険料を引き下げるための一般会計繰入れということにつきましては、こちらも計画的な解消を市町村に求めているところでございまして、県のほうでも県内保険料率の完全統一に向けて取組を進めていくということもございしますので、こちらのほうも繰り入れすることを行うことについては適切ではないというふうに考えております。

また、ちょっとこちらのほうの基金というところで支援してはどうかという話も以前からいただいておりますけれども、こちらにつきましても、基金につきましてはこちらの財源不足の場合にその不足額に充てる目的で条例に基づいて設置されたものでございまして、この目的に加えまして、6年の5月の議会におきまして、県の統一化に向けて廃止後の激変緩和策というところでその財源に充てるように、基金を充てるようにということで条例の改正をさせていただきました。

そういったこともございまして、財源不足の場合とか……

○主査（大かわら鈴子） 簡明をお願いします。

○堀内福祉局国保年金医療課長 すみません。そういったところで——すみません——基金の活用も考えておりません。

以上でございます。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

次に、香川委員、発言席へどうぞ。

○分科員（香川真二） それではよろしく願いいたします。

いきなりちょっと余談なんですけど、昨日、家で小学校6年生の娘が、明日から予算特別委員会やなって言うんですよ。ええって言って、そしたら、今日本会議やったんやろって言うから、何でって聞いたら、今小学校6年生って政治をやってるんですよ、勉強。ほんだら、パソコン配られてるじゃないですか。だからみんなで神戸市会について調べたらしくて、今日お父さん出るよって話をしたら、じゃあ急いで帰って見るって言うてるんで、多分今日見てと思います。頑張りましょう。すみません。

じゃあ質問に入りますね。まず、医療的ケア児・者の訪問看護の導入ということで、本当にありがとうございました。多くの方が喜びの、ちょっといろいろメッセージもらって喜んでおられました。僕が多くの方って言うのは大体2名なんですけどね、みんなって言うときは3名なんです。訪問看護の次のところの予算案のところにあります短期入所のことですね。これみんなが言ってるんですけど、短期入所がなかなか受入れが少ないということで、以前からちょっと懸案事項になってると思うんですけど、その後、進捗どうかなというのを教えていただけますでしょうか。

○八乙女福祉局長 医療型短期入所について御質問いただきました。

3点に分けて説明をさせていただきますが、まず、1点は背景でございます。医療的ケア児・者を24時間介護する保護者・介護者にとっての緊急時と一時の休息——いわゆるレスパイトのための短期入所の利用は不可欠であると認識をしておりますが、市内の医療的ケア児・者を受け入れている事業所では、看護師や介護職の確保が困難な状況が生じておりまして、一部の事業所で受入れを休止しているという状況がありまして、この影響によりまして、全市の利用者が減少しているという経過があります。

看護師と介護職の確保が困難な理由として、医療的ケアが必要な重度の障害者の方を受け入れる事業所のサービス報酬が経営実態に見合っていないことが上げられるということで、本市では当然報酬については、本来国の責任において確保すべきとの観点から、これまでも要望してきたと

ころでございます。

そこで、今年度の取組ということになります、2点目で、このような現状を踏まえて今年度から本市独自に医療型短期入所事業所の体制確保に資する助成金を実施することとしたということで、診療報酬と障害福祉サービスの報酬の差額相当額の助成を行う受入れ強化補助金と、それから保護者・介護者の急な疾病による緊急受入れを行った場合に上乗せして助成を行う緊急受入れ支援助成金を実施しております。

この助成におきまして、事業者の皆様からは、体制維持の一助になっていると評価をいただいているんですけども、一方で、重度の障害がある医療的ケア児の対応には著しい負担がかかるところで、受入れ数の増加を見越した人員確保までの時間がかかると。すぐに効果を出すのは難しいという御意見もいただいております。結果として、昨年11月現在の利用者は40名と、市内の受入れ数が残念ながら増加には至っている現状ではございません。

ただ、市独自支援の効果といたしましては、一定の人材確保・定着による受入れ体制の維持にはつながっているものの、依然として医療的短期入所における職員の負担は大きいという状況で、人材確保が難しい状態が続いておりまして、受入れの増加には至っていないというふうには考えております。

そこで、今後の方針も説明させていただきますが、人工呼吸器等の装着などの高度の医療が必要であるということで、やはり障害特性に応じた個別対応が求められることになります。そのため、支援を行う看護師や介護職の負担が大きいことや高いスキルが必要になることから、育成や定着などを含めた人材確保は、中長期的な視点で取り組んでいただかねばならないというふうに考えております。

また、この取組と並行しまして、今のは施設に対する取組なんですけども、この取組と並行しまして、事業所を増やすために新規開拓に向けまして、医療機関に対して事業所になってもらえないかというところの働きかけを行っているところでございます。

引き続き、医療的ケア児・者や家族の方が安心して日常生活を過ごせるように、現場の声もお聞きしながら、市全体として受入れ確保ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○分科員（香川真二） ありがとうございます。実際医療型のほうの受入れが難しい、人が足りないということもあるんですけど、これちょっと議論したらまた時間がなくなっちゃうんですけど、やっぱり短期入所の一番の課題は、初見でその子を見るってことなんです。これが難しいんですよ。その人によって吸引の角度とか侵入の深さ、これ全然違いますので、ここはやっぱり慣れなんです。だから何度も来てる人はいいいんですけど、それがいい場合は、やっぱり初見で見るというのを物すごくやっぱり負担に思うし、夜間ですから、やっぱり助けが来ないっていうふうな不安感ですよ。ここがあるので、日中に行ってる事業所あるじゃないですか。そういったところで慣れてもらって、その人たちがやっぱり夜間の短期入所を見ていくっていうふうな、そういった人材確保をしないと難しいと思います。だから、日中で、例えば医療型の生活介護を増やしていく。もしくは放課後デイサービスを増やして行って、そこに通っていただいて、施設は別でも、そこのところでいろいろ情報交換をしていくとか、経験を積んでいただくっていうふうにしながら、その人その人によって変わってくることで、そこをちょっとやっていただけたらいいかなと思ってますので、よろしくお願いいたします。

次は、移動支援のことなんですけど、これも日中サービス支援型のグループホームで移動支援を拡充していただけるということで、すごく進歩だと思っておりますが、ここで日中サービス支援

型っていうのは、グループホームは入所施設と近いわけですよ。一緒とは言いませんが近いわけですよ。だから、入所施設の方にもぜひ地域生活支援事業でもあります、神戸市独自で裁量権を持ってる、移動支援を使わせてあげてはいかかなと思うんですが、どうでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 移動支援の対象拡大についての御質問でございます。

移動支援ですね、グループホームにつきまして、日中支援型以外のグループホームについて今までも移動支援は適用していたところでございます。これまで神戸市が日中型に入れてなかったというのは、まず事業所が少なかったということもございますし、国の要領で包括的に支援すべしという文言が日中型にはありましたので、それに倣ってそういう形で今まで認めてこなかったところでございますけれども、日中型が増えて、日中サービス型もグループホームが増えてきた。地域で生活するための施設としてのグループホーム施設というか、居住支援の施設としてグループホームがある中で、ほかのグループホームとの差をつけることの問題点であるとか、実際人員体制も大変ということもありましたので、他都市の状況を見ましても、一部を除いて大体のところがグループホーム全てに導入されている、それと同類の行動援護と同行援護のほうもグループホームには適用が可能というようなこともありましたので、このたび神戸市においてもグループホーム日中型についても適用するというふうに拡大したところでございます。

一方で、入所支援なんですけど、入所支援につきましては、これまでの国の要綱の中で、原則として障害福祉サービスは生活介護等の日中型活動系のサービス以外は適用しないということになっておりまして、同行援護、行動援護についても適用がされないということがあります。そういった意味で、今すぐに神戸市でそこに導入するっていうのはかなり難しいかなと思っております。むしろ入所型でそういうことを求めている施設ということであるのであれば、人の確保であるとか入所支援をやっていく上でできるような報酬、人員体制のことについての基準についてを国に対しては要望していく必要があると思いますので、今までいろんな要望しておりますけど、そこに合わせて報酬全体の見直しということをして国に対して要望していきたいと考えています。

○分科員（香川真二） ぜひ要望していただくのはもう本当にありがたいことなんですけど、なかなかやっぱり要望してもすぐ通らない、時間がかかるっていうところもあるし、現在、今実際入所施設におられる方は、日中活動の支援——移動なんかは困ってる方もおられるわけですよ。奥谷副局長が言われてたのは原則なんです。だから、原則っていうのはやはり例外があるわけじゃないですか。入所施設の場合は、基本的に同行援護と行動援護は使えないということで、視覚障害の方と知的障害の方が対象になる移動ですよ。そういったのがサービスは使えない。ですけど、移動支援は身体も知的も精神も使えるわけですよ。視覚障害は使えないけど。だからその部分でね、多くの入所施設の方って、僕が知らないだけなのかもしれないし、視覚障害の人がそんなにたくさんいるのかなというのは分からないんですけど、肢体とか知的の方が多いと思うんですね。そういう人たちをカバーできるわけですから、ここはぜひとも地域生活支援事業なんですから、神戸市裁量権持ってるわけですから、移動支援を入所施設に拡大していく。優先順位は分かっているんですよ。国のほうが優先されるのは分かるんですけど、サービスは。だけどそこが使えないわけですから、地方自治体の神戸市のサービスを使うっていうふうに考えていただけたらいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○奥谷福祉局副局長 確かに原則には例外がございますけれども、この例外についても国のほうでは明確にしているところがありまして、日中支援型のサービスを受けない。だから一時帰宅で日中の支援を受けていないというときにはヘルパーとかそういうのが使えるということで、外泊を

していて、そこでその間使うということまでは妨げるものではないんですけど、入所支援を使いながらデイに移るっていうところまで読めるかというところ、なかなか今の段階では難しいと考えております。

地域生活支援事業ですので、財源の問題であるとか、ヘルパーさんの確保とかいうところの別の問題もありますので、課題としては、前から委員もおっしゃっていますので、検討はしたいと思いますが、なかなか難しいので、国に要望してまいりたいと思います。

○分科員（香川真二） いろいろ勉強してきたんですけど、奥谷さんのほうが一枚上手だったということで、今日はちょっと引き下がらせていただきます。また議論させてください。

次は、重度障害者就労支援事業の自己負担のことにに関してなんですけど、12月4日ですね、神戸新聞にも大きく記事に載っていますので皆さん多分御存じだと思います。重度障害者の方が働いているときに、もともと重度訪問介護なんかで在宅のサービスであるわけなんですけど、それが職場でも使えるようになるというふうな、そういう画期的なサービスで、重度障害者の方がやっと働ける可能性が上がってきたわけですね。ただ、これが在宅と職場と自己負担がそれぞれにかかってきますよということで、二重に自己負担がかかるということはかなり本人さんにとっては負担が大きいということを今回この新聞とかでも本人さんは訴えられてるんですけど、ここも地域生活支援事業ですね。ですから、ここも神戸市さんでどうにかできるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○黒田福祉局障害者支援課長 今御紹介いただきました重度障害者等就労支援特別事業でございますけれども、厚生労働省のほうで令和2年度に創設された事業でして、今御紹介いただいたとおり、重度訪問介護の対象でない、通勤であったり、職場での介護というのを対象とした支援となっております。本市におきましても令和4年度から実施しておりますところなんです。全国的に見ますと、政令市では実施はしておるんですけども、全国的にはまだまだ実施に至っていない自治体が多いということで認識しております。

御指摘いただいたとおり地域生活支援特別事業でございますので、財源の問題はありますけれども、各自治体のほうに裁量のほうが委ねられておりまして、神戸市におきましては、介護給付の自己負担と同じような基準で原則利用されたものの1割、かつ各世帯の所得に応じて上限額を設けておるというようなことをしております。取り入れて実施しております各自治体を見ますと、おおむねほとんど同様の基準でやっておるというところがございます。

本来であれば、全国どこにいても、自治体ができる、しないにかかわらず同じような支援が受けられるというのが望ましいと考えておりますので、本来であれば国で検討していくべきものかなというふうには思っております。

一方で、事業そのものを神戸市もまだ開始して間がありませんし、課題というのがあるというふうに捉えておりますので、ただ利用者の方、あるいは事業者の方を幅広く各機会を捉まえて御意見を聞かせていただきながら、改善に向けてまた検討してまいりたいと思います。

一方で、これも委員御指摘ありました重度訪問介護による職場での支援についても、一定必要と認められるものについては報酬の対象になるように今現在国に求めているところですし、これにつきましては引き続き求めていきたいと考えております。

以上です。

○分科員（香川真二） ありがとうございます。いろいろ財源という問題が出てきたと思うんですけど、地域生活支援事業の財源、神戸市さんでぜひ局長、確保してください。そしたらいろんな

可能性が広がっていきます。よろしくお願いします。

以上です。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

次に、村野委員、発言席へどうぞ。

○分科員（村野誠一） 村野誠一です。よろしくお願いいたします。

いろいろ聞きたいことがあるんですけども、まず、民生委員の活動支援についてお伺いしたいと思います。

実費弁償、過去に神戸市も上げて報いるということでしたがけれどもね、私も取り組ませていただいたんですけど、現状成り手不足、私も民生委員推薦会にも出席をさせていただいて、やはり空白地域っていうのはなかなか解消されてないということで、実際成り手不足対策というのがどのように皆さん講じておられてるのか。それから、他都市なんかで先駆的な事例というものはあるのか。実費弁償についても、やはり今の現状が、皆さん方の働きというかね、現場で汗かいていただいているものに見合ってるのか、適正なのかと。その辺どのような認識なのか、まずお伺いしたいと思います。一問一答でお願いします。

○八乙女福祉局長 成り手不足について御質問いただきました。

民生委員の成り手不足につきましては、課題とずっとなっておりまして、一斉改選のたびに充足率が減少しているということは非常に大きな課題と認識をしております。

成り手不足の解消に向けた取組といたしまして、幾つか説明をさせていただくんですけども、まずは、やはり活動に対して民生委員は大変だというようなイメージがありますので、負担の軽減を図るということで、証明事務をなくしていったりとか、資料をデータで送るとか、加えてタブレットを使いまして、民生委員活動の記録等の負担を軽減するとかというような取組を行っております。

また、2点目につきましては、やはり周知というところとイメージの改善、民生委員そのもの自体が何をされているのか分からないということ。それから民生委員そのもの自体の活動が大変だという言葉だけが広まっている部分がありますので、年齢層を問わず、若い方からも含めて広く広報・宣伝を行っているところでございます。

あわせて大学生のインターンシップ事業なんかも行いまして、20代の学生——神戸女子大だけなんですけども——に活動も一緒に、実習を行っていただいて、分かっていただくようなことも行っているところです。

もう1点、実費弁償費についての御質問いただきましたが、国の地方交付税の算定基準は1人当たり年間6万200円ということが措置されているんですが、神戸市におきましては令和5年度から市独自で7万円を上乗せしまして、年額13万200円というふうに増額をさせていただいております。政令市では第2位ということになっているのと、それから加えて、同じく令和2年度から欠員の地区を補完している地区会長だったり、近隣の民生委員に1区域当たり年額3万6,000円を追加するという仕組みを加えて負担の軽減を図っているところです。活動の内容によって、それが足りてる、足りてないというお話があるかと思いますが、今後も実情を伺いながら検証して、必要に応じて改定を検討していきたいと思っております。

○分科員（村野誠一） 今、私が聞いたから答えていただいたんですけども、お答えいただいたことというのは、私実際に取り組んでやるべきなんではないかということね、先ほどの空白のところを担っていただいている方は実費弁償をもらっていないじゃないかということで、これについて

も私が指摘をさせていただいて、手当をしていただいたのでよく理解はしてるんだけど、私の印象ではね、とにかく成り手不足対策っていうのが、何も今まで新しいことをやってないという印象なんです。先ほど、いろいろと報告等をICTなんかを活用してとかね。それは今までやってなかったことかも分かりませんが、じゃあそれが本当に現場の方々の負担の軽減につながり、それが人手不足とか成り手不足につながっていくのかというふうに私は思えません。だから、何が言いたいかというと、同じことをずっと今後も取り組んでいきますとかっていう、同じことを繰り返していても、恐らく民生委員さんの成り手不足というのは解消されないだろうというふうに思っているんで、何か新しいことを検討してないんですかっていうことを聞いているわけです。他都市の先駆的な事例なんかっていうのも把握してませんかという、この2点もう1度お伺いしたいと思います。

○**八乙女福祉局長** 今新しい視点というところでお話をしてるのが先ほどの民生委員事務のDX化というところで、昨年度から取り組んでおりまして、昨年度は灘区をモデルでやって、今年度からは全市に展開をしようとしているところでございます。

それから、あとは民生委員支援員というのを全市で広めていってるところなんですけども、民生委員支援員だったり、民生委員をサポートする方々の取組自体をもう少し拡大できないのかというところも検討しているところでございます。

それから、他都市の状況については、申し訳ないんですけどもなかなか把握ができてないところでございまして、民生委員の充足率がやはり神戸市よりも少ない自治体がございますので、その情報については調査をして、参考となるところがあれば取り組んでいきたいと思っております。

○**分科員（村野誠一）** 成り手不足っていうのは昨日今日言われてるわけではなくて、もうずっと言われてるんでね。他都市の状況を把握してないっていうのはちょっといかがかなと思いますよ。だからしっかり早急に調べていただいて、参考にできるところがあるかどうか分かりません、調べてないからね、私も分からないけれども、しっかり把握して、また教えていただけたらとは思いますが。

事務の負担の軽減というのは、あくまでも今の民生委員さんの負担の軽減にはなるけれども、新たな成り手の解消には、私はつながらないというふうに私は思っておりますから、やはり新たなことを考えていただく必要がある。必要があれば、確かに先ほど説明があった政令市では上から2番目、かなり神戸市も上乘せをしておりますけれどもね、これについては、本来は国がしっかりとつけていただかないといけないわけで、今の市長も政令市の会長をやっておりますからね、そういう意味では、国に対してこれについても実態に合っていないんだということをしっかり要望していただいて、改善に向けてそれをお願いをしておきたいと思えます。

以前の民生委員の推薦会のときに、実際の民生委員さんからもお聞きしたんですけども、成り手不足っていうのは何が原因だと思いますか。それはいろいろあるんですけども、地区要件っていうものがネックになっているというふうにお聞きしたんですけども、地区要件について、今どのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○**八乙女福祉局長** 民生委員・児童委員は幾つかの要件があるんですけども、その中で地域という観点につきましては、神戸市議会議員の選挙権を有することというのが要件の1つになってます。市議会議員の選挙権を有することが要件ということは、神戸市内に住民登録がある方でなければならないということになるんですけども、もう1点の要件で、地域の実情に精通しており、地域の

住民が気軽に相談できることというところがあるのですけれども、地域要件が絶対ではなくて、本市では居住している区の中から推薦しなければならないというような限定のルールは設けておりません。例えば、商店街にお務めでおうちは別のところにあるとか、学校の先生であるとか、お住まいの区と別の区でお勤めや自営業をされている方が勤務地の区で民生委員をされている事例はございます。

ただ、その——本市では従来から広く地域の中で適任者を推薦できる体制を設けているところなんですが、なかなかそのところが十分に周知ができていないのではないかとということも御指摘をいただいておりますので、地域の実情に通じているなどの要件を満たせば、お住まいの区でなくても民生・児童委員に推薦できるということをこれから積極的には周知していきたいというふうに考えております。

○分科員（村野誠一） 今の説明ちょっと前の段階が長くて分かりにくかったんだけど、だから私、民生委員推薦会の須磨区会に出たときに、地域要件というのがネックになっているというふうに民生委員さんの副会長やったか——ちょっとこれ間違ってたら申し訳ないんだけど、役員さんが2名出られてるわけで1人は会長だけでも、もう1人、だから副会長だったんではないかなと思うけれども、その方がやはり何とかこれが撤廃できないかということ発言された。ほかの方々も地域要件というのは何ぞやという話になって、だからあまり分かってないわけですね。今の局長の御答弁では、もう地域要件というのはありませんと。だから、実際にそこに住んでなくても——だからそのときに議論したんですわ。確かにそうですねと。私は以前須磨区に長いこと住んでたけれども、今は長田にいます。そうすると、須磨と長田とどっちが詳しいかというと、以前住んでたところのほうが長く住んでるから詳しいんですと。もう顔も見える関係をずっと築いてきたと。だからそういった意味では、今住んでいるところが要件ではなくて、やっぱりよくそこを分かってる方であれば十分になっていただける、成り手になっていただけるのではないのかということですよ。だからそれが事実、周知されてないから、私が出席した須磨区会の中でもそういうやり取りになるわけです。しっかりその辺は改めて周知をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。少しこれが現場で、地域要件というものがないということになると、皆さんが推薦をしてやっていきますから、現場の方々が知らなかったら推薦のしようがないんでね、成り手不足の解消にはつながりませんから、よろしくお願いします。

もう時間がないので、もう1つはしあわせの村についてちょっとお伺いしたいんですけど、以前、令和元年にリニューアル検討有識者会議というのがあって提言がなされてます。これちょっと見せていただいたけれども、もうかなり総花で、委員さんもこういうものになったらいいいんじゃないか、ああいうものになったらいいいんじゃないかといろんなことが書かれてるんだけど結論は、要はどういう結論だったのかということをお伺いしたいと思います。

○八乙女福祉局長 リニューアル検討有識者会議というのが令和元年度に開催されたんですけども、結論を簡単に申し上げますと、福祉課題解決のための実践の場として、多様な人・団体と連携したソーシャルインクルージョンに向けた実現というところの提言を、主に理念を提案いただいたように思っております。

○分科員（村野誠一） 先ほどサウンディングの話がありました。サウンディングっていうのは当然その民間の事業者なんかにね、要は需要があるかということも聞くわけですよ。だから民間事業者が、我々やったら、これやったらやってもいいんだけど、それが全て今後のしあわせの村につながるとは思いません。まさに元年に有識者の方々がいろんな意見で、一応そのときは真面

目にやったんでしょう、提言出してるわけですから。その提言とは全く違うようなものができるということは考えられないわけなんですけれども、しっかりやっていただきたいんですけど、その大前提としてね、今のしあわせの村に誰が来てるのかと。どういう人たちが使ってるのかっていう属性というのをまずしっかり把握しないといけないわけです。今北区にあるわけですが、じゃあ西区の人が使ってるのか、東灘の人もちちゃんと来てるのかとかね。あそこは近隣の方々だけのための施設というふうに位置づけられているわけではないんです。しかし、現実的に、アクセスについても、先ほども話あったけれども、提言の中にも触れられてますけれども、行こうと思っても行きにくかったら行けないでしょっていうこともあるわけですね。まず、現実的に今、何区の人たちが使っているのか、やっぱりきちっと調べると、確かに周辺の区の方しか使われてませんというようなこともあり得るわけですね。これはもう大前提になってくるんです。私は過去に、神戸市の公の施設については、しっかりと市長もエビデンスに基づいて展開していくべきだということをおっしゃってるから、きちっと属性の調査をした上で、どういうふうに今後、在り方を検討していくのか考えていくべきなんではないのかということで、しっかり調査すべきでしょっていうのを令和3年の予特のときに企画調整局に質問してます。そのときの大畑副局長の当時の答弁が「今後、全ての指定管理者施設におきまして、利用者の属性を含む利用実態を把握いたしまして、施策展開に生かすよう努めていくとともに、さらに施設の有効活用、存廃等、抜本的な在り方を検討する際には、事業主体である所管局はもとより、行財政局とも連携の上、詳細な調査を実施してまいりたいというふうに考えてございます。」というふうに答えているわけですね。だからしあわせの村もしっかりとした、今誰が、どんな人たちが、年齢層、障害の有無、男性・女性、そういうこともしっかり調べた上で、今後全ての市民の方々に使っていただくためには、アクセスも含めてどういうようなものがあるのかということを考えていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、御答弁をお願いします。

○主査（大かわら鈴子） 小園副局長、簡明をお願いします。

○小園福祉局副局長 実態をつかむというところで言いますと委員御指摘のとおりだと思っております。村に関しましては、年1回入村者アンケートを取っております。居住区でいいますと、現在、北区の方が47.6%というところ、年齢で言いますと75歳以上の方が24.8%ということで、それぞれのカテゴリーの中では一番多いという数字になってございます。

以上でございます。

○分科員（村野誠一） やはり北区が多いということですね。抽出では駄目なので、正確に一度調べた上でやっていただきたいということをお願いして終わります。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

次に、川口委員、発言席へどうぞ。

○分科員（川口まさる） 第20号議案介護保険条例及び施行規則の改定についてお伺いいたします。

改定の経緯が複雑なので、まず、2月19日の福祉環境委員会における福祉局の委員会資料を引用して確認します。ちょっと長くなりますが御容赦ください。

まず、委員会資料15ページに添付されていた神戸市介護保険条例及び神戸市介護保険条例施行規則の一部改正（案）についてという参考資料から引用します。「令和7年度税制改正により、給与収入金額が55万1,000円以上190万円未満の方の給与所得控除が、55万円から65万円に引き上げられた。これにより、介護保険料算定の基礎となる合計所得金額が引き下がり、保険料収入が減少することが想定される。国は、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入

の減少を防ぐべく、令和８年度に限り税制改正の影響を遮断するため介護保険法施行令を改正し、介護保険料算定の基礎となる合計所得金額については令和７年度税制改正前の算定方法による旨の特例を設けている。これに伴って、神戸市介護保険条例においても以下のとおり必要な条例の改正を行う。」と記載されております。

まず、条例改定の部分は、要するに国の税制改正によって所得控除が引き上がり、被保険者が支払う保険料が減るはずだけれど、政令によって令和８年度はそういった影響を遮断するので、神戸市が独自に設定している保険料段階６から１５段階についても、政令の趣旨に合わせて条例を改定するという話です。

その上で、仮に条例改定案可決の場合、福祉局は規則改定も行う予定と聞いております。規則改定の部分は税制の影響遮断を減免しようとするものです。その規則改定についても同じ資料から引用いたします。「改正後の介護保険法施行令が本来は非課税である被保険者やその世帯に及ぼす影響を鑑み、国は、保険料の減免に関する規定を定めることができるとしており、本市において、以下のとおり神戸市介護保険条例施行規則を一部改正して保険料の減免を行う。（１）介護保険法施行令または条例の特例により、令和８年度市民税が非課税であるにもかかわらず、介護保険上では令和８年度の保険料算定において課税とみなされていることが、保険料の減免の対象となる特別の理由（条例第２３条第３号）に該当することを定める。なお、減免対象については、国が令和７年度市民税非課税を対象としているところ、本市では対象を拡大して、令和７年度の課税状況は問わないこととする。」と記載されております。

乱暴にまとめると、まず、国の税制改定によって控除が増えて、税と保険料が減額になります。しかし、令和８年度の介護保険料については政令によって影響を遮断するので保険料は下がりません。けれど、要件を満たす人については、やっぱり保険料を減免しようとしており、神戸市は減免の対象者を国の通知よりも広くしようとしていますと、こういう内容です。

さて、減免に伴う保険料収入減の補填に必要な財源の多くは介護給付費等準備基金です。この基金は、介護保険料の上昇を防ぐために活用されており、令和９年度から第１０期計画期間でも同様に保険料低減に利用されるものと認識しております。

まず、このような重要な財源を利用し、保険料をあえて減免しようとする理由はどのようなものでしょうか。

また、２０２６年１月９日発出の厚労省通知Ｖｏ１．１４５９は、「令和７年度の住民税非課税の者について、令和７年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和８年度も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げの範囲の就労調整（就労収入の増加）を行う場合については、介護保険法第１４２条に定める『特別の理由』に該当するとして、同条に基づき、当該者の保険料を令和８年度保険料算定において、課税・非課税の判定について、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとする。」と記載しております。

このように、厚労省においては引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整、就労収入の増加を行う場合においてのみ特例減免できる旨を通知していますが、神戸市においては、前年度の課税状況にかかわらず減免する方針を示しています。減免対象者をあえて拡大しようとする理由はどのようなものでしょうか。併せてお願いします。

○八乙女福祉局長 条例改正と規則改正について御説明をいただきました。

先ほどの条例改正の概要のところ、令和７年度の税制改正の影響を遮断して、６年度と同様

の算定をするということであつたんですけども、税制改正を使って介護保険の保険料を算定すると、神戸市では約3.7億円の保険料が減少するということが見込まれておりました。そこで、国の通知に基づき、介護保険条例の改正を行って、令和6年度の基準で保険料を算定するという仕組みのための条例を改正をしたいというのがまず1点。

それに加えて、減免の実施ということで、ここからちょっと丁寧に説明をさせていただくんですけども、税制改正、介護保険法の施行令というのが改正をされまして、1万人程度の方が保険料段階を移動するというふうに見込まれてまして、とりわけ今回の税制改正を受けて就業時間を増やした——税制改正自体が手取りを増やすというところで、就業時間を調整された方がおられる。それが税制改正の趣旨というところで——税制改正を受けて就業時間を増やしたと思われる方、税制上は非課税なんだけど、今回の介護保険上は課税とみなされる方——いわゆるみなし課税という表現をしてるんですけども、このみなし課税とみなされる方については、保険料が複数段階にわたって移動するケースが多くて、その方の保険料額に大きな影響を及ぼすおそれが想定されるということで、遮断の影響を受ける方が大体1万人というお話をしましたが、そのうちみなし課税に該当する方が1,200人という方で、この1,200人の方を救いたいというところで考えたところでございます。

税制改正としては就業調整の対応を意図したものであることから、国は就業調整を行っていた方、具体的には令和7年度には非課税で、今回みなし課税に当たる方の保険料を減免できる旨を自治体に通知しているところであるので、神戸市として減免について検討したところでございます。

ここからが御質問の本市独自で減免範囲を拡大する理由はなぜかということなんですけども、国の通知によりますと、令和7年度非課税であることを減免の要件としております。例えば、これまで非課税の範囲内で就労調整を行っていても、令和6年一時的な所得があるなど、令和7年度の住民税が課税になっている方は減免の対象外となって、就労調整を行っている者を救済するという今回の減免目的が果たせない事例が生じるということが想定されました。

また、今年の6月に保険料額の決定通知を送る予定にしているんですが、そこにみなし課税という旨の記載をすることになるんですけども、国通知のように令和7年度の課税状況を要件としてしまうと、みなし課税に該当する者の中で減免を受けられる方とそうでない方が混在することになって混乱が予想されることになります。これらを踏まえまして、本市におきましては、就業調整の対応への公平性と、市民の皆さんにとって理解のしやすさの観点から、みなし課税の方1,200人全員を——約1,200人ですね——減免の対象としたいと考えております。

次にもう1点、介護保険財政に与える影響で、なぜ基金を使うのかと御質問をいただいたんですけども、先ほどお話をしました3.7億円の保険料収入の減少を防ぐことができる一方で、減免の実施によりまして約4,400万円の保険料収入の減少がされるということになります。減免による保険料収入減につきましては、国・県等からの負担金収入を約5,000万円見込んでおりますほか、これまでの決算余剰金等を原資で造成してきました介護給付費等準備基金を約3,900万円充てる予定にしております。

御指摘のとおり準備基金は非常に大切な財源であると認識をしておりますが、令和6年度の実質基金残高は約105.3億円となっていること。減免の趣旨とそれに要する経費を勘案した結果、今回の減免の実施に判断が至ったということでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○分科員（川口まさる） ありがとうございます。令和7年度の課税状況を要件とすると、みなし課税に該当する者の中で減免を受けられる方とそうでない方が混在することで混乱が予想されるという御答弁がありました。確かに国の通知どおり令和7年度の課税状況を要件としてしまうと、例えば令和6年度にだけ贈与を受けた場合など、一時的に課税状態になった市民が減免の対象外になってしまいます。それでは不公平感が生じるとは思います。

しかし、率直に言って減免の範囲を設定すると、どう操作してもその狭間において不公平感を生じるとは思います。

本規則改定に当たり、仮に神戸市における減免対象者の範囲について、国の通知によらず裁量的に操作した結果、みなし課税の市民という対象集団の中ではひとしく減免対象者になったとしても、被保険者という対象集団の中では減免対象者とそうでない方が混在する結果には変わりはありません。結局のところ、減免の対象範囲としてどこかに線を引いて定義した時点で不公平感は既に内在しています。原理的に不公平な壁を執拗にいじっても複雑化するだけで、何ら解決にはつながらないと思います。税制改定の影響遮断によるみなし課税に際して保険料を減免できるとしても、市としてはできるだけ簡素な対応を取るべきだと思います。例えば、減免対象を全員に拡大して遮断を完全に打ち消す判断も理論上あり得ます。これは1つの解だと思います。もしくは、通知の記載は減免できることとするであり、任意なので市において減免の義務はないとして、減免を全くしない手もあります。あるいは、どのみち減免の対象者と対象外とが混在するのだから、国の通知どおりに実行する方法もあります。

意見として申し上げますが、様々な選択肢がある中で、神戸市において裁量的に減免範囲を操作するという方法はあえて選ばないほうがいいと思っています。規則改定に当たっては御留意いただきますようお願いいたします。

再質問のほうに移ります。一連の制度改定は、税制改正の影響を遮断し、保険料収入の減少を防ぎつつ、一部の被保険者に減免を行おうとしており、非常に複雑だと感じます。

また、保険料減免については、6月の当初賦課までにシステム改修を行うことが困難で、職員が手作業で処理を行うと聞いております。自治体は、国の無責任とも言える制度改定によって、財政上のみならず実務上も多大な影響を受けております。国は制度改定に当たり、実務を担う自治体の意見を聴取すべきだし、必要な情報は遅滞なく提供すべきだと思います。神戸市として国に改善を働きかけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○小園福祉局副局長 このたびの国の対応の内容自体は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応、並びに介護保険事業の安定的な運営の観点から必要な対応だったと認識しているところではございます。

とはいえ、今回の対応に伴う詳細な情報が自治体説明会で示されたのは本年1月末ということでございまして、その後の短期間でシステム改修の検討をはじめとした多くの対応が必要となつてございます。実務上の負担が生じているところは御指摘のとおりだと思います。

本市では、これまでも他都市とともに、制度改正等に当たっては、作業時間と周知期間を十分設けること等を国に対して要望してきております。今後も制度改正等に当たりましては、実務を担う自治体の意見をまずしっかり聴取いただきたいというところ。加えて、施行までの十分な期間を確保できるよう速やかに情報提供することなどを機会を捉まえて、また国のほうにも伝えてまいりたいと思っています。

○分科員（川口まさる） ありがとうございます。よろしく願いいたします。説明会で示された

のは本年1月末ということで、短期間で多くの対応が必要となったということで御説明がありました。

保険料収入の減少を防ぐという観点と被保険者の負担を軽減するという観点はそもそも相反するものです。控除、遮断、減免と次々に新たな仕組みを設け、前提となっている制度を繰り返し打ち消していくこと自体が不合理だと思います。神戸市は複雑化した仕組みに対応する手間が増えてシステム改修に費用もかかります。さらに被保険者に対する制度説明も困難になりました。先ほど御説明のあったとおり、しかも短期間での対応を強いられています。

国政が場当たりの制度を弄ぶことで、自治体は本来不要な負荷を押しつけられているようにさえ感じます。政令改正の部分については、神戸市としては国の方針にのっとって対応するしかないですが、実務上の課題を丁寧に国に伝えるなど国への働きかけもお願いいたします。

残り時間が1分とかなので、残る論点は別の機会にします。

今日は以上です。

○八乙女福祉局長 申し訳ありません。1つ訂正をさせてください。

先ほど減免の4,400万円の保険料収入の財源の内訳を説明させていただいたときに、国・県等からの負担金収入を5,000万円と私は申したんですけども500万円の誤りで、国・県等からの負担金が500万円、基金を3,900万円充てるとということで、合計4,400万円ということで訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○主査（大かわら鈴子） 御苦労さまでした。

以上で、福祉局関係の質疑は終了いたしました。当局どうも御苦労さまでした。

○主査（大かわら鈴子） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。長時間の審査お疲れさまでした。

次回は3月2日月曜日午前10時より、28階第4委員会室において環境局関係の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

（午後4時16分閉会）